

【別冊】

# 新規事業等 評価調書



# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10021	予算事業名	広報推進事業		担当部局	総務部	
個別事業名	3	総合型シティプロモーション推進事業			担当課室	総務秘書課	
					担当班	秘書広報班	
事業期間	令和 26 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.情報環境の整備			款(名称)	2.総務費	
	施策	1.情報環境の整備			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	7-3-1-①情報発信の充実			目(名称)	2.文書広報費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>本市はこれまで、市の「知名度・認知度の向上」「シビックプライド(地元に対する愛着、誇りなど)の醸成」「来訪者増加」に主眼を置き、テレビ放送などのメディア活用、映像コンテンツやレギュラー番組の制作、各種広告媒体を活用した情報発信などのプロモーションを平成26年度から展開してきた。</p> <p>地域ブランド調査の市区町村魅力度ランキング(2018年→2021年比較)で、本市の認知度809位→718位(↑91)、魅力度475位→467位(↑8)、居住意欲度729位→558位(↑171)になるなど、着実に成果をあげていると考えている。しかしながら、全国的には決して認知度、魅力度が高いとは言えないため、継続して積極的にPR活動に取り組む必要がある。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>上記(1)のとおり、「知名度・認知度の向上」「来訪者増加」「シビックプライド(地元に対する愛着、誇りなど)の醸成」の3つを主な目的としており、長崎県内を軸とした九州圏(主に福岡県・熊本県・佐賀県)や東京・大阪などの都市圏をターゲットに、本市が持つさまざまな魅力を発信することで南島原ファンを増やし、特産物などの購買力誘引や交流人口および関係人口の拡大に繋げるため、本市に適した手法でプロモーションを実施することとしている。</p>						
<b>(3)事業の概要</b>							
<p>これまで実施してきた主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内テレビ・ラジオレギュラー番組やテレビCM放送、九州・全国の番組誘致</li> <li>・映像コンテンツの制作(ショートフィルム「夢」「記憶の灯」、アニメ「巨神と氷華の城」、オリジナルドラマ「転生みそ五郎どん〜ここは異世界?南島原〜」)</li> <li>・ラジオ、新聞、雑誌、webなど各種広告媒体の活用</li> <li>・その他、おいしい南島原ブランドロゴ、南島原食堂、オリジナルサウンドロゴ・メタバース空間制作など</li> </ul>							
<b>(4)期待される効果</b>							
<p>市のさらなる知名度・魅力度の向上を図り、市外には観光・特産品の購買・移住・ふるさと納税など「選ばれるまち」を目指したプロモーションを展開することでメディアへの露出を増やし、市内では、地元の魅力や誇れるものを外部へ市民自らが発信することでシビックプライドの醸成を図り、最終的には市の将来像である『これからも「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」の実現』につながる事が期待される。</p>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		29,700	29,700	29,700	29,700	29,700
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債	過疎債(ソフト事業)	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
	特財						
一財		14,900	14,900	14,900	14,900	14,900	
年度別取組の概要			業務委託料	業務委託料	業務委託料	業務委託料	業務委託料

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	A	明確な事業目的を定め、本市に適した手法で本事業の執行に努めている。
		a.寄与している		本事業ではメディア戦略をメインとしており、各部署が実施するプロモーションとも連携し、幅広いPRに努めている。
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.認められる	A	アフターコロナを見据え、本市の優れた地域資源を生かしたプロモーション活動を展開することで交流・関係人口の増加につなげるため。
		a.必要性がある		本事業ではメディア戦略をメインとしており、各部署や事業者が実施するプロモーションをさらに全国に展開させるため。
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	観光・特産品の購買・移住・ふるさと納税など本市が「選ばれるまち」を目指すうえで、本事業は必然性がある。
		a.欠いていない		近隣市でも近年は広報戦略に力を入れており、本市でも継続してプロモーションを展開する必要があるため。
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	a.発揮予定	A	「(1)事業・制度の背景(現状と課題)」に記載のとおり、着実に成果をあげている。
		a.最適である		近年の社会情勢、消費者行動の変化を的確に捉え、継続的に実施できる本市に適した手法にて、プロモーションを行っている。
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	令和4年度までは県内民放テレビ4局を対象に、令和5年度からは公募型プロポーザルを実施して最優秀提案者と契約を締結しており、公平性は確保されている。
		a.与えていない		与えていない。
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 島原市はシティプロモーション課、雲仙市は広報推進課という広報に特化した部署を設置するなど、近年は各自治体においてもプロモーションなどの広報戦略に力を入れている。 本事業を実施しなかった場合、本市の優れた地域資源をPRする機会が失われ、観光、特産品の購買、移住などあらゆる分野に影響を及ぼすことが予想される。			
	課題	「(1)事業・制度の背景(現状と課題)」に記載のとおり、全国的には決して認知度、魅力度が高いとは言えないため、継続して積極的にPR活動に取り組む必要がある。		
	解決策	継続して、各種メディアやマスコミを活用した情報発信を行うことで、露出を増やし、市の知名度・認知度の向上につなげていく。また、「新規性」「話題(トレンド)性」「時事性」を意識した取り組みを実施するとともに、各部署や各団体との連携を密にすることで、プロモーションの効果最大化を目指す。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続	
	市長評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	統合	
備考	<p>アフターコロナを見据え、本市が有する豊富な農水産物、特産物、観光資源、芸術、文化、美しい自然など、優れた地域資源を生かしたプロモーション活動を全国に向けて戦略的かつ効果的に展開することは今後も必要であり、次年度以降も継続して実施することとしたい。</p> <p>本事業を開始してから本年度で10年となる。これを一つの区切りとして、本市が実施している様々なプロモーション関連事業について統合を進めることとする。 統合後のプロモーション事業の主管課は、総務秘書課に限らなくても良い。</p>			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10060	予算事業名	アーカイブズ事業		担当部局	総務部	
個別事業名	1	アーカイブズ事業			担当課室	総務秘書課	
					担当班	行政班	
事業期間	平成 18 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	8.協働行政			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.質の高い行政運営				款(名称)	2.総務費
	施策	1.質の高い行政運営				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	-				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>【現状】平成20年度に旧口之津第二小学校を「南島原市アーカイブズ事業文書センター」として位置付け、施設改修を行うとともに、旧町時代に作成した公文書等を一括集約している。平成30年度から保存年限10年以下の文書について歴史的価値の判断(評価選別)を行っている。</p> <p>【課題】文書センターでは、保存文書をスキャニングし、文書管理システムにデータを登録する作業をしているが、市の文書を保存する新たなスペースがない状況となっており、文書の減量化を早急に図らなければならない。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>【対策】評価選別を進め、文書の保存及び廃棄の適正化を図っていく。</p> <p>【必要性】市の保管する公文書等の中から、歴史的資料として重要な価値を有するものを市民の共通財産として保存管理し、継続的に後世に伝えることで地域文化の振興を図ることにつながる。</p>						
個別事業の内容	<b>(3)事業の概要</b>						
	<p>【対象者】市民及び市役所内部</p> <p>【手法・手段】保存年限10年以下の文書は、「南島原市公文書評価選別基準」により、歴史的価値の判断(一次評価、二次評価)を行い、文書の保存及び廃棄を行う。</p> <p>保存年限30年の文書は、スキャニングして文書管理システムに保存し、保存年限経過後に歴史的価値の判断を行う。保存している公文書等をもとに、アーカイブズ企画展を開催し、一般公開を行う。</p>						
	<b>(4)期待される効果</b>						
	<p>歴史的資料として重要な価値を有する文書を市民の共通財産として後世に伝えることができる。</p> <p>重要な文書を保存することにより、今後の行政運営(事業の実施)に資すると考えられる。</p>						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		3,453	3,455	3,455	3,455	3,455
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財		3,453	3,455	3,455	3,455	3,455	
年度別取組の概要		一般消耗品費1,032、リサイクル料990	一般消耗品費1,032、リサイクル料990	一般消耗品費1,032、リサイクル料990	一般消耗品費1,032、リサイクル料990	一般消耗品費1,032、リサイクル料990	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	歴史的価値を有する公文書等を保存管理し、後世に伝えることで地域文化の振興を図ることにつながる。 保存している公文書等をもとに、アーカイブズ企画展を開催している。	
		b.一部寄与している			
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の知る権利と開かれた市政運営のため行うものである。 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有している。	
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか			
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	文書の適切な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならない。 近隣市では歴史公文書の選別を行っていないが、県内では長崎県、平戸市、長与町等が歴史公文書の選別を行っている。	
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか			
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	重要な文書を保存することにより、今後の行政運営(事業の実施)に資すると考えられる。 文書の量が多く、保存文書をスキャンして文書管理システムに登録する(データ化)作業が進んでいない。	
		事業執行の方法が最適な手法であるか			
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民の共有財産として保存管理するものである。 市民の共有財産として保存管理するものである。	
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか			
	その他の視点				
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 歴史的資料として重要な価値を有する公文書等が適切に管理されなくなると、カビの発生や、害虫によって公文書等が劣化したり、公文書等が散逸してしまう恐れがある。また、歴史的価値の有無を選別されることなく廃棄されると、市町村の誕生、交通・産業の発達、学校教育、文化活動や行政の活動記録などの地域の歴史を幅広く網羅した市民の知的財産を後世に伝えることができなくなる。			
課題		市の文書を保存する新たなスペースがない状況となっており、文書の減量化を早急に図らなければならない。			
解決策		評価選別を進め、文書の保存及び廃棄の適正化を図っていく。			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続 歴史的資料として重要な価値を有する公文書等を保存管理していくことは今後も必要であり、次年度以降も継続して実施することとしたい。		
	市長評価	公益性 B 必要性 B 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続 事業自体は令和6年度も実施を可とするが、旧町時代の文書については当初持ち込みの際に文書分類に基づく分類がなされないまま多くが持ち込まれていることもあり、保存・破棄の選別が遅々として進んでいない状況にある。終わりの見えない事業に陥っていることから、今後のアーカイブ事業のあり方について事業縮小を前提に検討し、令和6年度政策評価調書提出までにその方向性を示すこと。 なお、会計年度任用職員の任用期限が令和6年度までであることも考慮すること。		
備考					

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11050	予算事業名	企画一般管理費	担当部局	総務部	
個別事業名	05	自転車活用推進計画見直し事業		担当課室	財政課	
				担当班	政策班	
事業期間	令和6年度～令和6年度	(1年間)		実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	8.協働行政		予 算 科 目	会計区分	1.一般会計
	政策	—			款(名称)	2.総務費
	施策	—			項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	—			目(名称)	7.企画費
	重点P	該当しない				
根拠計画	南島原市自転車活用推進計画					

個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 島原半島の最奥部に位置し、半島内の辺地と呼べる地域にある本市は、高速道路や重要港湾、空港といった交通網の結節点から遠いこともあって、産業発展の余地が少なく、若年層の流出等により人口減少が進んでいる。このような状況の中、平成20年3月に廃線となった島原鉄道南線跡地の自転車歩行者専用道路への整備を起点とした地域社会への自転車の普及と地域の魅力向上・活性化を図るための政策「南島原スロー・サイクル」を掲げた「南島原市自転車活用推進計画」を令和元年に策定したところである。				
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 南島原市自転車活用推進計画では、令和5年度に中間評価として「目標値の達成状況」を確認し、課題が生じている場合は「施策や事業、評価指標、目標値を見直す」ものとしている。これに従い、1年遅れではあるものの、中間年度たる令和5年度の実績を踏まえて、計画最終年度の令和10年度に向けて実現性の高い計画となるよう、令和6年度に見直し作業を行う。				
	<b>(3)事業の概要</b> 南島原市自転車活用推進計画に記載している12の評価指標に関する中間評価を行うため、平成31年度と同じ条件で、①市民アンケート調査(無作為抽出1,500人/回収率35%想定)、②中高生アンケート調査(市内中学校8校、高等学校2校の全生徒)、③インターネットアンケート調査(サイクルツーリズム経験者、興味関心のある者)を行う。 また、その他の指標の達成状況や計画記載の施策の進捗状況の把握を行い、県、関係機関で構成される委員会による検討を経て、必要に応じた計画の修正作業を行う。 これらの作業の一部を、策定支援業務として外注する。				
	<b>(4)期待される効果</b> 計画の進捗状況と市民の意向等を把握し、現在の状況に応じた施策へと修正を行うことで、より実効性の高い計画とする。				

			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		0	3,697	0	0	0
	財源名称	補助率					
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財一財		0	3,697	0	0	0
年度別取組の概要				計画策定支援業務委託費、委員会報償費、会議お茶代等			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	A	国の自転車活用推進計画に沿って、地方自治体が主体となって自転車活用の基本的な計画を改訂するもの。
		a.寄与している		現在の進捗を勘案し実効性の高い内容へと改定することで、遅れている施策の進捗を促すことで、市民の利益に寄与する。
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.一部世代にのみ認められる	B	脱炭素や健康づくり、安全な自転車通行の観点から市民ニーズはあるが、高齢者や山間部、高低差のある地域に在住する住民のニーズは低い可能性がある。
		a.必要性がある		市域における基本的な推進方針の作成と自転車活用に係るインフラ、例規の整備は行政の役割である。
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部余地がある	B	市民アンケート集計・分析作業は専門的見地が必要なため外注が必要だが、計画の改定作業の内容、量によっては直営で行うことも可能と見込まれる。
		a.欠いていない		自転車歩行者専用道路の整備は本市が突出しているが、観光面での取組は島原半島で連携して進めている。
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	a.発揮予定	B	現状を踏まえた実効性のある計画へ改定することで、計画に掲げる目的の達成、効果の発現が期待される。
		b.一部改善の余地あり		市民アンケート集計・分析作業は専門的見地が必要なため外注が必要だが、計画の改定作業の内容、量によっては直営で行うことも可能と見込まれる。
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	計画改定に係る業者選定は、本市の例規に基づき適切に行う。
		a.与えていない		市内全地域を対象とした計画の改訂であり、特定の地域や対象者に特権的な恩恵を与えるものではない。
その他の視点		-		
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 令和元年度策定の「南島原市自転車活用推進計画」に、令和5年度に中間評価として「目標値の達成状況」を確認し、課題が生じている場合は「施策や事業、評価指標、目標値を見直す」ものとしている。既に1年遅れではあるが令和6年度に施策や指標に関する中間見直しを行う予定としているが、これを行わなかった場合、現状に合わせた改定が行われず、施策の遅れを是正する措置を取るための根拠が薄くなってしまふ可能性がある。 また、計画に記載している推進体制も実情から乖離している部分もあり、これを変えなければ、所管課として記載が無いことを根拠に関わらない部署が出て、分野横断的な施策の推進に支障が生じる恐れがある。			
	課題	①物価高騰や橋梁部分、地元調整等の都合で自転車歩行者道路の整備が全体的に遅れている。 ②当初計画における指標の大部分が、自転車歩行者道路整備の状況に影響する指標である。 ③推進体制に記載の担当部署の記載が、実情と乖離している部分がある。		
	解決策	「南島原スロー・サイクル」の実現を図るため、現時点の状況を考慮した計画に改定し、改訂した計画を根拠に、関係部署等と連携を強化する。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	新規	
	市長評価	公益性 A 必要性 C 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	保留	
備考	改訂作業を行うことで実情を踏まえた計画とし、今後4年間の事業進捗のための根拠とするため、所要の経費を要求することとしたい。 現時点において、自転車歩行者専用道路の整備が、コロナ禍や物価高騰等の事情により、その進捗が遅れており、自転車歩行者専用道路の整備完了を前提としたソフト事業への着手も付随して遅れている状況にある。 このため、計画記載の各指標の中間評価と、それに対応した計画の改定を行う時期に来ているとは言えず、令和6年度の計画見直しは行わないこととする。			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10410	予算事業名	非常備消防費		担当部局	総務部	
個別事業名	8	消防団員準中型免許取得費用助成事業			担当課室	防災課	
					担当班	防災交通班	
事業期間	令和 6 年度～令和 10 年度( 5 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	6.安全安心		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり			款(名称)	9	消防費
	施策	2.消防力の強化			項(名称)	1	消防費
	施策細分	6-1-2-①消防体制の充実			目(名称)	2	非常備消防費
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	平成29年3月に改定された自動車免許新制度により、普通免許で運転できる車両の範囲が縮小し、現在配備されている消防車両の殆どが準中型自動車(車両総重量3.5t以上7.5t未満)であるため、運転資格を満たしていない団員が全体の5%(約70名)程度となっている。 今後入団する団員についても、運転資格を満たさないことが想定され、消防団活動維持のためにも、早期の対応が必要である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	新普通免許証を取得している団員に対し、準中型免許取得等の限定解除にかかる費用の一部を助成することで、消防車両の運転を可能にし、団員の活動幅を広げることができる。 また、新普通免許に合わせた消防車両の更新は、車両の排気量、総重量をダウングレードとなり、山間部などを多く有する南島原市においては現実的でなく、また車両更新においても全体(53台)を概ね20年周期で更新していることから、費用面においても難しく、免許取得の費用助成により大幅に費用を抑えることができる。 (参考)消防ポンプ積載車1台 約1400万円、消防ポンプ車1台 約2800万円						
<b>(3)事業の概要</b>							
免許取得(限定解除)に際し、自動車学校等に係る費用を1人あたり10万円を上限に補助を行う。 現在、約70名の新普通免許証保有者がおり、今後数年で100名を超えると想定されていることから、年間25名を目途とした場合、5カ年計画で殆どの団員を補うことができる。 また、免許取得後は通算「10年間の消防団への在籍」等、一定の要件を設けることも合わせて検討している。 【準中型免許取得費用 島原自動車学校HPより抜粋】 普通MT所持、夜間通学場合 164,890円 普通AT所持、夜間通学場合 191,290円							
<b>(4)期待される効果</b>							
免許取得(限定解除)を行うことで、火災等の有事の際、ポンプ車等の準中型車両の運転が可能となり、迅速な初動対応が可能となる。また、免許取得後、数年間退団できないなどの制限をもけることで団員数の減少にも効果が期待できる。また、新入団員への加入促進にも期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		0	2,500	2,500	2,500	2,500
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財		0	2,500	2,500	2,500	2,500	
年度別取組の概要			制度導入	25名分	25名分	25名分	25名分

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市の財産を守る消防団活動の一躍を担っている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		全団員が消防車両を運転できることは初動対応の迅速化につながり、市内全体の財産を守るうえで必要事項となる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	消防団の必要性は今後不変のものである。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		団組織の長が市長であるため行政側での実施が求められる。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	今後の消防団を維持するうえで必要である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市および県内他事例と比較して遜色ないと判断している。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	消防団からの要望でもあり、効果は大いに期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		補助金制度にすることで、必要最小限に費用を抑えることができる。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	消防団員が同じ車両を運転できるため公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		国の制度により免許証区分が変更となったため、地区に偏りはない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	新免許保有の新入団員(普通免許のみ所有)が年々増加した場合、配備している消防車両の運転者が限られ、火災現場等へ出動に時間を要することとなり初動対応が遅くなり支障をきたす可能性がある。												
	課題	準中型免許取得費用助成を実施しない場合は、年々普通免許のみを保有する団員の割合が増加し、後々消防車両の運行への支障が予見される。											
解決策	新免許で運転できる車両への更新は、費用がかかりすぎるため現実的ではなく、補助金制度を導入することにより、車両更新費用と比較した場合、消防費全体として費用の抑制に繋がる。かつ計画的に準中型免許保持者の増加が可能となる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	全国的に人口減少が進む中、消防団員の確保は喫緊の課題、南島原市においても例外ではなく、今後の消防団を維持には団員の減少に歯止めが必要。現在有する消防車両に運転制限があることは、好ましくなく早急に対処しなければならない事項である。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
事業の必要性を認め、新規採択とする。 但し、補助要件については近隣市との均衡を図る必要があることから、制度内容の精査を進めること。 なお、各分団からの希望者への助成とすることから、予算要求にあたってはその大まかな人数の把握に努めること。その人数をもとに、次年度予算の額の根拠とすることとする。 最終的には次年度予算編成過程を通じ、制度及び予算額を確定させることとする。													
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10051	予算事業名	遊休財産活用事業		担当部局	総務部	
個別事業名	4	寄付受入れに伴う建物除却事業			担当課室	管財契約課	
					担当班	管財班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	布津町		
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-②自主財源の安定確保			目(名称)	5.財産管理費	
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 布津中学校に隣接する私有地の所有者から、市に土地・建物を寄付したい申し出があった。内容を精査して、寄付を受入れして、所有権の移転登記を完了した。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 土地については、布津中学校の運動場や駐車場の拡張事業用地として、事業予定まで普通財産で維持・管理する方針。寄付を受けた建物については、空き家になって10年以上経過し、雨漏りがあり、住める状態ではない。近隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家の解体を実施する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 空家解体@44,000円×49坪=2,156,000円 ゴミ産業廃棄物 一式 450,000円 諸経費 一式 615,000円 合計 3,221,000円						
	<b>(4)期待される効果</b> 寄付等で取得した用地について、不用な建物を除却することで、その後に発生する維持管理経費を削減が可能。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			3,544			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
一財				3,544			
年度別取組の概要				空家解体費 産業廃棄物処理			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	近隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家の解体を実施することは、公益性が認められる								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		後年の財政負担軽減が図られる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	寄付を受けた用地は、中学校整備事業にとって先行取得の用地である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		寄付によって取得した用地と建物は、市有財産のため、市が管理するため、必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家の解体を実施することは、必然性が認められる。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		比較する事業はないが、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	近隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家の解体を実施するため、発揮予定。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	近隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家の解体を実施する。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	寄付を受けた用地は、中学校整備事業にとって先行取得の用地である。空家解体ができなかった場合は、近隣住民から害虫対策や、台風時の倒壊対策などの多額な経費が必要となる。												
	課題	除却事業に対する補助事業がない。 市有地を借りて家屋を建築し、長年住まわれているが、所有者が高齢で死亡し、法定相続人が不明の物件がある。今後、このような物件の処分について、行政が実施する必要がある。											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		寄付によって取得した用地と建物は、市有財産のため、市が管理する。近隣住民からの苦情や自然倒壊を防ぐ目的で、空き家解体が必要である。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
		空き家解体の必要性は理解できるものの、解体後の利用方法や所管部局が明確で無い部分があるため、今後の利用計画を検討することとする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10051	予算事業名	遊休財産活用事業		担当部局	総務部	
個別事業名	5	旧堂崎小学校木場分校除却事業			担当課室	管財契約課	
					担当班	管財班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	有家町		
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-②自主財源の安定確保			目(名称)	5.財産管理費	
	重点P						
根拠計画	南島原市公共施設等総合管理計画						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 学校跡地活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 本年度に借地返還を目的に、教育総務課が主体となって地元協議を実施する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 借地返還の協議が整えば、令和6年度に校舎のアスベスト調査及び解体工事に伴う設計業務。 令和7年度に校舎解体及び借地の現状回復工事を実施する。 令和6年度事業費 設計業務費(アスベスト調査費含む) 4,000千円 参考:旧蒲河小学校の設計業務 令和7年度事業費 解体工事費53,000千円 (解体費700㎡×50千円=35,000千円、杭抜き費15,000千円、屋外除去費3,000千円) 借地の現状回復費22,000千円(3,387㎡×6,243円/㎡=21,145,041円)						
	<b>(4)期待される効果</b> 木場分校が廃止され数年が経っている。維持管理に関する経費はないが、普通財産(建物)の処分が進むことで、借地賃料(715,278円/年間)の負担が軽減される。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			4,000	75,000		
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
一財		0	4,000	75,000	0	0	
年度別取組の概要				設計業務	解体工事 借地現状回復工事		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	学校跡地利活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		後年の財政負担軽減が図られる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	遊休財産の処分は、公共施設総合管理計画の目的に合致している。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		借地返還が必要であることから、行政が実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	学校跡地利活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	学校跡地利活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	学校跡地利活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
学校跡地利活用方針に伴い、構造物を解体・撤去し借地を返還する方針となっている。普通財産(建物)の処分が進むことで、借地賃料(715, 278円/年間)の負担が軽減される。													
課題		除却事業に対する補助事業がない。											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		公共施設等総合管理計画及び学校跡地活用方針に基づき、令和5年度に地元(地主)協議を実施する。地主へ返還協議が整えば、施設の除却及び借地の現状回復となる。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		公共施設等総合管理計画及び学校跡地活用方針に基づき、事業実施すること。令和6年度事業費の精査を行うとともに、当初予算編成方針に示される部局別要求基準額を参考にしつつ、次年度予算要求を行うこと。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	総務部	
個別事業名	21	西有家庁舎非常用電源改修			担当課室	管財契約課	
					担当班	管財班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	西有家町		
総合計画	基本柱	8.協働行政			会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営				款(名称)	2.総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				目(名称)	5.財産管理費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。非常用電源設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。年数経過と共に最大供給電気容量が大きくなっており、既存の非常用電源設備では、容量不足が考えられる。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 非常用電源設備は稼働するものの、耐用年数が大幅に経過している。また、本来、修理が必要な箇所があるが、部品供給切れがあり、代用品で運用している。西有家庁舎は、防災の拠点であるため、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合の設備であるため非常用電源の改修が急務である。						
	<b>(3)事業の概要</b> 非常用電源設備の入替及び関連する配線の改修						
	<b>(4)期待される効果</b> 非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		財源名称	補助率		31,295		
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財				31,295			
年度別取組の概要				非常用電源改修			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	台風等の災害が発生し、長期停電となった場合の設備であるため非常用電源の改修が急務である。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		改修によって、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	改修によって、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		西有家庁舎は公用施設であるため、行政が実施する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	西有家庁舎本体を改修するのではなく、非常用電源設備の入替及び関連する配線の改修となる。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		行政庁舎に非常用電源設備が必須であり、標準装備である。防災面でも必須要件である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の長期停電となった場合、電源が供給可能となる。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		安全性、信頼性を保つためにも、社会情勢に則した効率的・効果的な方法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	非常電源設備は非常時においても市民サービスの公平な享受を目的としている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		非常時でも施設利用の公平性を担保するため事業である。								
その他の視点		非常時の際、耐用年数の超過により発動機の不発は、防災無線の無力化等の市民サービスの著しい低下は避けられない。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	非常用電源設備は稼働するものの、耐用年数が大幅に経過している。また、本来、修理が必要な箇所があるが、部品供給切れがあり、代用品で運用している。												
	課題	経年劣化も避けられず、部品の調達ができない場合は、非常用電源設備が運転できず、電源供給ができない。											
解決策	非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		非常用電源設備の改修を実施することで、台風等の災害が発生し、長期停電となった場合、防災面で必要最小限の電源が供給可能となる。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		西有家庁舎は防災拠点施設として重要であり、非常用電源設備の改修は必要と判断するものの、財源的に厳しい状況にある。 まずは事業費の精査を行ったうえで、活用可能な財源(緊急防災・減災対策事業債)について財政課と協議を行うこと。財源の見込みがつけば予算要求を認めるが、つかない場合は部局別の予算要求基準に沿って部局内で調整を行うこと。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	総務部	
個別事業名	22	西有家庁舎エレベーター改修			担当課室	管財契約課	
					担当班	管財班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	西有家町		
総合計画	基本柱	8.協働行政			会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営				款(名称)	2.総務費
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				目(名称)	5.財産管理費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。エレベーター設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっている。修理ができない状態が発生する。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 現在、運用しているエレベーターの交換部品調達期限が令和8年9月30日までとなっている。また、新安全基準を満たしていないため、エレベーター改修を行う。						
	<b>(3)事業の概要</b> 西有家庁舎本体の工事が必要でなく、既存の空間を活用し、既存のエレベーターを撤去して、新たに新安全基準(戸開走行保護装置・予備電源付地震時管制運転)を満たすエレベーター(車いす兼用)に更新する。						
	<b>(4)期待される効果</b> エレベーター設備をリニューアルするため、各フロアののりば三方枠と敷居は既設品を流用するため、必要最小限の工事となる。また、工期も短縮される。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			41,030			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
	一財			41,030			
年度別取組の概要				エレベーター改修			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	A	新安全基準(戸開走行保護装置・予備電源付地震時管制運転)を満たすエレベーター(車いす兼用)に更新する。									
		a.寄与している		西有家庁舎は公用施設であるため、広く市民の方が利用しやすく安全な施設となる。									
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.認められる	A	新安全基準を満たしたエレベーターに改修する。									
		a.必要性がある		西有家庁舎は公用施設であるため、行政が実施する必要性がある。									
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	西有家庁舎本体を改修するのではなく、エレベーターのリニューアル工事となる。									
		a.欠いていない		近隣市の主要施設には常設されており、市民サービスの向上を維持している。									
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適手法であるか	a.発揮予定	A	西有家庁舎は公用施設であるため、広く市民の方が利用しやすく安全な施設となる。									
		a.最適である		安全性、信頼性を保つためにも、社会情勢に則した効率的・効果的な方法である。									
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	エレベーター施設は市民サービスの公平な享受を目的としている。									
		a.与えていない		施設利用の公平性を担保するため事業である。									
その他の視点		近隣施設の維持管理について委託等に差異があり、部品交換などの工事にも金額の差が発生するため、一般的な工事の金額を定めることは困難。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 西有家庁舎は平成5年度竣工して30年経過している建物である。エレベーター設備は、竣工当初から運用しており月1回のメンテナンスを実施している。交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっている。修理ができない状態が発生する。												
	課題	経年劣化も避けられず、部品の調達ができない場合は、エレベーター設備が運用できない。											
	解決策	西有家庁舎本体を改修するのではなく、エレベーター設備をリニューアルするため、各フロアののりば三方枠と敷居は既設品を流用するため、必要最小限の工事となる。また、工期も短縮される。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	保留
備考	西有家庁舎においては、非常用電源設備の改修事業も計画しており、同時に実施することは財源的に厳しい状況である。 交換部品の調達期限が令和8年9月30日までとなっていることもあり、令和7年度以降の着手に変更することとする。 ただし、必要な修繕がある場合はその分の予算要求は妨げないこととする。												

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11006	予算事業名	外国青年招致事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	2	外国青年招致事業			担当課室	地域づくり課	
					担当班	地域支援班	
事業期間	平成 27 年度～令和 未定 年度( - 年間)	実施区域	市全域				
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.地域間交流の推進				款(名称)	2.総務費
	施策	2.国際交流の推進				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	5-4-2-①国際交流の推進(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 友好都市イタリア共和国キエーティ市との交流。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 世界に通用する国際理解と国際感覚を持った人づくりのため、イタリア人の国際交流員(CIR)を招致し、国際友好交流事業などの人的交流を支援するためには、イタリア語を母語とする国際交流員の招致が必要不可欠である。						
	<b>(3)事業の概要</b> キエーティ市との連絡調整、現地宿泊先の予約、ホームステイ先との調整、現地での対応等。その他、市民等を対象とした講座を企画し開催している。 ・令和遣欧少年使節海外派遣事業 ・イタリア語講座 年2回 ・イタリア文化講座 年2回 ・日本語カフェ 月2から3回 ・日本語ひろば(地域日本語教室) 月1回						
	<b>(4)期待される効果</b> 国際友好交流事業などの人的交流を支援することにより、令和遣欧少年使節海外派遣事業を通して、世界に通用する国際理解と国際感覚を持った人づくりに寄与することができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			228	228	228	569	228
		財源名称					
		補助率					
	国庫						
	県費						
起債							
特財							
一財		228	228	228	569	228	
年度別取組の概要		費用弁償189千円 普通旅費17千円 負担金22千円	費用弁償189千円 普通旅費17千円 負担金22千円	費用弁償189千円 普通旅費17千円 負担金22千円	費用弁償516千円 普通旅費31千円 負担金22千円	費用弁償189千円 普通旅費17千円 負担金22千円	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	事業開催時には広報紙等で周知を行っている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民を対象にした講座等を開催している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	国際理解の観点からニーズがある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		JETプログラムを活用するため行政が実施する必要がある								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	1名の任用は適正である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		JETプログラムで任用しているため、他市町と同条件である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	国際交流事業等を開催し成果をあげている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		広報紙等で公募して開催している。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	参加希望者が参加できるよう対応している。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全域を対象としている。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	令和遣欧少年使節海外派遣事業の縮小や市民への国際理解の機会が減少する。												
	課題	多くの市民に参加してもらうには、市民のニーズに合った講座内容の検討が必要。											
解決策	講座参加者にアンケート調査等を行い、要望を分析する。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		友好都市との交流及び市民への国際理解講座の提供には、国際交流員の招致が必要である。また、国際交流員は母国語のイタリア語だけでなく、日本語、英語も堪能な人材のため、様々な場面での活用が可能であるため、継続任用が必要である。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおりとする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11008	予算事業名	田舎暮らし推進事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	7	お試し住宅拡充事業			担当課室	地域づくり課	
					担当班	定住移住班	
事業期間	令和5年度	～令和9年度	(5年間)		実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化			会計区分 目(名称)	1.一般会計	
	政策	3.地域おこしの推進				2.総務費	
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進				1.総務管理費	
	施策細分	2-3-2-②南島原市の暮らしに関する情報や体験機会の創出(総合戦略)				6.地域振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市への移住の促進を図るため、移住を検討している者に対して、一時的に居住する住宅を供し、市の風土及び市内での日常生活を体験してもらうため「お試し住宅」を実施しているが、市内に1軒しかなく、同時期に利用申請があった場合お断りしている状況である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 少しでも関係人口創出等を図り、移住していただけるチャンスを損なわないため、市内に数か所の「お試し住宅」を整備することで、より一層の推進ができるものと考えている。						
	<b>(3)事業の概要</b> 平成30年度より実施している「お試し住宅」を、U・Iターン促進、関係人創出を図るため、空き家を改修し、お試し住宅を拡充する。2町に1つのお試し住宅を整備し(うち1つは南有馬町に既存)、市内で計4施設を設ける。						
	<b>(4)期待される効果</b> 関係人口が増え、最終的に移住していただけるきっかけやチャンスが増える。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			854	11,000		854	11,000
	国庫	社会資本整備総合交付金	427	2,100		427	2,100
	県費						
	起債						
	特財						
一財		427	8,900		427	8,900	
年度別取組の概要			測量設計	改修工事 土地購入 建物購入 備品購入		測量設計	改修工事 土地購入 建物購入 備品購入

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	移住希望者に南島原市を知ってもらう機会となる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		南島原市の雰囲気を感じた移住者が各地区に入ることによる活性化見込める。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	コロナ感染症から都市部よりの移住希望者は増加傾向にあり、今後もテレワークや二拠点居住を望む方の増加が見込まれるため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		移住を希望されてる方を対象に貸し出すので、利益が見込める事業ではないため。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	A	西部の南有馬町に1軒あり、東部地区にも1軒作ることで、より移住希望者が市の雰囲気を感じとれ、移住につながりやすくなるため。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市もお試し住宅を行っているので均衡は欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	移住者が南島原市全域に広がると思われる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		シェアハウス型により1棟貸しの場合に比べより多くの移住希望者に活用いただけると思われる。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	西部地区の南有馬町に1軒あり、東部地区にも1軒作ることで全体としてバランスが取れる。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		西部・東部にそれぞれ作ることで特権的な恩恵を当てているとは思えない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	関係人口が減り、最終的に移住していただけるきっかけやチャンスが減少することで、人口減少に歯止めがきかなくなる。												
	課題	お試し住宅となり得る「空き家」を探すのが難しい。											
解決策	地域おこし協力隊員と協力し、「空き家」の所有者に理解していただき、地道に「空き家」を探す。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		お試し住宅を増加させることで、関係人口が増え、移住者増の可能性が高まるため、積極的にお試し住宅となり得る「空き家」を探し、お試し住宅用に施設改修を行っていく。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		国庫補助事業活用を前提に継続とする。 ただし、土地購入・建物購入価格については適正な価格とすること。 なお、令和8年度からの3件目のお試し住宅については、定住移住班の現員で実施が可能か測ることが出来ないため、現時点では保留(後年度実施を担保しない)とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11008	予算事業名	田舎暮らし推進事業			担当部局	地域振興部
個別事業名	8	空き家活用促進事業				担当課室	地域づくり課
						担当班	定住移住班
事業期間	令和5年度～令和9年度	(5年間)	実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	2.郷土文化			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.地域おこしの推進				款(名称)	2.総務費
	施策	2.定住促進と田舎暮らしの推進				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	2-3-2-③空き家や空き地、空きアパートの有効活用(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 現在、空き家バンクに登録され、かつ稼働している物件が30軒程度ある。 しかし、即入居できる状況の空き家もあれば、そうではない空き家もあり、移住検討者の素材としては乏しい状況である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 移住を検討する素材として、「住む場所」があるのかわからないのは、大きなポイントとなる。 「空き家」の所有者が改修工事を行う際、補助金を交付しているが利用者が少ない状況である。 したがって、市が改修工事を行い、即入居できる状況で「空き家」バンクに登録することで、移住を検討されている方の後押しが必要である。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市が10年程度、家主から家を預かり(年間3件)最低限の改修をして移住者に貸し出し、かけた費用を回収できた後に家主に空き家を戻す。家主からの金銭的な持出がなく、市もかけた費用が回収できた後は家も家主に戻す。						
	<b>(4)期待される効果</b> 最終的に移住していただけるきっかけやチャンスが増え、人口減少の抑制となり得る。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		2,562	23,562	23,562	23,562	23,562
	補助率						
	国庫	社会資本整備総合交付金	1,281	11,781	11,781	11,781	11,781
	県費						
	起債						
特財							
一財		1,281	11,781	11,781	11,781	11,781	
年度別取組の概要			測量設計 854千円 ×3件分	改修工事 7000千円 ×3件分 測量設計 854千円 ×3件分	改修工事 7000千円 ×3件分 測量設計 854千円 ×3件分	改修工事 7000千円 ×3件分 測量設計 854千円 ×3件分	改修工事 7000千円 ×3件分 測量設計 854千円 ×3件分

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市の空き家問題の解決と人口増加が見込まれるため。 空き家をお持ちの方に付加価値のついた状態でお返しできる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	解体費用等の負担を考えると空き家所有者のニーズは高いと考える。 移住者にとっては市が運営することで安心感を与え移住しやすい環境と考える。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	当初の段階では事業規模は適正と考えるが、改修した空き家が増えると事業規模は拡大すると見込まれるため。 近隣各市もお試し住宅を行っており、移住しやすい環境の整備に努めている。すぐ住める住居の提供を目指す本事業は均衡を欠いているとは言えない。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	空き家がリフォームされることですぐ住める住環境の提供が可能となり移住者の増加につながる。 所有者、市、とも金銭的負担がないため。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	空き家の所有者を対象としており今後確実に所有者が増える見込みなので公平であると考え。 市内全域の空き家が対象なので特権的な恩恵は与えていないと考える。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 最終的に移住していただけるきっかけやチャンスが減少することで、人口減少に歯止めがきかなくなる。												
	課題	「空き家」の所有者に、この制度を理解していただき、無償で賃貸していただけるか難しい。											
	解決策	対象となり得る「空き家」の所有者に、制度を理解していただくため、繰り返し説明を行っていく。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
備考	移住対策としても空き家対策としても有効な事業であることから、次年度は国庫補助事業を活用した空き家改修を実施する。ただし、毎年3件の改修実施は過大な事業展開ではないかと危惧されることから、令和6年度に計画している3件の空き家改修設計は、毎年3件の空き家改修が定住移住班の現員で実施が可能か、現実を見据えて再度検討すること。 そのうえで、令和6年度の事業費の精査を行うとともに、部局ごとに示された要求基準額に沿って予算要求を行うこと。												

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11010	予算事業名	国際交流推進事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	2	令和(平成)遣欧少年使節海外派遣事業			担当課室	地域づくり課	
					担当班	地域支援班	
事業期間	平成 24 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域			
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.地域間交流の推進				款(名称)	2.総務費
	施策	2.国際交流の推進				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	5-4-2-①国際交流の推進(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 友好都市締結のきっかけとなった歴史的つながりを後世に伝えていくため、中学生の派遣事業を実施する。今後は、キエーティ市の中学生を受け入れるなどの相互交流が必要である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 友好関係を継続していくため、コロナ禍で4年間中止になっていた中学生派遣事業を令和6年度より再開する。引き続き友好関係を保つには、定期的な交流が必要であり、来年度以降は一方的な交流だけではなく、キエーティ市側の訪問団も受け入れる体制を整えていく。						
	<b>(3)事業の概要</b> セミナー3授業再現事業に参加した市内の中学生から4名を選考し、令和遣欧少年使節として友好都市であるイタリア共和国キエーティ市へ派遣し、ホームステイや学校訪問により交流を深める。 また、天正遣欧少年使節の偉大な功績を認識し後世に伝えるとともに、歴史を通して郷土に誇りを持つ人づくりやグローバルな人材の育成を図る。 友好都市締結10周年を迎える令和8年度には、8名を派遣する。						
	<b>(4)期待される効果</b> 地元の歴史を知ることによって郷土愛を育み、地域に誇りを持てる人材を育成する。 また、海外の歴史や文化に直接触れる経験を通して、国際的な人材を育成する。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			2,785	4,626	4,626	6,548	4,626
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財	長崎県市町村振興協会助成金	0.8	0	1,659	1,659	1,659	1,659
一財			2,785	2,967	2,967	4,889	2,967
年度別取組の概要			費用弁償825千円 旅費1,248千円	費用弁償1,977千円 旅費1,487千円	費用弁償1,977千円 旅費1,487千円	費用弁償3,465千円 旅費1,488千円	費用弁償1,977千円 旅費1,487千円

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	セミナー3授業再現事業参加者より選考している。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		派遣者は中学生のみを対象としているため。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	現代社会において、海外を知ることは必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		友好都市締結に基づいて実施している。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	派遣者数は4少年にちなんで4名としている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県内でも海外に友好都市がある市町は派遣事業を行っている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	派遣された中学生は母校で成果発表の場を設けてもらっている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		応募により派遣者を選考している。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	複数の審査委員により選考を行っている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内に住む中学生を対象としている。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
友好都市の関係が薄れていく可能性がある。													
課題		中学生の相互派遣が出来ていない。また、民間団体同士の繋がりが構築されていない。											
解決策	本市での受け入れ態勢(学校やホームステイ先等)を整えていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今後の友好関係継続のためにも派遣事業は必要である。 また、次代を担う中学生に海外派遣の機会を与えることによって、郷土愛の醸成や国際色豊かな人材を育成することに寄与できる。											
市長評価	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	B	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		国際交流は急速するグローバル化に対応できる人材育成事業として一定の評価ができるため、令和6年度の中学生派遣自体は再開を認める。 ただし、次年度予算要求にあたっては、派遣人数や事業費の精査を行うとともに、令和7年度以降に毎年実施する必要性や、事業効果を測定する手法(派遣後の中学生のその後の歩みを追跡調査するなど)を整理のうえ、予算要求にあわせて資料を提出すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11014	予算事業名	協働のまちづくり市民活動支援事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名	5	高等学校学生寮費支援事業			担当課室	地域づくり課		
					担当班	地域支援班		
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	8.協働行政			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.市民協働のまちづくり				款(名称)	2 総務費	
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化				項(名称)	1 総務管理費	
	施策細分	8-1-2-①市民活動・ボランティア活動の活性化(総合戦略)				目(名称)	6 地域振興費	
	重点P							
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>本市にある高等学校2校は、高等教育機関として地域の人材育成に大きな役割を果たしてきた。第二基長崎県立高等学校改革基本方針(計画期間平成21年～令和2年)における再編整備方針の中で、2年間続けて第1学年の在籍者が募集定員の3分の2未満の場合統廃合を検討するとされている。全国的な少子化の流れの中で本市2校のうち、口加高校は検討対象となっていないが翔南高校は既に検討対象とされ危機的な状況にある。</p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>高等学校は教育機関であるとともに、地域社会の後継者の育成や、地域の文化・伝統を伝える施設としての役割を担っており、廃校となれば地域活力の衰退はもとより、地域住民にとっては若者がいない地域として、将来性までも否定される印象を受ける。</p> <p>学校の存続は高校自身が主体的に対策をとるべき事項であるが、社会的な少子化の中にあり当事者のみにその責があるとは考え難いことから、市としても定員確保に向けた取組を支援していく必要がある。</p>							
<b>(3)事業の概要</b>								
市内高校に在学するため、学生寮に入寮する生徒保護者に対して補助するもの。(1名につき上限30,000円/月)								
<b>(4)期待される効果</b>								
市外の学生受け入れにより、市内高校の定員確保及び存続。さらには、市外学生の南島原市での暮らし体験による定住・移住(卒業後のUターン含む)促進【施策2-3-2-②】及び関係人口の創出【施策2-3-2-④】。								
年度別の計画額の概要			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源内訳 (千円)							
		財源名称	補助率	0	2,160	2,160	2,160	2,160
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財			0	2,160	2,160	2,160	2,160
一財								
年度別取組の概要			6名	6名	6名	6名		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市内高校の存続は公益性が高い。 市内高校の存続や定住・移住(卒業後のUIターン含む)促進・関係人口の創出は広く市民の利益に寄与する。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	高校の存続について、市民の強い要望があり必要性は高い。 入寮する生徒保護者に対する補助金であるため、入寮希望者のニーズに柔軟に適応できる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	現在の市内高校の定員に対する入学者の割合を鑑みると必然性は高い。 高校寮を運営する団体への支援等を行っている自治体が近隣にないため。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	毎年少数ではあるが、入寮者を確保していることから、募集定員確保に寄与しているといえる。 市民により設置された団体が事業実施主体であり、市民協働事業であることから、市の負担は提言されており、最適である。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	入寮する生徒保護者に対する支援であり、両校とも支援対象であることから公平である。 入寮する生徒保護者に対する支援であり、両校とも支援対象であることから特権的な恩恵は与えていない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市内の高校の募集定員に対する入学者の割合が、下がり続ける。 徐々に新入学生が減り続け、口加高校及び島原翔南高校の統合再編が考えられる。												
	課題	学生不足を一気に解決できるほどの入寮生は期待できない。											
解決策	卒業後の進学進路などの実績を出し高校自体の魅力向上を促すとともに、市HP等での広報支援により市外への周知を図り、着実な入寮生の増を目指す。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		高等学校の存続は地域社会の後継者を育成するため、重要な役割を果たしている。 高校スポーツを振興するうえでも、有力な学生を招くためのツールとしての活用が期待できる。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
		市外出身の高校生確保の面では有効な事業であることは認められることから、従来の「高等学校学生寮運営支援事業」を令和5年度をもって廃止し、生徒(保護者)が支払う寮費に対して支援する内容として、令和6年度から令和8年度までの3年間の新規事業として構築する方向とするが、制度の根幹となる補助単価については、県内他市町との整合を取りつつ適正な単価となるよう再度検討を行うこととする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11017	予算事業名	地域おこし協力隊事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	4	地域おこし協力隊事業(地域物産振興事業)			担当課室	商工観光課	
					担当班	商工振興班	
事業期間	令和 6 年度～令和 8 年度( 3 年間)			実施区域			
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	2.総務費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.総務管理費
	施策細分	3-3-1-②新商品開発・ブランド化の推進(総合戦略)				目(名称)	6.地域振興費
	重点P						
根拠計画	南島原市商工振興計画						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 物産の振興については、おいしい南島原ブランドを中心に市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、あまり事業者の販路拡大に繋がっていない。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の知名度向上、販路拡大のため、人材を雇用し、施策の立案・実施を行う。						
	<b>(3)事業の概要</b> 地域おこし協力隊員 1名雇用(3年間) 内容:おいしい南島原ブランド認定品を中心とした市の特産品のPR(SNSでの発信、イベント・催事等でのPR)、事業所の販路拡大のための支援(商品開発、商品改良等事業のあっせん。 など)						
	<b>(4)期待される効果</b> おいしい南島原ブランドを中心とした市の特産品の知名度の向上と事業者の販路拡大が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			2,639	2,639	2,639	2,639
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			2,639	2,639	2,639	2,639	
年度別取組の概要				会計年度任用職員×1名	会計年度任用職員×1名	会計年度任用職員×1名	会計年度任用職員×1名

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上により、市内全域での売上向上が期待できる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	販路拡大を望む事業者からのニーズがある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上を図るため必要である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	効果的な実施ができる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	B	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした特産品の販路拡大がメインとなる。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上と販売拡大の取組が遅れる。												
	課題	物産の振興については、おいしい南島原ブランドを中心に市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、事業者の販路拡大に繋がる効果的な取組に至っていない。											
解決策	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした市の特産品のPR(SNSでの発信、イベント・催事等でのPR)、事業所の販路拡大のための支援(商品開発、商品改良等事業のあっせん。など)により、個々の事業者の商品力を高めることで、おいしい南島原ブランド力全体を高める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	新規
		おいしい南島原ブランド認定品を中心とした市の特産品のPR(SNSでの発信、イベント・催事等でのPR)、事業所の販路拡大のための支援(商品開発、商品改良等事業のあっせん。など)に取り組むことで、事業者の販路拡大が期待できる。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	B	評価区分	再検討
		ブランド力の強化・販売促進における取組は様々な形で実施が必要と認めるが、ブランド強化の全体像(体制・手法・スケジュール)が把握できない中での新規事業採択は難しい。 地域おこし協力隊と地域活性化企業人の役割分担をはじめ、事業期間3年での成果の設定等について、検討・整理すること。 なお、上記を踏まえて次年度予算要求する場合は、人事課所管とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11610	予算事業名	商工振興対策事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	17	電子地域通貨事業			担当課室	商工観光課	
					担当班	商工振興班	
事業期間	令和 2 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費
	施策細分	3-3-1-⑦電子地域通貨MINAコインの活用(総合戦略)				目(名称)	2.商工振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市商工振興計画 P36						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> インターネットの普及など市民の消費活動範囲が市内を越え、市外、県外へと広がり、市内の事業者での消費が減少している。そのようなこともあり、事業所は後継者も少なく、高齢化が進み減少傾向にある。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大予防も含め、国を挙げてキャッシュレス決済が推奨されている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 南島原市内のみで利用できる電子地域通貨(MINAコイン)により、「域内での資金循環の拡大」が図られることで地域経済が活性化するほか、キャッシュレス決済の普及により、感染拡大の予防に繋がる。						
	<b>(3)事業の概要</b> ・電子地域通貨(MINAコイン)事業の普及 電子地域通貨のPR 加盟店の開拓・サポート 利便性を向上させるためのアプリ改修 ・電子地域通貨(MINAコイン)の利用促進 利用促進キャンペーンの実施 行政サービスとの連携						
	<b>(4)期待される効果</b> 「域内での資金循環の拡大」による地域経済の活性化 キャッシュレスの推進 官民共同事業の実現						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			40,715	37,768	37,768	37,768	37,768
	財源名称 補助率						
	国庫						
	県費						
	起債	過疎地域持続的発展特別事業債	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	特財	ふるさと応援寄付基金繰入金	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300
一財		10,415	7,468	7,468	7,468	7,468	
年度別取組の概要			・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP	・MINAコインPR ・アプリ改修 ・MINAコインCP

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市外への消費流出を抑え、市内事業者の売上拡大に寄与することで、地域経済の活性化が図られる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地域経済の活性化が図られ、地元事業者の事業継続に寄与し、利用者である市民の利益となっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	キャッシュレス化が進む現在の社会経済情勢に適した事業であり、市民のニーズも認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		事業戦略の立案・実行は、行政が主体となりながらも民間からの協力ももらいながら実施している。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	MINAコインが市民に浸透し、着実に決済額も増加している。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本事業は地域限定の事業であるため、広域で使えるサービスと比較して逆に優位性を保っている。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	MINAコインが市民に浸透し、今後は決済だけではなく、その他のサービスも提供していく予定である。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		スマートフォンを用いたサービスは、今後のデジタル化社会への導入であることを考慮しても最適だと考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	MINAコイン利用者及び加盟店は、公平にサービスが受けられる条件にしている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		MINAコインの利用額に応じて、公平にポイント付与しているが、特定の対象者のみの付与は行っていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	市外で消費される金額が増加し、市内事業者の売上が減少することで、地域経済の低迷が懸念される。PayPayなど大手決済サービスが広がることで、MINAコインと比較して割高な決済手数料等により市内事業者の可処分所得が減少する。												
	課題	行政サービスとの連携について進める必要がある。(マイナンバーカード、ふるさと納税など) また、コロナ禍で進んでいなかった観光業との連携したサービスを展開する。											
解決策	庁内でのMINAコイン活用検討会などの実施。 MINAコインを活用した域外利用客の獲得に向けた取組みとして、観光(宿泊)業と連携したキャンペーンの実施など、を行っていきたく考えている。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		今年度のMINAコイン決済額は、現在、目標の10億円に達するペースで決済されている。未だキャンペーン等を市が負担する部分はあるが、年々決済額が増加していることに伴い、決済額に対するキャンペーン負担率は下がっていると考えている。今後もより効果的に地域経済の活性化を図ることができる本事業を推進していきたい。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		地域経済の循環とキャッシュレスの推進のため、本事業は今後も推進するとするが、周年記念キャンペーンを毎年実施することに関して疑義がある。 上記を踏まえ、次年度予算要求にあたっては再度、事業内容の検討を行ったうえ、部局ごとの予算要求基準に沿った要求を行うこと。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11611	予算事業名	物産振興事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	5	地域活性化起業人事業			担当課室	商工観光課	
					担当班	商工振興班	
事業期間	令和 6 年度～令和 9 年度( 4 年間)			実施区域			
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費
	施策細分	3-3-1-②新商品開発・ブランド化の推進(総合戦略)				目(名称)	2.商工振興費
	重点P						
根拠計画	南島原市商工振興計画						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	物産の振興については、おいしい南島原ブランドを中心に市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、あまり事業者の販路拡大に繋がっていない。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の知名度向上、販路拡大のため、専門的知識を持った人材を雇用し、施策の立案・実施を行う。						
<b>(3)事業の概要</b>							
民間から物産販売の専門的知識を有するスペシャル人材を雇用する。(期間6カ月～3年) (雇用にあたっては、課題解決のための提案を行うプロポーザル形式での採用を計画) R6:受入準備、R7～R9:受入							
<b>(4)期待される効果</b>							
スペシャリスト人材の専門的な知識に基づく効果的な施策により、おいしい南島原ブランドを中心とした市の特産品の知名度の向上と事業者の販路拡大が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			1,000	6,600	6,600	6,600
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	(特別交付税措置)		500	6,100	6,100	6,100
一財		0	500	500	500	500	
年度別取組の概要				起業人受入準備	起業人受入	起業人受入	起業人受入

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の 評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上により、市内全域での売上向上が期待できる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	専門的知識に基づく効果的な施策が期待できることから、販路拡大を望む事業者からのニーズがある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上を図るため必要である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	採用にあたっては、プロポーザル式で予め課題解決の提案をもらうため、より効果的な実施ができる。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	B	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした特産品の販路拡大がメインとなる。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する 影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	おいしい南島原ブランドを中心とした特産品の知名度の向上と販売拡大の取組が遅れる。												
	課題	物産の振興については、おいしい南島原ブランドを中心に市のHPでの紹介、特産品のイベント等での出展によるPRを行っているが、事業者の販路拡大に繋がる効果的な取組に至っていない。											
解決策	おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の販路拡大のため、専門的知識を持った人を雇用し、施策の立案・実施を行う。												
次年度に向けた 方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	新規
		おいしい南島原ブランド認定品を中心とした本市特産品の販路拡大のため、専門的知識を持ったスペシャリスト人材を雇用し、施策の立案・実施を行う。											
市長評価	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	B	評価区分	再検討
		ブランド力の強化・販売促進における取組は様々な形で実施が必要と認めるが、ブランド強化にかかる全体像(体制・手法・スケジュール)が把握できない中での新規事業採択は難しい。 地域おこし協力隊と地域活性化企業人の役割分担をはじめ、事業期間3年での成果の設定、人材確保の目的、農林部局との連携、事業期間3年での成果の設定等について検討・整理すること。 そのうえで予算要求をする場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って精査した事業費で要求すること。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11612	予算事業名	企業立地事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	5	深江庁舎空調・LED設備改修工事			担当課室	商工観光課	
					担当班	商工振興班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	深江町		
総合計画	基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	5.雇用の拡大			款(名称)	7.商工費	
	施策	1.企業立地の促進と就業支援			項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-5-1-①企業誘致の強化(総合戦略)			目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市では、R3.12に南島原市ゼロカーボンシティ宣言を出し、省エネに向けた取組みを行っている。深江庁舎の空調設備は、設備改修から10年以上が経過、消費電力も大きく老朽化が進んでいる。その為、R5には故障が頻発し、その都度修繕等の対応を行っているが、いつ故障が発生するか分からない状況である。 また、照明器具についても蛍光灯が殆どであることから、消費電力が少ないLED電灯への交換が望まれている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 老朽化している深江庁舎の空調設備を消費電力の少ないものへ一体的に取替え、蛍光灯もLEDへ取替えることで、ゼロカーボンシティの達成を目指す。						
	<b>(3)事業の概要</b> 設計委託業務 空調設備の取替工事 LED電灯への取替工事						
	<b>(4)期待される効果</b> 消費電力の殆どを占める空調設備の消費電力や電灯のLED化による消費電力を抑えることで、消費電力の低減が図られ、電力料金の削減ができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			54,206			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債	脱炭素債					
	特財						
一財							
年度別取組の概要				・設計委託業務 ・空調設備取替工事 ・LED電灯取替工事			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	ゼロカーボンに向けた取組として公益性が認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		ゼロカーボンの推進に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	省エネの取組であり、市民のニーズは認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市のゼロカーボンの目標に向けた取組の一環として、市が実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	深江庁舎を一体的に省エネ設備に変更し、省エネの目標を達成する必要がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		省エネ基準が定められていることから、基準を満たす機種を導入が必要となるため、均等を欠くことはない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	深江庁舎を一体的に省エネ設備に変更することから、省エネの目標を達成が見込まれる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		脱炭素債を活用することで、市の負担が少ない方法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	老朽化した空調設備の故障が不定期に発生し、その都度修繕が必要となる。修繕費は全額一般財源となる。												
	課題	深江庁舎の老朽化した空調設備が不定期に故障し、その都度早急な修繕が必要となっている。また、現在の省エネ対応の設備ではないため、電力量の抑制が困難である。											
解決策	深江庁舎の空調設備を省エネ対応の機種に改修し、電灯をLED化にすることでゼロカーボンの推進と電気料金の抑制が図られる。また、脱炭素債を活用することで一般財源による支出を削減することができる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		深江庁舎の老朽化した空調設備の不定期に故障したものを、その都度修繕するより、脱炭素債を活用し、深江庁舎で一体的に省エネ基準に適した空調設備と電灯のLED化を行うことで、ゼロカーボンの推進と市の一般財源の削減が図られるものと考えられる。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		事業の必要性を認め、新規採択とする。 また、事業効率化の観点から、深江支所が実施する深江支所1階と合わせて行うものとする。 実施は、商工観光課が主体となって、再度事業費を精査し、行うものとする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11612	予算事業名	企業立地事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	6	堂崎港埋立地水脈・水質調査事業			担当課室	商工観光課	
					担当班	商工振興班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	有家町		
総合計画	基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	5.雇用の拡大			款(名称)	7.商工費	
	施策	1.企業立地の促進と就業支援			項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-5-1-①企業誘致の強化(総合戦略)			目(名称)	2.商工振興費	
	重点P						
根拠計画	南島原市商工振興計画						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 堂崎港埋立地は、県において埋立工事が進められ、現在、第1工区は既に竣工し、JAが8月に農産物の集出荷施設等として供用開始予定である。未竣工の区画についても、令和5年度に埋立竣工が予定されているため、その後の利活用する方法として工場等の建設用地として誘致を進めていく必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 堂崎港埋立地での企業誘致の活動を行うにあたり、埋立地付近の電磁調査及び放射能調査を実施し、どのくらいの水量があるのか把握することで、効果的な企業誘致を行う。						
	<b>(3)事業の概要</b> ・水脈を把握するための電磁調査・放射能調査 ・発見した水脈の限界揚水量調査、水質調査						
	<b>(4)期待される効果</b> 調査を実施することで、日量の水量、水質などを把握することができるため、効果的な企業誘致を行うことができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				10,000	10,000		
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財							
年度別取組の概要				・電磁調査、放射能調査委託業務	・限界揚水量、水質調査		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	企業誘致を図るための事業であることから、市全体利益につながる								
	公益性	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		企業誘致を図るための事業であることから、市全体利益につながる								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	新たな雇用が創出されることで、市民のニーズが認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		新たな雇用の場の創出として、行政が実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	水脈等の把握は、必要な調査であるため、実施する必要がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも同様の調査を行っており、均衡を欠いていない								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	水脈調査に結果、今後の方針を決めるうえで、大きく効果を発揮する								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		水脈等を把握する上で、最適な方法である、								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	業者委託については、入札で実施するため公平性は確保できる								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市全体の事業であるため、同一地域、同一対象者へ恩恵を与えているわけではない								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	水がどれだけ利用できるかは、企業が進出する上で重要な判断材料であることから、調査が実施されないと企業が進出してくる機会を喪失することになる。												
	課題	堂崎港埋立地の残地は14haと広大であることから、様々な業種の企業が進出する可能性がある。その為、一定の方針の基に、誘致を進める必要がある。											
解決策	市としての考え方(利用方針)を早めに固めていく必要がある												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		今回の調査を実施することで、水脈・水質の把握ができ、本調査結果をもとに、今後の企業誘致の方針にも大きく影響してくることから、実施する必要がある。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		令和5年度に、長崎県による堂崎港埋立事業が完了予定であるため、今後企業誘致を推進する中で必要な事業と認められるが、令和6年度中に本事業が実施可能か長崎県に確認が必要と考えられる。 また、水源に係る事業を上下水道課が予定していることから、上下水道課事業との棲み分け、あるいは連携について、両課で協議を行うこと。 上記を踏まえ、本事業が必要であれば予算要求は妨げない。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名	4	そうめんPR事業			担当課室	商工観光課		
					担当班	そうめん振興班		
事業期間	平成 29 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興				款(名称)	7.商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化(総合戦略)				目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	南島原市商工振興計画 P30							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市の特産品である手延そうめんは、全国有数の生産量を誇るが、他産地に比べ知名度、販売価格ともに低い状況にある。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 島原手延そうめんの知名度を向上させ、販売価格の上昇につなげ生産者の所得向上、産地の活性化を図る。							
	<b>(3)事業の概要</b> 島原手延そうめんを大多数の消費者に知ってもらうため、メディアPRや試食イベントを実施し、消費者市場での需要拡大を図り、販売価格を上昇させる。							
	<b>(4)期待される効果</b> 知名度向上による消費者の需要の高まり 販売価格の上昇 生産者の所得向上							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	46,213	46,200	46,200	46,200	46,200
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財	建物貸付収入、合併振興基金、ふるさと応援寄付		44,315	38,715	38,715	38,715	38,715
一財			1,898	7,485	7,485	7,485	7,485	
年度別取組の概要			TVCM キャンペーン ほか	TVCM キャンペーン 試食イベント ほか	TVCM キャンペーン 試食イベント ほか	TVCM キャンペーン 試食イベント ほか	TVCM キャンペーン 試食イベント ほか	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	島原手延そうめんとして知名度向上に取り組むことで、全体の生産者、商品に効果がある。 本市特産品の需要が高まることで、地場産業の活性化につながる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	知名度の向上は、商品の販売価格に大きく影響するため、ニーズにかなっている。 全国有数の産地であり、本市特産品としてPRしていく必要がある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	大消費地である首都圏及び九州圏を中心にPRを実施する。 他産地と比較すると、PR力は劣っている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	販売単価も上昇しており、引き続き競争力を高めていく必要がある。 大多数の消費者に伝えるためには、最適な方法である。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	島原手延そうめんとして知名度向上に取り組むため、全体の生産者、商品が対象となる。 島原手延そうめんとして本市の特産品をPRするため、特定の対象者に恩恵を与えるものではない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	島原手延そうめんの知名度は上昇してきているが、他産地と比較するとまだまだであり、事業を実施しないことにより、市場での需要が低調となり、販売価格が下落してしまう。												
	課題	他産地と比べ、知名度が低く、販売単価が安い。											
解決策	知名度向上のためPR(CM広告、イベントなど)を実施し、消費者の需要を高める。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		これまで、大多数の消費者に伝えるため、メディア、webを中心にPRを実施し、知名度も向上してきている。 今後は、メディアPRによる知名度を高めつつ、新型コロナの影響を考慮し自粛してきた試食イベントを増加させ、直接消費者とつながるイベントを通じて、認知度を高め島原手延そうめんの需要拡大を図っていくこととする。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		プロモーション関連事業については、現在複数の部署で実施されているところであるが、今後はそれらのプロモーションを統合することで一体的な推進を図ることも検討する必要がある。 プロモーション事業を実施している部署(総務秘書課等)と統合が可能か協議を行い、その結果をもって次年度当初予算の要求を行うこと。なお、その際は部局ごとの予算要求基準額に沿って要求を行うこと。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11614	予算事業名	そうめん産業振興事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	8	島原手延そうめん生産量拡大支援事業補助金			担当課室	商工観光課	
					担当班	そうめん振興班	
事業期間	令和6年度～令和8年度(3年間)				実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.商工業の振興			款(名称)	7.商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)			項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-3-1-③そうめん産業の活性化(総合戦略)			目(名称)	2.商工振興費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市の主要産業である島原手延そうめんの生産者は、高齢化や後継者の不足により年々減少しており、それに伴い生産量も減少している状況にあります。 全国2位の生産量を占める島原手延そうめんであるが、生産量の減少は、市場への流通量が減少し、他産地との競争に大きく影響してきます。 全国でも有数の手延そうめんの産地として、生産量の確保は重要な課題です。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 全国有数の産地を維持していくため、新たな設備の導入や人材の確保など生産量を拡大させる取り組みが必要です。						
	<b>(3)事業の概要</b> これまで、生産性向上支援事業により、そうめん製造の省力化や生産効率の向上が図られることで生産者の負担が軽減され、廃業の抑制や生産量を維持してきた。 しかし、生産者の高齢化や後継者不在に伴い、廃業や生産量減少の進行が予測されることから、制度の見直しによる更なる対策を行う。 生産性向上支援事業については、一定の成果を出していることから事業については引き続き継続するとともに、生産者がそうめんの増産を目的に取り組む事業(設備の導入費用や新たな人材の雇用)について、新たに支援することで、本市のそうめん生産量を維持する。						
	<b>(4)期待される効果</b> 個々の生産者の生産量が増加することによって、産地全体の生産量が増加する。 生産量を確保することにより、島原手延そうめんの市場への流通量が維持され、需要が高まることで、販売単価の上昇につながる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			20,000	20,000	20,000	20,000
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			0	20,000	20,000	20,000	20,000
年度別取組の概要				設備導入: 15,000 人材導入: 5,000	設備導入: 15,000 人材導入: 5,000	設備導入: 15,000 人材導入: 5,000	設備導入: 15,000 人材導入: 5,000

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	A	全国有数の産地の存続は、本市の活性化に必要不可欠である。 そうめん産地の維持存続により、競争力が強化され、地場産業の活性化につながっていく。
		a.寄与している		
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.認められる	A	設備の導入や人材の確保に要する費用は生産量の維持拡大に対して大きな課題となっている。 島原手延そうめんの産地としての維持存続を図っていくため、全体的な底上げが必要であり、行政が支援する必要がある。
		a.必要性がある		
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	島原手延そうめんとして生産量を確保していくため産地全体の生産者を対象としている。 全国的シェアを誇る産品であり、積極的に取り組む必要がある。
		a.欠いていない		
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	a.発揮予定	A	個々の生産者の生産量が増加することによって、産地全体の生産量の増加が期待できる。 生産量を増加させるには、設備の導入や人材の確保に要する費用が大きな課題となっており、その部分を支援することにより解決を図る。
		a.最適である		
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	産地振興としての取組であるため、産地全体の生産者を対象としている。 交付限度を設けることで、同一対象者が特権的な恩恵を受けることはない。
		a.与えていない		
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 事業の実施により、生産量の拡大に取り組む生産者が増え、生産体制が強化される。個々の生産者の生産量が増加することによって、産地全体の生産量が増加する。 生産量の確保に伴い、島原手延そうめんの市場への流通量が維持され、需要が高まり、競争力が強化されることにより、販売単価の上昇につながる。			
	課題	そうめん産業の生産者は、高齢化や後継者の不足により年々減少しており、それに伴い手延そうめんの生産量も減少している。生産量の減少は産地の衰退につながり他産地との競争に大きく影響し、安定的な経営が困難になる。		
	解決策	生産量を増加させるためには、設備の導入や更新のほか、労働力となる人材を確保する必要があるが、そのための費用が生産者の負担となっており、各生産者が生産量を増加するために必要な支援を実施。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規 これまで生産性向上支援事業により取り組みを進め、多くの生産現場において改善がなされてきた。今後、生産性の効率化から更に生産量を増加させる取り組みとして、生産性向上支援事業の後継として実施することとする。	
	市長評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 B 評価区分	新規 実施機関評価のとおり、従来の「島原手延そうめん生産性向上支援事業費補助金」を令和5年度をもって廃止し、本事業を令和6年度から令和8年度までの3年間の事業として採択する。 但し、事業内容については再度精査するとともに、財源については財政課財務班と協議を行うこと。	
備考				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11616	予算事業名	住宅・店舗リフォーム資金助成事業	担当部局	地域振興部		
個別事業名	1	住宅・店舗リフォーム資金助成事業		担当課室	商工観光課		
				担当班	商工振興班		
事業期間	平成 22 年度～令和 6 年度( 15 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済		会計区分	1.一般会計		
	政策	3.商工業の振興			款(名称)	7.商工費	
	施策	1.経営基盤の強化(商工業)			項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-3-1-⑤住宅・店舗・旅館等のリフォーム(総合戦略)			目(名称)	2.商工振興費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市商工振興計画 P37						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市民が居住する住宅は、住む人のライフスタイルに応じて、変更が必要となるが、昨今の物価高騰の時期において、新築での住宅の購入は困難な状況である。その為、リフォーム工事による住人のライフスタイルに応じた住環境の改善が求められる。 また、市内の建築事業者の新築工事が減少している。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> リフォーム工事による住人のライフスタイルに応じた住環境の改善を図り、住みよい街づくりに寄与するとともに、市内の建築事業者のリフォーム工事受注を増やすことで、経済の活性化を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 対象:市内に住所を有する方及び市内に主たる事業所を有する法人 要件:市内の業者が行う30万円以上のリフォーム工事で、3月までに工事が完了すること。対象となる建物がリフォーム補助金を受けていないこと。 補助率等:1.住宅:補助率 10分の1、上限20万円、2.店舗:補助率 10分の2、上限100万円、3.旅館:補助率 10分の3、上限200万円						
	<b>(4)期待される効果</b> 本事業を活用することで、市民の住環境の向上を図ることができる。また、施工業者も市内事業者と限定しているため、市外への資金流出を防ぎ、地域経済活性化を図ることが出来る。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財	市町村振興協会市町村配分金	7,115	7,115	7,115	7,115	7,115
一財		22,885	22,885	22,885	22,885	22,885	
年度別取組の概要			リフォーム資金補助金 30,000千円	リフォーム資金補助金 30,000千円	リフォーム資金補助金 30,000千円	リフォーム資金補助金 30,000千円	リフォーム資金補助金 30,000千円

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の 評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本事業で地域経済活性化及び住環境の向上に寄与する
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		対象者が市民であるため、幅広く申請できる
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	物価高騰による資材高騰で工事費が値上がりしている中で、ニーズが多くある
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		地元企業の活用を促進・支援していくためには、行政の協力を必要である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	対象者は住民、施工業者は市内限定あるため、事業規模は適正
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市も実施している
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	経済の波及効果が高い建築業の売上拡大に繋がり、地域経済の活性化を図ることができる
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		住環境の向上を図るためのリフォーム工事への支援であり、費用も多くなることから、その一部を補助することで、解決を図ることができる
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	住所を有する市民が行うリフォーム工事を対象としている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		補助対象となる施設、上限額も定めてあるため、特権的恩恵を受けることはない。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	工事費を安く抑えるため、大手の域外事業者へのリフォーム工事の発注増により、市内事業者の売上減少につながってしまう。				
	課題	事業開始から10年以上経過していることから、2回目のリフォーム助成の要望がある。			
解決策	前回のリフォーム工事から10年以上経過したものについては、2回目の助成ができるよう検討する。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続		
	本事業が市内事業者を活用することで、地域経済活性化及び地場企業の経営基盤の強化に寄与している。地場企業の支援は、商工業の振興をする上で、不可欠であるため、次年度も実施していく必要がある。				
市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続			
	本事業は、今年度で14年目を迎え、これまでの実績内容から市民ニーズはある一方、ここ数年は申請件数も減少傾向にある。 令和6年度予算については、近年の実績に応じた要求を行い、事業費の圧縮を図ることとする。また、2回目の助成を対象とするなど、対象範囲等の変更にあつては、近隣市や本市の状況などを把握し、慎重に判断することとする。				
備考					

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11805	予算事業名	観光地等周辺整備事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名	3	鮎帰りの滝公園整備事業			担当課室	商工観光課		
					担当班	観光振興班		
事業期間	令和5年度	～令和7年度	(3年間)		実施区域	有家町		
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7.商工費	
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)				目(名称)	3.観光費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 素晴らしい景観があるにもかかわらず、観光客の受け入れ態勢が整っていない。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 現在、インバウンドをはじめとする旅行者が、自然を巡るニーズが多くあり、整備することで交流人口の拡大が期待できる。							
	<b>(3)事業の概要</b> 自然の景観を損なわない形で、オートキャンプ場、遊歩道、駐車場及びトイレ等の整備を行う。							
	<b>(4)期待される効果</b> 観光客の増加と来場者によるSNS等での情報発信							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称		2,000	41,600	50,000	3,000	3,000	
	国庫	補助率						
	県費							
	起債							
	特財							
一財		2,000	41,600	50,000	3,000	3,000		
年度別取組の概要			トイレ設計業務	トイレ工事:30,000千円 解体工事:6,600千円 オートキャンプ場等設計:5,000千円	オートキャンプ場等工事	管理業務	管理業務	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の 評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市の公園になるため問題はない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市内外の利用者が増加することにより、地域への波及効果が期待できる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	素晴らしい景観があるにもかかわらず、受入れ態勢が整備されていない。しかし、夏には、涼を求めて多くの観光客が訪れている。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		自然を利用した公園になるため、市以外での整備は考えられない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	必要最低限での整備を考えている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		必要最低限での整備であるため、問題はない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	必要最低限での整備であり、ニーズがあるため、効果は期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		必要最低限での整備を考えている。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市の公園になるため問題はない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		30年の賃貸借契約であるが、問題はない。								
その他の視点													
事業 実施に 関する 影響・ 課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	現時点で本事業を廃止すると、鮎島の滝の利用者からの要望がことから苦情につながる恐れがある。												
	課題												
解決策	必要最低限での整備を行なうしかない。												
次年度 に向けた 方向性	実施機 関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
	市長評 価	現在、トイレの設計に入っているため、実現に向けて事業を進めていく。											
		公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		トイレ工事については必要性が認められるため、令和6年度においても計画通り事業を進めることとするが、オートキャンプ場整備及び廃屋の除却について、財源の検討を行うこと。財源の都合がつかない場合は、部局ごとの予算要求基準に沿って要求が可能かどうか判断すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11808	予算事業名	南島原ひまわり観光協会支援事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	1	南島原ひまわり観光協会支援事業			担当課室	商工観光課	
					担当班	観光振興班	
事業期間	平成 20 年度～令和 未定 年度( - 年間)	実施区域	市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1.商工費
	施策細分	3-4-3-④南島原ひまわり観光協会への支援強化(総合戦略)				目(名称)	3.観光費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> コロナウイルス感染症の影響で、民泊利用者が激減し観光協会の運営が厳しい状況である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 観光全般の振興を図るため、観光協会として独自の事業を継続的に展開させるため						
	<b>(3)事業の概要</b> 運営補助金を交付する。						
	<b>(4)期待される効果</b> 交流人口の拡大						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			11,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	財源名称 補助率						
	国庫						
	県費	みんなで磨く観光まちづくり	1,000				
	起債						
特財							
一財							
年度別取組の概要			運営補助金: 10,000千円 SDGS事業: 1,000千円	運営補助金	運営補助金	運営補助金	運営補助金

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	観光振興を協働で行えるのは、南島原ひまわり観光協会のみである。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		観光振興を協働でおこなっており、問題はない。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	観光振興を協働でおこなっており、問題はない。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		観光協会を支援するのは、行政以外はない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	市と協働で行っており、問題ない。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		問題はない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	アフターコロナに向けた取組みを行われている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		観光振興を協働で行えるのは、南島原ひまわり観光協会のみである。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内にあるのは、南島原ひまわり観光協会のみであるため、問題はない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内にあるのは、南島原ひまわり観光協会のみであるため、問題はない。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
南島原ひまわり観光協会の運営が困難になる。													
課題		協会全体のスキルアップ											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		コロナウイルス感染症の影響で、民泊が激減し運営が厳しい状態であるが、アフターコロナに向けた取組を行い、安定した運営になるまで継続的に支援する必要がある。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		コロナウイルス感染症5類感染症移行となり、民泊予約も増えていくと想定される中、これまでと同様の支援を続けることが南島原ひまわり観光協会にとって最善の方法か検討の余地があると考えられる。南島原ひまわり観光協会のあり方、それに伴う支援の方法について検討すること。本事業自体は令和6年度も継続するが、事業費については同額継続を保証できないことに留意すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11817	予算事業名	自転車歩行者専用道路ソフト事業			担当部局	地域振興部
個別事業名	2	サイクリングマップ作成事業				担当課室	商工観光課
						担当班	観光振興班
事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度( 7 年間)	実施区域	市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7.商工費
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1.商工費
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)				目(名称)	3.観光費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 自転車歩行者専用道路の完成に向け、サイクリングマップや案内看板を整備する必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 来訪者が安心して利用できる自転車歩行者専用道路にするため						
	<b>(3)事業の概要</b> ・案内看板の設置 ・サイクリングマップの充実						
	<b>(4)期待される効果</b> サイクリングでの交流人口の拡大						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称 補助率		4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	国庫	地方創生推進交付金 1/2	1,300	1,300	1,300		
	県費						
	起債						
	特財						
一財		3,200	3,200	3,200	4,500	4,500	
年度別取組の概要			サイクル案内看板設置	サイクル案内看板設置	サイクル案内看板設置	多言語マップ制作 映えスポット設置	多言語マップ制作 映えスポット設置

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	自転車歩行者専用道路に設置予定のため問題ない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		自転車歩行者専用道路は、だれでも利用できるため、問題ない。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	サイクル愛好者が増えており、確実にニーズはある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市でなければ、整備することができない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	利用者が安心して利用できるための取組である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		問題ない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	先進地の事例や愛好者のニーズあった取り組みである。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		問題ない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	問題ない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		問題ない。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
自転車歩行者専用道路に案内看板等がなく、苦情に繋がると考えられる。													
課題		建設課との連絡調整をもっと密に行う必要があると考えられる。											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自転車歩行者専用道路の完成に合わせ、ソフト事業を進めていく。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続
		令和6年度も継続とするが、自転車歩行者専用道路の整備状況に応じた設置となるため、建設課と情報共有に努めること。 なお、次年度予算要求にあたっては、事業費の精査を行うこととし、財源として活用する地方創生推進交付金の事業計画と整合を取る必要がある(計画書に記載が無い事業は補助対象にならない。増額が厳しい。)ことに留意すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11817	予算事業名	(仮)自転車歩行者専用道路ソフト事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名	3	サイクルイベント開催支援事業			担当課室	商工観光課		
					担当班	観光振興班		
事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度( 7 年間)	実施区域	市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.観光の振興				款(名称)	7.商工費	
	施策	3.受入体制の充実				項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)				目(名称)	3.観光費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 自転車歩行者専用道路の完成に向け、サイクルイベントの開催や支援することで機運醸成を図る。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> サイクリングのまち「南島原市」をPRする。							
	<b>(3)事業の概要</b> ・イベントの開催 ・イベントの支援							
	<b>(4)期待される効果</b> サイクリングでの交流人口の拡大							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	国庫	地方創生推進交付金	1/2	300	300	300		
	県費							
	起債							
	特財							
一財			1,300	1,300	1,300	1,600	1,600	
年度別取組の概要			イベント開催:1回 イベント支援:3団体	イベント開催:1回 イベント支援:3団体	イベント開催:1回 イベント支援:3団体	イベント開催:1回 イベント支援:3団体	イベント開催:1回 イベント支援:3団体	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	自転車歩行者専用道路を活用したイベントのため、問題ない。									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		自転車歩行者専用道路は、だれでも参加できるため、問題ない。									
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	サイクル愛好者が増えており、確実にニーズはある。									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市と市内のサイクル団体で行うイベントのため、問題ない。									
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	だれでも参加できるための取組である。									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		問題ない。									
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	イベントを通じ、サイクルの気運醸成が図れる取り組みである。									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		問題ない。									
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	問題ない。									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		問題ない。									
	その他の視点													
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
イベント等を定期的の実施し、市民のサイクルに対する機運醸成を図ることができない。														
課題		建設課との連絡調整をもっと密に行う必要があると考えられる。												
解決策														
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		自転車歩行者専用道路の完成に合わせ、イベント等の開催を進めていく。												
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		自転車歩行者専用道路は、令和6年度完成予定であり、イベント開催は今後の市民のサイクルに対する機運醸成につながるため、継続することとする。 なお、次年度予算要求にあたっては、事業費の精査を行うこととし、財源として活用する地方創生推進交付金の事業計画と整合を取る必要があることに留意すること。												
備考														

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11817	予算事業名	自転車歩行者専用道路ソフト事業		担当部局	地域振興部		
個別事業名	4	レタサイクル整備事業			担当課室	商工観光課		
					担当班	観光振興班		
事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度( 7 年間)	実施区域	市全域					
総合計画	基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	4.観光の振興			款(名称)	7.商工費		
	施策	3.受入体制の充実			項(名称)	1.商工費		
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)			目(名称)	3.観光費		
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	-							
個別事業の内容	(1)事業・制度の背景(現状と課題) 自転車歩行者専用道路の完成に向け、レタサイクルの充実を図る必要がある。							
	(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性) 来訪者が安心して利用できるレタサイクルを整備する。							
	(3)事業の概要 ・レタサイクルの購入							
	(4)期待される効果 サイクリングでの交流人口の拡大							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	国庫	地方創生推進交付金	補助率	250	500	0		
	県費							
	起債							
	特財							
一財								
年度別取組の概要			レタサイクル:10台	レタサイクル:10台	レタサイクル:10台	レタサイクル:10台	レタサイクル:10台	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市内の観光施設に設置予定のため問題ない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		レンタサイクルは、だれでも利用できるため、問題ない。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	サイクル愛好者が増えており、確実にニーズはある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市で整備することが最適である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	設置場所にあわせた設置を行なう。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		問題ない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	先進地の事例や愛好者のニーズあった取り組みである。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		問題ない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	問題ない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		問題ない。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
レンタサイクルの充実が図れないと、自転車歩行者専用道路の利用も増えないことが予測される。													
課題		建設課との連絡調整をもっと密に行う必要があると考えられる。											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自転車歩行者専用道路の完成に合わせ、ソフト事業を進めていく。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		令和6年度も継続事業とするが、購入については、これまでの利用状況を踏まえた精査を行うこと。 なお、財源として活用している地方創生推進交付金の事業計画と整合を取る必要がある(計画書に記載が無い品目・内容は補助対象にならない。増額が厳しい。)ことに留意するとともに、地方創生推進交付金が終了した後の財源についても早めに検討を始めること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	11817	予算事業名	自転車歩行者専用道路ソフト事業		担当部局	地域振興部	
個別事業名	7	373ベンチ整備事業			担当課室	商工観光課	
					担当班	観光振興班	
事業期間	令和 4 年度～令和 10 年度( 7 年間)	実施区域	市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.観光の振興			款(名称)	7.商工費	
	施策	3.受入体制の充実			項(名称)	1.商工費	
	施策細分	3-4-3-⑤受入環境の整備(総合戦略)			目(名称)	3.観光費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 自転車歩行者専用道路の完成に向け、サイクルベンチ整備する必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 来訪者が安心して利用できる自転車歩行者専用道路にするため						
	<b>(3)事業の概要</b> ・サイクルベンチの設置						
	<b>(4)期待される効果</b> サイクリングでの交流人口の拡大						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
年度別取組の概要			サイクルベンチ設置:10カ所	サイクルベンチ設置:10カ所	サイクルベンチ設置:10カ所	サイクルベンチ設置:10カ所	サイクルベンチ設置:10カ所

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	自転車歩行者専用道路に設置予定のため問題ない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		自転車歩行者専用道路は、だれでも利用できるため、問題ない。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	サイクル愛好者が増えており、確実にニーズはある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市でなければ、整備することができない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	利用者が安心して利用できるための取組である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		問題ない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	先進地の事例や愛好者のニーズあった取り組みである。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		問題ない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	問題ない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		問題ない。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
自転車歩行者専用道路に休憩する場所がないことは、苦情に繋がると考えられる。													
課題		建設課との連絡調整をもっと密に行う必要があると考えられる。											
解決策													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		自転車歩行者専用道路の完成に合わせ、ソフト事業を進めていく。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		令和6年度も継続とするが、自転車歩行者専用道路の整備状況に応じた設置となるため、建設課と情報共有に努めること。 予算要求にあたっては、事業費の精査を行うこと。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12000	予算事業名	税務総務費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	4	航空写真撮影業務委託			担当課室	税務課	
					担当班	資産税班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	2.徴税費	
	施策細分	8-4-2-②自主財源の安定確保			目(名称)	1.税務総務費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 固定資産税の適正な課税を行うには、課税客体の現況の把握(現地調査)が必要であるが、膨大かつ長期間の確認作業が必要となる。限られた人員により南島原市全域の課税客体の把握と公正な課税を図る必要があり、現在保有する航空写真は、前回撮影から5年が経過し、現況との不整合が見受けられ、課税客体の適正な現状把握が困難である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 航空写真画像を固定資産評価システムに搭載することにより、固定資産税の現況を把握し、公平・公正な課税を図ること、賦課に対する信頼性の向上を目的とする。						
	<b>(3)事業の概要</b> 固定資産税の課税を行うため、毎年1月1日(賦課期日)時点における土地・家屋の状況を把握し、それに基づき土地の課税地目、家屋の新築・解体等を把握し、課税することが地方税法ならびに固定資産評価基準による現況主義の基本です。 そのためには、現況がどうなっているか、現地調査が必要となり、膨大かつ長時間の確認作業が必要となります。そこで、航空写真撮影を行い、デジタルオルソ画像(正射投影された航空写真画像)を作成し固定資産システムへ搭載することにより、南島原市全域の課税客体の効率的な把握が可能となり、適正で公平、公正な課税を図るものです。						
	<b>(4)期待される効果</b> 航空写真画像を固定資産評価システムに搭載することにより、固定資産税の課税客体の現況を的確に把握し、公平・公正な課税を図り、賦課に対する信頼性の向上が図れる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				24,353			
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財				24,353			
年度別取組の概要							

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	固定資産税の公平・公正な賦課
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		課税に対する信頼性の向上
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	適正な課税を行うこと、窓口等での説明等にも使用しており、市民のニーズにも認められるものと思料される。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		撮影された航空写真は、市他部署でも利用されており、市が撮影する必要性あり。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	これまで本市においては、H20、H24、H30と撮影を行っており、県内他市町においても、約半数近くの自治体が3年毎に撮影を行っており、公正・公平な行うためにも必要。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県内各市町においても、約半数近くが3年毎に撮影を行っており、妥当である。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	課税客体の適正な現状把握ができ、公平・公正な課税を行うことができる予定。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		指名競争入札を予定しており、事業執行の方法は最適である
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	指名競争入札を予定しており、事業執行の方法は最適である
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全域を満遍なく撮影すること、競争入札にて業者を選定することから公平性を確保する。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	現在保有する航空写真は、前回撮影から5年が経過しており、現況との不整合(経年変化)が見受けられ、課税客体の適正な現状把握が困難であり、公平・公正な課税が図れない。また、航空写真は、納税者からの問い合わせに対する窓口での対応にも利用しており、問い合わせ等にすぐに対応できないこと等が考えられる。				
	課題	現在保有する航空写真は、前回撮影から5年が経過しており、現況との不整合(経年変化)が見受けられ、課税客体の適正な現状把握が困難になるなどの課題がある。			
解決策	これまでH20、H24、H30と航空写真を撮影を行っており、前回撮影から5年が経過している。現況との不整合も見受けられることから、R6年度撮影することで、公平・公正な課税を行う。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
備考	所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10050	予算事業名	公有財産管理費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	3	権現神社トイレ管理委託料			担当課室	深江支所	
					担当班	市民窓口班	
事業期間	令和 6 年度～令和 20 年度( 15 年間)	実施区域	深江町				
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.市民協働のまちづくり			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.市民活動・自治会活動等の活性化			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-1-2-②自治会活動への支援(総合戦略)			目(名称)	5.財産管理費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>旧深江町時代にゲートボール場を使用していた老人クラブからの要請により災害対策基金により設置されたものと推察されるもので、都市計画課の公園管理の中で管理されていたが、管理人が高齢を理由に辞退された事に伴い設置場所が公園ではない事から支所で管理する予定の施設である。 施設も老朽化していることから近い将来、除却若しくは地区管理とするまでの管理費を計上するもの。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>合併前に設置された施設で老朽化が進んでおり、現在ではゲートボール場も廃止されており日常的に利用されている施設ではない。 現在の利用状況としては、月1回馬場地区の5自治会が持ち回りで境内の掃除を行っている事と毎年秋祭りの前に当番自治会の方々でしめ縄を新調するため集まった時に使用されている程度と推察されるため、次何か修繕の依頼があった場合は、除却若しくは地区管理へ移行する事で協議する予定としている。</p>						
<b>(3)事業の概要</b>							
週1回の清掃と年3回の汲み取りを計画している。							
<b>(4)期待される効果</b>							
将来的に市管理のトイレとして残す事は想定していないため、除却若しくは地区管理への移行を計画している。いずれの場合も将来的な管理費の削減が見込まれる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				79	79	79	79
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			0	79	79	79	79
年度別取組の概要			週1回清掃 年3回汲取り 水道代	週1回清掃 年3回汲取り 水道代	週1回清掃 年3回汲取り 水道代	週1回清掃 年3回汲取り 水道代	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在も実質市で管理している施設なので公益性は従来から認められていると解する。									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		現在も実質市で管理している施設なので従来から寄与していると解する。									
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	設置場所は、馬場地区(5自治会)で管理している地区神社で毎年祭りも開催されている事からニーズは認められると解する。									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		将来的に除却若しくは地区管理移行を選択してもらう予定だがそれまでは行政での管理が必要と解する。									
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	衛生管理上必要である。									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない。									
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	将来の除却若しくは地区移管協議をスムーズに協議できる下地になる。									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		最適な手段である。									
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	確保されている。									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		特権的な恩恵は与えていない。									
その他の視点														
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響													
	これまでの経緯を踏まえ、次回の修繕要請があった場合に除却若しくは地区管理へ向けた協議を開始しようと計画している。 地元としては、長年市で管理されていた施設との認識がある事から、市の管理を外すための協議はタイミングが重要。													
	課題	これまでの経緯を踏まえ、感情論にならないように慎重に各自治会へ話しを通す必要がある。												
解決策	自治会長会議及び地区長会議等を通じて関係者に話しを通しておき、会長交代時の申し送り事項として情報を共有してもらう。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
		現在は管理課の公園管理の中で管理されていた施設であるが、設置場所が公園ではないことから来年度から深江支所にて管理を実施しようとするもの。 施設の老朽化も進み日常的に利用されている施設ではないため、地元地区との除却に向けた協議を円滑に進めるためにも協議実施までは市の管理とすることが望ましいと思われる。												
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	C	有効性	B	公平性	A	評価区分	新規	
		実施機関評価のとおりとする。												
備考														

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	14	深江支所LED化事業設計業務委託			担当課室	深江支所	
					担当班	市民窓口班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	深江町		
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)			目(名称)	5.財産管理費	
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 令和3年度に管財契約課より提案された事業である。 内閣府は新成長戦略の中でLED証明など次世代証明の100%化を目指す事を表明しており、各メーカーも現在の蛍光灯器具の生産を順次終了しており蛍光灯自体も一部生産終了が始まっている状況。 このような状況で、今後不具合が生じた場合、修理交換ができなくなる事が予想される。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 消費電力の少ない照明器具を導入する事で、将来に渡るコストとCO2排出量の削減が期待できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 令和7年度に実施を予定している、深江支所LED化事業にかかる事業費積算の基礎とするための設計業務を委託するもの。						
	<b>(4)期待される効果</b> 蛍光灯に比べLEDは長寿命で消費電力が少ない事から交換及びメンテナンスにかかるコストの低減及び電気代の削減、CO2排出量の削減にも期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			772	未定		
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
一財			772	未定			
年度別取組の概要				設計業務委託	(予)LED化工事実施		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	支所は行政サービス上必要な施設であることから、その施設の安全な職場環境確保は非常に公益性が高いと思われる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		支所は行政サービス上必要な施設であることから、その施設の安全な職場環境確保は市民にとっても非常に利益があると思われる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	今後の支所機能の維持に寄与する事業であることから、市民ニーズは認められていると解する。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		カーボンニュートラル実現のため役所が率先してCO2削減に取り組む意義は大きいと解する。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	適正であり、実施する意義は大いに有ると解する。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	発揮される予定である。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		適切な手段である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	3社以上から見積徴収を行う予定であるので公平性は確保できると解する。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	今後、蛍光灯器具及び蛍光灯が生産中止となった場合修繕交換ができず支所の職場環境悪化は避けられない状況となり、政府が掲げるカーボンニュートラルの実現から大きく遅れることが予想される。												
	課題	早めの転換を図らなければ、今後更に高まりを見せるであろう環境問題、特にCO2削減に対応しきれない事が予想される、また電気使用量及び電気料金の削減効果が低くなる。											
解決策	事業実施が早ければ早いほどCO2排出削減量、電気使用量、電気料金の削減効果が大きくなる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		事業実施が早ければ早いほどCO2排出削減量、電気使用量、電気料金の削減効果が大きくなる。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	統合
		事業効率化の観点から、商工観光課が実施する深江庁舎2階(日本トータルテレマーケティング八貸借)とあわせて実施するものとする。 実施は、商工観光課が主体となって実施するものとする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	17	深江庁舎敷地内舗装工事			担当課室	深江支所	
					担当班	市民窓口班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	深江町		
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)			目(名称)	5.財産管理費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>深江庁舎敷地内には多くの未舗装部分があり雑草が生い茂っている箇所が点在している。                  そのため、委託契約を締結し年3回の除草作業を実施しているが、時期によっては繁殖スピードが早く1度除草作業をしてもまたすぐ伸びている状況である。                  このまま、現在の庁舎を使用し続けるとするならば、今後も委託料が発生し続ける事となるので、該当部分にコンクリート及び防草シートを施工し将来に渡る財政支出の削減を図る。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	敷地内の雑草の生育を抑制することにより環境美化にも繋がり、除草作業にかかるランニングコストの削減に繋がる。						
個別事業の内容	<b>(3)事業の概要</b>						
	深江庁舎敷地内延べ410㎡(コンクリート310㎡・防草シート100㎡)にコンクリート及び防草シートを施工し、雑木も伐採する。						
	<b>(4)期待される効果</b>						
	ランニングコストの削減と周辺環境美化が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				4,882			
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財				4,882			
年度別取組の概要				工事一式			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	将来に渡る経費抑制が見込めるため公益性は高いと解する。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		将来に渡る経費抑制が見込めるため市民の利益に寄与していると解する。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	将来的な経費抑制が見込めるため市民ニーズは認められると解する。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		行政財産であるため行政が行う必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	早期に実施することにより将来的な経費抑制の交換が大きくなる事から必然性はあると解する。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	発揮される予定。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		最適な手法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
現在の庁舎が存在する限り、毎年委託契約を締結し除草作業を実施する事となるが、昨今の人件費高騰に伴い今後委託料の高騰が予測される。													
課題		特になし。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		現在の庁舎を使用し続けるとするならば、将来に渡って発生する業務である。今回提案する未舗装部分をコンクリート舗装することにより、当分の間、除草経費の削減が見込める事及び、庁舎敷地内の環境美化も図れるので早急な事業実施が望ましいと考える。											
	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	再検討
長期的な視点ではランニングコスト削減や環境美化にも効果があると認められるが、現時点において早急に全ての場所に対して取り組まなければならない事業と判断することは難しい。 深江支所所管の他の新規計画事業との優先度も含めて、再度事業実施について検討すること。 なお、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ、必要な範囲内で次年度当初予算要求をすることは妨げない。													
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	18	深江支所フェンス付替工事			担当課室	深江支所	
					担当班	市民窓口班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	深江町		
総合計画	基本柱	8.協働行政			会計区分 款(名称) 項(名称) 目(名称)	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営				2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用				1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)				5.財産管理費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 深江庁舎南側から東側に設置されているフェンスが経年劣化により腐食しフェンスが破れ景観を損ねている、またフェンスを固定している支柱も腐食し一部は強度が不足していると思われる箇所がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> このまま放置しておく、強風等により倒壊する懸念がある。特に庁舎東側の市道に面している部分が倒壊した場合、通行人がケガをしたり海側にコンクリート製品の製造工場があり大型車両の往来もある事から交通を妨げる可能性があるため早急の付替えが望ましいと思われる。						
	<b>(3)事業の概要</b> L=144.7m(Aブロック65.7m Bブロック79m) 既設フェンス撤去運搬、フェンス設置(独立基礎)、樹木伐採運搬処理						
	<b>(4)期待される効果</b> 安全性の向上と景観美化が図られる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			3,506			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財 一財		0	3,506	0	0	0
年度別取組の概要				L=144.7m 既設フェンス 撤去新フェンス 設置			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	倒壊する危険性が低減し景観美化が向上する。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		倒壊の危険性が低減する事により公益性は認められると解する。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市道交通の安全性が向上するので市民ニーズは認められると解する。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		行政財産であるので当然行政が実施すべき事業であると解する。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	施工範囲を区切って年度毎の付替えも可能であると思うが、諸経費等が割高になるため単年度での付替えが経費を削減できる。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	危険性の低減及び景観美化について効果は発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		最適な手法であると解する。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の気象業況の影響(高温・豪雨・強風)で腐食が進み倒壊する危険性が增大する。												
	課題	特になし											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		現在でも所々腐食している状況であり、このまま放置すると当然ながら更に腐食が進み隣接する民家方面に倒壊する可能性もあり危険度が増すばかりである。 また、近年の物価上昇も鑑み早期に着手した方が工事費の抑制に繋がると考える。											
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
危険性が高い場所の改修は必要であるが、危険な箇所や道路・民家に隣接する場所から優先し、複数年度に分けて改修することも可能ではないかと考えられる。 上記を踏まえて再度施工場所等を検討すること。 検討の結果、次年度予算として要求する場合は、部局ごとの予算要求基準額を考慮のうえ必要額を要求すること。													
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10050	予算事業名	公有財産管理費		担当部局	市民生活部	
個別事業名	13	布津庁舎別館除却事業			担当課室	布津支所	
					担当班	市民窓口班	
事業期間	令和5年度～令和6年度	(2年間)	実施区域	布津町			
総合計画	基本柱	8.協働行政		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	4.持続可能な財政運営			款(名称)	2.総務費	
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用			項(名称)	1.総務管理費	
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)			目(名称)	5.財産管理費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 布津庁舎別館は、築60年近くとなり、経年劣化による損傷が激しく、危険な状態となっている。また、隣接する道路が児童・生徒の通学路となっており、屋根の一部が剥がれ落ちるなど安全性が心配される。 平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画では、公共施設等の統合や廃止の推進方針を打ち出し、保有総量の縮減を図ることとした。 また、1960年代に建築された建物であり、石綿含有建材の使用が懸念されるため、調査・除却処分が必要となる。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 通学路の安全確保と地域住民の安心安全な生活のためにも、布津庁舎別館の除却は必要不可欠であり、現状において最優先に取り組む課題である。						
	<b>(3)事業の概要</b> 地域住民の安全を確保することと、維持管理費の縮減のため、布津庁舎別館を解体する。 ・布津庁舎別館解体に伴うアスベスト事前調査・含有調査 ・布津庁舎別館解体 2階建 284㎡(S41年建築、H10年改修)						
	<b>(4)期待される効果</b> 地域住民の安全の確保と公共施設等総合管理計画による保有総量の縮減を図ることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			1,274	32,653			
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			1,274	32,653			
年度別取組の概要			アスベスト事前調査・含有調査業務委託料 1,274千円	布津庁舎別館解体設計業務委託1,843千円、解体工事費17,160千円、アスベスト却費13,650千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	公共施設の除却が地域住民の安心安全の確保や維持管理費の縮減につながるため、公益性が高い。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		除却することによる地域住民の安心安全の確保や維持管理費の縮減が市民の利益に寄与できる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地域住民の安心安全の確保並びに維持管理費の縮減につながり、市民ニーズが認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		公共施設を適切に処理する役割として、必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模の如何にかかわらず、緊急性を要する事業であるため、必要である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		類似事業との対比は、皆無である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	公共施設等総合管理計画に基づく保有総量の縮減を図ることができる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業の執行において除却のみであり、他に最適な手法が見当たらない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	当該事業にあつて、不公平になることは考えられない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		地域住民の安全確保において、特権的な恩恵を与えるものではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	当該建物(布津庁舎別館)が風化し続けることにより、市民の安心安全な生活が担保されず、不安を払しょくできない。また、維持管理費の縮減ができない。												
	課題	当該建物が日々、風化している現状を目の当たりにして、一刻も早い解体が必要である。											
解決策	事業実施に向けて、タイムスケジュールを組んで粛々と進めていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		経年劣化が著しく、周辺の生活道路や民家等に悪影響を与える恐れがあることから、別館解体を前提に、アスベスト調査を進める。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		令和5年補正予算第4号により、アスベスト調査にかかる経費は措置した。本年度から引き続き事業として継続評価とし、令和6年度までに解体を終えることを前提に事業を進めること。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	10053	予算事業名	庁舎等管理費	担当部局	市民生活部		
個別事業名	19	南有馬庁舎トイレ改修事業		担当課室	南有馬支所		
				担当班	市民窓口班		
事業期間	令和6年度～令和6年度	(1年間)		実施区域	南有馬町		
総合計画	基本柱	8.協働行政	予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	4.持続可能な財政運営		款(名称)	2.総務費		
	施策	2.自主財源の確保と資産の有効活用		項(名称)	1.総務管理費		
	施策細分	8-4-2-③資産の有効活用(総合戦略)		目(名称)	5.財産管理費		
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 南有馬庁舎のトイレについては、庁舎建築後30数年が経過し、経年劣化及び排水管が詰まるなど使用することに支障が多くなっている。また、トイレの便器が旧式のため、水の使用量も多くなっている。 また、生活様式の変化に伴い、現在和式トイレは、来庁者の多くが高齢者であり、また若い人もほとんど使用されていない状況であると共に、女性職員が多く勤務している南有馬庁舎では洋式トイレ(ウォシュレット機能なし)が各階に1台しかなく使用に際し支障をきたしていることから、ウォシュレット機能付き洋式トイレに改修する。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 節水型の便器に改修することにより、水道使用量の削減が見込まれる。 また、ウォシュレットトイレを設置することにより、トイレトーパー使用量の削減をはじめ衛生的で快適な職場環境及び来庁者の利便性の改善を図れる。 安全衛生委員会からもウォシュレット化の要望がでている。						
	<b>(3)事業の概要</b> 大便器18基を洋式トイレ(ウォシュレットトイレ)に改修する (現在の状況) ・(庁舎1階) (男性)洋式1台、和式1台 (女性)洋式1台、和式2台 ・(2階) (男性)洋式1台、和式1台 (女性)洋式1台、和式2台 ・(3階) (男性)洋式1台、和式1台 (女性)洋式1台、和式2台 ・(別棟2階) (男性)和式1台 (女性)和式1台 ・(別棟2階消防詰所) 和式1台						
	<b>(4)期待される効果</b> 市民ニーズに合致した満足度。 水道使用量及びトイレトーパー使用量の削減。 掃除の省力化。 衛生面の向上。						
年度別の計画額の概要			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源内訳 (千円)			12,000			
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財				12,000			
年度別取組の概要				トイレ改修 18基			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	設置から30年以上が経過し、改修が必要である。市民のニーズや行政サービスの向上が見込まれ、公益性が認められる。
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		市民の利用が見込まれ、また水使用量及びトイレトーパー使用量の削減により、市民の利益にも寄与される。
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	現在のトイレにおいては、ウォシュレットは必須である。
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市民及び職員が利用するトイレであるため、庁舎管理として行政が実施する必要がある。
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	和式トイレがほとんど使用されておらず、トイレの利用に際し台数が不足しているなどトイレ利用に支障をきたしている。
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市はじめ全国の公共施設においてもウォシュレットトイレは導入されている。(和式トイレはほとんどみかけなくなっている)
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	節水やトイレトーパー使用の削減、掃除の省力化により、管理費の縮減が図られる。
	事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		市民のニーズ、近年の生活様式に即した効率的・効果的な手法である。
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	多くの市民も熱望している事業であり、公平性は確保されている。
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		全市民の利便性に資するものである。
その他の視点		近年、メーカーの部品供給が停止してきているなど構成部品の調達も難しくなっており、今後修理に時間を要したり、代替部品の供給も困難になる可能性がある。		
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響			
	便器が旧式のため、部品の調達が難しくなっているため、修理に時間を要することとなった場合、使用可能な洋式トイレの不足が考えられる。 水道使用量及びトイレトーパーの使用量削減が見込めない。 衛生的でない。			
	課題	導入費用が高額であること。 近年の資機材等不足により調達が困難な場合が想定され、工期にも影響するおそれがあること。		
解決策	特段なし			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規	
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討	
備考	<p>築30年を超える南有馬庁舎を使用し続ける限り、必ずどこかでトイレの抜本的な改修が必要と考えている。 ウォシュレットトイレの導入が早いほど、水道使用量、トイレトーパー使用量、故障による修理代などのコストが抑えられ、衛生的な環境で行政サービスを提供することができる。</p> <p>南有馬庁舎のトイレにおける市民の利用頻度は高く、近年和式離れも進んでいるため、基本的に洋式化する方向とする。しかしながら活用可能な財源が乏しいことから、部局ごとの要求基準額を考慮しつつ、年次計画による階ごとの改修も視野に入れ、再度整備内容を検討することとする。 検討の結果として次年度予算として要求を行うことは可とする。</p>			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13099	予算事業名	障害者職場実習促進事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名	4	障害者職場実習促進事業			担当課室	福祉課		
					担当班	障害福祉班		
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	一般会計	
	政策	4.障がい者福祉の充実				款(名称)	3 民生費	
	施策	2.障がい者の社会参加の支援				項(名称)	1 社会福祉費	
	施策細分	4-4-2-①社会参加の支援				目(名称)	5 障害者福祉費	
	重点P							
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市内在住の障害がある人が一般企業へ職場体験する時に、その企業へ通う交通費の負担が大きい。そのため、職場体験を躊躇する人や諦める人がいる。重ねて企業も障害がある職場体験者への指導は支援度が高く受け入れが難しい。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 職場体験をする障害がある人へ交通費を助成することで経済的な負担を減少させる。受け入れを行う企業に実習奨励金を支給することで職場体験の受け入れは企業にとって不利益ではないことを意識付けする。							
	<b>(3)事業の概要</b> 南島原市居住の障害福祉サービスの対象要件を満たした障害のある人で、県南障害者就業・生活支援センターぱれっとに登録している人が対象者である。利用したい人はぱれっとに申し込み、そこから福祉事務所に実習計画書を提出する。利用が認められてから実習をしている間や終了時にぱれっとから交通費と実習奨励金の請求書及び計算書が提出されて利用者へと企業に支給される。支給期間は1ヶ月のうち5日以上23日以内の範囲で1日4時間(ただし5日までは3時間でも可)以上の実習期間。計算方法:①交通費助成金:自宅から実習する企業までに要した実費。実費については公共交通機関(チャイソコ含む)及び自家用車利用(計算は南島原市旅費規程の金額1kmにつき20円)を対象とし1日2,000円が上限。② 実習奨励金1人1日2,500円を企業に支給。この制度を使えるのは1人、生涯通算3回までとする。							
	<b>(4)期待される効果</b> この交通費助成と実習奨励金の効果により、障害がある人は職場体験の機会を拡大され、就労能力の向上が促進される。障害がある人が一般企業へ就職することは、就労系障害福祉サービスの利用者数が抑制され障害福祉サービス費(扶助費)が削減される。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称	補助率		311	311	311	311	
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			311	311	311	311		
年度別取組の概要				(交通費2,000円+助成金2,500円)*23日*3人分	(交通費2,000円+助成金2,500円)*23日*3人分	(交通費2,000円+助成金2,500円)*23日*3人分	(交通費2,000円+助成金2,500円)*23日*3人分	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由				
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	C	利用者は限られるが、障害がある人の社会参加推進は明確な公益性が認められる。				
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか		利用者は限られるが、障害がある人の社会参加推進は市民の利益である。				
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	B	利用者は限られるが、県南障害者就業・生活支援センターぱれっとへの登録者がいることから市民ニーズは認められる。				
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか		行政の他に資源は見つからない。行政が実施する必要がある。				
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	A	県南障害者就業・生活支援センターぱれっとへの登録者がいることから必然性はある。				
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		近隣市は類似の事業を既に実施している。本市が実施していないことが均衡を欠いている。				
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	B	自立支援協議会本部会、専門部会就労支援部会においても事業に期待する声は上がっている。効果は発揮されると考える。				
		事業執行の方法が最適な手法であるか		よりよい方法が他に考えられない。				
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	B	利用者は限られるが、公平性は確保されている。				
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		与えていない。				
その他の視点								
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響							
	経済的な理由で障害がある人の職場体験の機会を拡大できずに、就労能力の向上が妨げられる。障害がある人が一般企業へ就職できないことは、就労系障害福祉サービスの利用者を増やす可能性があり市の支出が増える。							
	課題	利用者と受け入れる企業がなければ、事業が成り立たない。						
解決策	ハローワークや就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校高等部進路指導部、商工会等事業に関連する団体と協力して周知に努める必要がある。							
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 C	必要性 B	妥当性 A	有効性 B	公平性 B	評価区分	新規
	この交通費助成と実習奨励金の効果により、障害がある人は職場体験の機会を拡大され、就労能力の向上が促進される。障害がある人が一般企業へ就職することは、就労系障害福祉サービスの利用者数が抑制され障害福祉サービス費(扶助費)が削減される。							
市長評価	公益性 B	必要性 B	妥当性 A	有効性 B	公平性 B	評価区分	新規	
本事業は島原市及び雲仙市ではすでに実施されており、必要性も認められるため、所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。								
備考								

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13201	予算事業名	児童家庭相談室運営事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	2	児童家庭相談室運営事業			担当課室	こども未来課	
					担当班	こども支援班	
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称)	3:民生費
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称)	2:児童福祉費
	施策細分	4-5-1-①妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり(総合戦略)				目(名称)	1:児童福祉総務費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭を取り巻く環境が変容するなか、周囲に支援を求められず、困難を抱える家庭が潜在化、孤立化している。そのような家庭の早期把握、虐待等の防止を図るため、児童福祉及び母子保健が一体となり対応を検討する必要がある。</li> </ul>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行うことで、さらなる支援の充実・関係機関の連携強化を図る。</li> </ul>						
<b>(3)事業の概要</b>							
<p>対象者:市内に居住するすべての妊産婦、子育て世帯、子ども</p> <p>方法:保健師等により支援の必要な家庭を把握(乳幼児全戸訪問)し、合同ケース会議の開催</p> <p>①妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント(サポートプランの作成)</p> <p>※作成対象者:要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者</p> <p>②民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓</p>							
<b>(4)期待される効果</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の発生予防、早期発見</li> <li>孤立の防止</li> <li>子どもの福祉の増進</li> </ul>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			2,400	2,400	2,400	2,400
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			2,400	2,400	2,400	2,400	
年度別取組の概要			サポートプラン作成・監理に係るシステム使用料	サポートプラン作成・監理に係るシステム使用料	サポートプラン作成・監理に係るシステム使用料	サポートプラン作成・監理に係るシステム使用料	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	B	システム化することで、視認性や可読性が向上する。入力するデータの揺らぎが少なくなる。
		b.一部寄与している		全てのこどもが対象となるものの、入力対象に限られることから、部分的な関与と判断した。
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.一部世代にのみ認められる	B	全てのこどもが対象となるものの、子育て世帯以外は対象とならないことから、部分的な関与と判断した。
		a.必要性がある		事業は、子ども家庭庁所管の事業であり、行政が実施する必要がある。
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	事業規模は適正であり、実施する必然性がある。
		a.欠いていない		諫早市等で導入予定であり、均衡を欠いているとは言えない。
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり	B	現時点では不明な点が多く、継続的なシステム改修を行う必要があるため、改善の余地があるといえる。
		a.最適である		システム導入以外の手法が現在のところないと考えている。
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	入力データの揺らぎが少なくなることで公平性は確保される。
		a.与えていない		事業の性質上に特権的な恩恵を与えることは難しい。
その他の視点		特になし		
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な支援やサービスを受けられないことが子どもの福祉や権利を大きく侵害し、大人になってから次の世代へ連鎖する可能性が高くなる</li> <li>困難を家庭内で抱えきれないことが虐待や家庭内暴力などにつながり、事態が重篤化するまで気づかれない最悪、人命に関わることにつながりかねない</li> </ul>			
	課題	・地域資源の開拓について、現時点で地域に存在する社会資源(人・物)に限りがある		
解決策	・市内に拘らず、近隣市などにも視野を広げ、対象者に無理のない範囲で幅を広げる			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 B 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	新規	
	市長評価	公益性 B 必要性 B 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	再検討	
備考	システム導入について近隣市の状況把握を行い、再度検討を行うこと。			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13222	予算事業名	保育所運営・活動支援事業			担当部局	福祉保健部			
個別事業名	12	医療的ケア児保育支援事業				担当課室	こども未来課			
						担当班	こども支援班			
事業期間	令和5年度	～令和未定年度	(-年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	4.健康福祉				予 算 科 目	会計区分	1.一般会計		
	政 策	5.児童福祉の充実					款(名称)	3.民生費		
	施 策	1.子育て支援の充実					項(名称)	2.児童福祉費		
	施策細分	4-5-1-④様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築(総合戦略)					目(名称)	2.児童措置費		
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり								
根拠計画	児童福祉法・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律									
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増加しており、医療的ケア児の保育ニーズが高まっている。今回、ケア児を受け入れるための体制を整備し、地域生活支援の向上を図る。									
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 保育所等へ医療的ケアに関する技術及び経験を有した者を配置することで、これまで保育所等で医療的ケア児の受け入れができず、その家族が離職し、家庭での保育を余儀なくされていたが、今回の取り組みによって、ケア児の受け入れが可能となり、家族の離職への防止を図ることができる。									
	<b>(3)事業の概要</b> 看護師の配置及び保育士等へのかんたん吸引等研修に要する費用の補助を行う。 保育所等で行う医療的ケアの内容 ○経管栄養 ○喀痰吸引 ○酸素療法 など									
	<b>(4)期待される効果</b> 今回の取り組みによって、ケア児の受け入れが可能となり、家族の離職への防止を図ることができる。また、ケア児が保育施設でさまざまな経験を重ねることで、身体的・心理的な安定やコミュニケーションの向上、人間関係の形成につながる。									
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
	財源名称	補助率	5,290	15,870	15,870	15,870	15,870			
	国庫									
	県費	保育対策総合支援事業	3/4	3,967	11,902	11,902	11,902	11,902		
	起債									
	特財									
一財			1,323	3,968	3,968	3,968	3,968	3,968		
年度別取組の概要			補助金(看護師配置1名)	補助金(看護師配置3名)	補助金(看護師配置3名)	補助金(看護師配置3名)	補助金(看護師配置3名)	補助金(看護師配置3名)		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	利用者のニーズに対応した事業の実施により、家庭の生活の安定につながる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		利用者のニーズに対応した事業の実施により、家庭の生活の安定につながる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	現在の社会情勢から、利用者のニーズに対応した事業となる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		医療的ケア法によって、行政の役割が明確に示されている。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	医療的ケア児は年々増加しており、受け入れ体制の整備が必要となっている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市でも同様の事業を実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	医療的ケア児の受け入れにより、父母の離職の防止を図ることができ、効果が十分に発揮できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		国の補助事業により示されて手法であり、医療的ケア児の受け入れが可能な手法となる。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内在住の医療的ケア児を対象としているため、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内在住の医療的ケア児を対象としているため、特定のものへの恩恵は与えることはない。								
その他の視点		特になし。											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	・医療的ケア児支援事業を実施しない場合には、ケア児の世話など家庭への影響が大きくなる。父母の仕事への影響により、家庭の経済的不安定な状況が続く可能性がある。												
	課題	・保育所等の施設では、医療的ケア児の受け入れができず、その家族が離職し、家庭での保育を余儀なくされていた。											
解決策	・保育所等の施設に医療的ケアに関する技術及び経験を有した者を配置することで、ケア児の受け入れが可能となり、家族の離職への防止を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		・医療的ケアを必要とする子どもは、年々増加しているため、事業規模は増加することが予想されており、受け入れ体制の整備が必要となる。											
市長評価	市長評価	公益性	B	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		医療的ケア児の入所等を希望する家族のニーズを把握し、必要額を次年度予算として要求すること。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13240	予算事業名	ひとり親家庭等福祉事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	6	子どもの居場所づくり事業			担当課室	こども未来課	
					担当班	こども支援班	
事業期間	令和6年度～令和7年度(2年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			会計区分 予 算 科 目	1.一般会計	
	政策	5.児童福祉の充実				款(名称) 3	民生費
	施策	1.子育て支援の充実				項(名称) 2	児童福祉費
	施策細分	4-5-1-②子育てにかかる経済的負担の軽減(総合戦略)				目(名称) 3	母子父子福祉費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりが希薄化したことで、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもは少なくない。子どもたちが将来に自立に向けて生き抜く力を育むことのできる新たな「子どもの居場所」を開設し、食事、学習支援、体験活動などを提供する。 (導入にあたっての問題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に1箇所しかない場合、近隣住民しか通えない。・「貧困や問題のある家庭」を対象とするため、新たな差別を生む可能性があるため、広報や議会への説明が難しい。</li> <li>・既設の放課後児童クラブとのすみ分けが難しい。・3年後は市で運営することになる(委託は可能だが、その場合も施設は市の持ち物となる)</li> <li>・5000万円は補助があるものの、用地の整備費用などを鑑みると不足する可能性が高い。</li> </ul>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>近年、孤独・孤立の問題、児童虐待、不登校など子どもを取り巻く課題は、複雑かつ複合的になっている。個別のニーズにきめ細かくに対応した居場所をつくり、さまざまな支援を行う必要がある。</p>						
個別事業の内容	<b>(3)事業の概要</b>						
	①実施事業						
	<p>施設整備費(補助額:5,000万円上限。運営者に直接支払い) B&amp;G「子ども第三の居場所」事業を活用することを想定</p> <p>○常設ケアモデル(補助額:月額80万円～120万円。運営者に直接支払い。3年間) 内容:週5日以上開所し、課題を抱える小学校低学年を中心とする子どもを対象に、学習支援や基本的な生活習慣を身につけるための生活支援、体験機会の提供等を行う。</p> <p>○学習・生活支援モデル(補助額:月額60万円～80万円。運営者に直接支払い。3年間) 内容:週3日以上開所し、課題を抱える小学校低学年を中心とする子どもを対象に、学習支援に加えて、基本的な生活習慣を身につけるための支援を行う。</p> <p>3年後は、当該施設は市に移管され、市が継続して同事業を行うことが条件。</p>						
	<b>(4)期待される効果</b>						
<p>・新たな「子どもの居場所」を設置することにより、子どもに様々な支援を行うことが保護者の生活習慣やつながりにプラスの影響をもたらし、それにより、子どもの生活習慣や学習習慣の改善につながる。</p>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				100	100		
	財源名称	補助率					
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			100	100			
年度別取組の概要				実施法人への計画・建設等のサポート	実施法人への運営等のサポート		

事業の評価		評価の観点	担当課評価	判定	評価の理由								
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	生活困窮者など利用者のニーズに対応した事業の実施により、家庭の生活改善に繋がる。									
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		生活困窮者など利用者のニーズに対応した事業の実施による。									
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない	E	今後、ひとり親家庭などへのニーズ調査を実施予定。現時点では把握していない。									
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	c.民間で実施可能		実施主体は、社会福祉法人など非営利団体の実施可能。行政は、事業の広告や受け入れなどサポートが必要。									
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	B	ニーズ調査が未実施であり、必然性の評価は難しい状況である。									
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市では、雲仙市が類似事業を実施しており、ニーズに対応した支援が可能。									
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	B	放課後児童事業など類似した事業があり、事業主旨に合致した利用者を受け入れるための調整が必要となる。									
	事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		対象者については、生活保護者など、生活環境に困難を抱える子どもを対象としており、執行方法に問題なし。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	C	設置箇所によっては、近隣の対象者のみ利用が増える可能性あり。遠方の希望者への配慮が必要。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	b.懸念がある		設置箇所によっては、近隣の対象者のみ利用が増える可能性あり。遠方の希望者への配慮が必要。									
その他の視点		特になし											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	・近年、孤独・孤立の問題、児童虐待、不登校など子どもを取り巻く課題は、複雑かつ複合的になっており、事業を実施しない場合、ニーズに対応した支援ができなくなる可能性がある。												
	課題	・事業の対象区域を市内全域とした場合に、学校などから会場までを送迎できる家庭が少ないため、移動手段の検討が必要となる。											
解決策	・送迎用バスを導入し、対象者が利用できるよう環境整備が必要となる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	E	妥当性	B	有効性	B	公平性	C	評価区分	新規
	市長評価	新たな「子どもの居場所」を設置することにより、子どもに様々な支援を行うことが保護者の生活習慣やつながりにプラスの影響をもたらし、それにより、子どもの生活習慣や学習習慣の改善につながる。											
備考	現時点において早急に取り組まなければならない事業とは言えないと判断する。しかしながら、ニーズの調査は必要であることから、状況把握を行い、令和7年度以降の予算要求については妨げないものとする。												

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	13500	予算事業名	予防対策(予防接種)事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名	5	帯状疱疹ウイルスワクチン接種費助成			担当課室	こども未来課		
					担当班	こども保健班		
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	4.健康福祉			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.健康づくりの推進			款(名称)	4.衛生費		
	施策	2.健康診査・健康相談等の充実			項(名称)	1.保健衛生費		
	施策細分	4-1-2-②母子保健・予防接種の充実			目(名称)	3.予防費		
	重点P							
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>水痘ウイルスが、免疫力が低下した場合などに再活性化し、帯状疱疹を発症することがある。50歳以上では帯状疱疹を発症した人の2割が帯状疱疹後神経痛に移行し、日常生活に支障をきたすこともあり、帯状疱疹の発症による健康被害を未然に防止するための取り組みが喫緊の課題である。</p> <p><small>*令和5年6月7日南高医師会会長が市議会へ請願書提出 *令和5年6月22日 南高医師会会長が市長へ請願書提出 *令和5年6月28日保険医協会が市長へ要望書提出*令和5年7月7日 帯状疱疹ワクチン接種費用の公費助成を求める請願書議会採択により市へ請願</small></p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>帯状疱疹ワクチンは任意接種であり、大変高額な費用は多くの人々にとって大きな負担となり、接種をためらわせる要因となっている。このような状況下で、帯状疱疹ワクチンの接種費用の公費助成を求める声が強まっている。1回の接種で10年前後有効とされているこの帯状疱疹ワクチン接種は、費用の一部を助成することで、市民の接種費用の負担が軽減される。また、多くの市民がワクチンにアクセスできる環境が整うことで帯状疱疹の発症及び重症化を予防する。</p>							
<b>(3)事業の概要</b>								
<p>実施事業</p> <p>○帯状疱疹ウイルスワクチン接種費助成事業</p> <p>内容:接種日現在、本市に住居登録がある50歳以上の市民に対して、ワクチン接種費用を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ワクチンによる接種(助成回数1回 限度額5,000円)</li> <li>・不活化ワクチン接種(助成回数2回 1回あたり限度額10,000円)</li> <li>・助成を受けようとする市民は、接種後に領収書と申請書ほか関係書類を市に提出し、助成を受ける。</li> </ul>								
<b>(4)期待される効果</b>								
ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、もって帯状疱疹の発症及び重症化を予防する。								
年度別の計画額の概要			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源内訳 (千円)							
		財源名称	補助率		2,000	2,000	2,000	2,000
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財				2,000	2,000	2,000	2,000	
年度別取組の概要				補助金@ 10,000*180 回 @5,000* 40回	補助金@ 10,000*180 回 @5,000* 40回	補助金@ 10,000*180 回 @5,000* 40回	補助金@ 10,000*180 回 @5,000* 40回	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある	C	ワクチン接種を受ける者の経済的負担を軽減し、带状疱疹の発症及び重症化を予防できる。
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		ワクチン接種を受ける者の一部市民の経済的負担を軽減できる。
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	C	市民へのニーズ調査が未実施であり、必然性の評価は難しい状況であるが、関係団体から要望書が提出されている。
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利		任意接種であるが接種費用が高額であることより、市の一部助成が必要。
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	C	事業規模はニーズに基づくものではなく、モデル事業として算出したもの。希望者数によっては、補助額や助成額を検討する余地もでてくる。
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある		現在県内では未実施。しかし雲仙市へ地元医師会から要望書提出が令和5年7月に提出されているという情報を得ている。
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、ワクチン接種により合併症のための医療費抑制にも効果がある。
	事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		50歳以上を対象としており、執行方法に問題なし。ただし任意予防接種であることから副反応への対応について検討必要。
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	B	助成額が限られていることから、希望者への配慮が必要。
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		要因はない。
その他の視点		特になし		
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響			
	・带状疱疹の生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、ワクチン接種助成事業をしなかった場合、合併症のための入院や治療等の医療費にも影響がでてくる。			
	課題	任意接種であり副反応に対しての救済制度が十分でない。		
解決策	・医薬品副作用被害救済制度 ・市の助成は接種後に市民の補助金申請をもとに市が個人へ助成する。			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 C 必要性 C 妥当性 C 有効性 B 公平性 B 評価区分	新規	
	市長評価	公益性 C 必要性 C 妥当性 C 有効性 B 公平性 B 評価区分	再検討	
備考	帯状疱疹ワクチン接種は、任意接種であり検討が必要であるが、しかしながら带状疱疹生涯罹患は3人に1人、带状疱疹後神経痛発症20%であり、耐え難い激しい痛みを伴うことから、不眠やQOLの低下など多くの苦痛をもたらす。また、重篤な合併症や後遺症をもたらすこともある。ワクチン接種によりより幅広く市民を带状疱疹から守ることが可能になることがワクチン接種費助成により期待される。 島原半島内においてもワクチン接種が芳しくない状況で、現時点において早急に取り組まなければならない事業とは言えない。一方で、議会における請願書採択もなされていることから、近隣市町の動向や関連団体と調整しつつ、支援内容の検討を進めること。 検討の結果、次年度からの事業として実施とする場合は予算要求を可とする。			

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	08	#7119救急安心センター事業			担当課室	健康づくり課	
					担当班	健康保険班	
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.医療体制の充実				款(名称)	4.衛生費
	施策	1.医療体制の充実				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)				目(名称)	1.保健衛生総務費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、救急搬送困難事案が増加しており、一般の傷病者の救急搬送にも影響が出ている。 また、重症でない場合にも関わらず救急病院を利用する場合があります、休日夜間の救急医療にも影響が出ている。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>住民が急な病気やケガをした時に、「救急車を呼んだほうがいいのか」「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」などで迷った場合の相談窓口となり、救急車の適時・適正利用、救急医療機関の受診の適正化が図られる。 県が令和5年に救急医療機関に行ったアンケートでは、「#7119の早期導入を希望する」という結果だった。</p>						
<b>(3)事業の概要</b>							
<p>県が実施主体となり、県と市町との間で協定を締結し、市町は県に負担金を支払う。負担割合は、県1/2、市町1/2とする。 県は、コールセンターと委託契約を結び事業を実施する。年間の事業費は約3,500万円。 国からの交付税措置あり 1/2 (しかし令和7年度以降については今のところ未定) 現在、市町間の負担割合は、人口割で検討されており、本市の場合、59万円(交付税措置29万5千円あり)</p>							
<b>(4)期待される効果</b>							
<p>救急車の適正利用や医療機関における時間外受付者の抑制、医療従事者の負担軽減が図られる。また、急な病気やケガによる住民の不安に対する相談対応が図られる。</p>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				590	590	590	590
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財	(交付税措置)	1/2		295	295	295	295
一財			0	295	295	295	295
年度別取組の概要							

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	救急医療の必要性の高い重症者を救えない事態を避けるために有効であり、公益性がある。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		住民の安心安全のために寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	他県では既に#7119事業を行っているところもあり、市民ニーズはある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		行政しか実施できない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	県は、県と市町と一緒に事業を実施したいと考えている。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡を欠いていない、適切である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	救急医療機関の受診の適正利用が図られることが期待される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		県と市町が一体となって実施するため、最適な方法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市民が等しくサービスが受けられるため公平である。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		県内どこにいてもサービスが受けられるため公平である。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	事業を実施しなかった場合、救急医療体制において、本来受けられるべき救急患者が受け入れられなくなる場合があることが考えられ、重症でない場合にも関わらず救急病院を利用するため、休日夜間の救急医療にも影響が出て、医療崩壊につながる恐れがある。 2024年4月からの医師の働き方改革により、医師の確保が懸念される中で、さらなる医師不足が加速する可能性がある。												
	課題	県によると、現在、他県で実施されている状況では、地方都市等においては、搬送車における軽症者の割合の減少、不急の救急出動の抑制といった効果は低い状況であると説明を受けている。しかし、重症者の発見救護の場合、119番通報をためらう人が多い地方都市等においては、逆に効果が高くなることもあるとしている。											
解決策	県と市町で#7119救急安心センター事業を実施し、住民の安心安全の提供、また医療従事者の負担軽減を図ることが必要である。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	#7119救急安心センター事業には、救急車の適正利用や医療機関における時間外受付者の抑制、医療従事者の負担軽減が図られることが期待される。このように多くのメリットがあることから、この事業を進めていく必要があると考えている。												
市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
県主導で県下21市町の参画が求められている新規事業であり、11月16日に開催される負担金等適正化委員会において各市町の負担金の額が適正か審議がなされる。審議の結果を参考にして本市が参画するかどうかの判断を行うことになるが、本事業の効果や市民の利便性等も勘案のうえ、参画の可否を判断することとする。 参画する場合は、部局ごとの予算要求基準額を考慮し、令和6年度予算要求を行うこと。													
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	09	加津佐地区診療所運営事業			担当課室	健康づくり課	
					担当班	健康保険班	
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	加津佐町		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.医療体制の充実				款(名称)	4.衛生費
	施策	1.医療体制の充実				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)				目(名称)	1.保健衛生総務費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 南島原市加津佐町では、昨年8月に「森医院」が閉院し、今年2月には「栗原医院」が閉院となり、町内に一般診療所が無い状況になっている。これまで本市では、医師会などにも相談しながら、加津佐町での医療サービスの在り方について検討を進めているが、具体的な解決策が見いだせない状況である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 加津佐町では、このような医療事情があるので、「小浜温泉病院」に対して、診療所の開設や医師派遣などの検討をお願いした。 ※令和5年7月24日、市長要望活動を行った。						
	<b>(3)事業の概要</b> 公立小浜温泉病院のサテライト型診療所 内科を中心に週3日(1日6時間)以上の診療 診療所運転資金として、年20,000千円が必要。						
	<b>(4)期待される効果</b> 加津佐町内に診療所が開設されることで、特に高齢者において地域医療への不安を払拭することができる。また、自主的に移動が難しい通院負担を抑えることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			20,000	20,000	20,000	20,000
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財一財			20,000	20,000	20,000	20,000
年度別取組の概要				公立小浜温泉病院へ運営補助	公立小浜温泉病院へ運営補助	公立小浜温泉病院へ運営補助	公立小浜温泉病院へ運営補助

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	医療提供体制の充実を図ることは、公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		医療提供体制の充実を図ることは、市民の利益に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	B	特に加津佐町民においては、かかりつけ医が皆無となったことで診療所設置の強い要望が出ている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利		民間での診療所設置が一番いいが、行政が介入することで診療所設置が容易となる可能性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	B	隣接する口之津町の病院と診療所に対応できるのではないかとの声が聞かれるのも事実である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	事業が実施され、加津佐町に診療所が開設できれば、市民の期待に応えることができる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		サテライト型の診療所の運転資金として、20,000千円を考えているが、経営が成り立つかは不明。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	医療提供体制の充実を図ることは、公平と考える。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	加津佐町内では、令和5年3月に一般診療所が皆無となり、地域住民の中で医療への不安が急速に高まっている。今後、医師の高年齢化や勤務医の時間外労働の規制強化などに伴い、さらに医師不足が拡大し、日常の医療サービスの提供のみならず、住民健診等への影響も懸念される。				
	課題	隣接する口之津町の病院・一般診療所に対応できるのではないかとの考えもある。しかしながら、自主的な移動が難しい高齢者等の通院負担が増している。ちよいそタクシーもあるが、通院などの移動手段の確保には限界がある。			
解決策	加津佐町内に診療所が開設されることで、特に高齢者において地域医療への不安を払拭することができる。また、移動に係る通院負担を抑えることができる。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	保留		
備考	<p>加津佐町内に診療所が開設されることで、住民の地域医療への不安を払拭することが出来ると思うが、医師の確保だけでなく、看護師等の医療スタッフをどうするのかという問題がある。</p> <p>現在、公立小浜温泉病院に市長要望活動を行ったが、厳しい回答であった。</p> <p>閉院となった診療所をかかりつけ医としていた市民は、既に別の診療所等へのかかりつけ医の割り振りが済んでいると承知している。近くに診療所がないことに対する住民の不安が高まるであろうが、公立小浜温泉病院から、医師の派遣は困難との回答も既にあるため、令和6年度予算要求は保留とする。</p> <p>ただし、地域の医療を持続させるため、今後も引き続き関係団体との調整・要望等は続けていくこととする。</p>				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12301	予算事業名	安心な医療体制の確保推進事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名	10	医療機関新規開設・承継補助金基金積立金			担当課室	健康づくり課		
					担当班	健康保険班		
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)				実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉		予算科目目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.医療体制の充実			款(名称)	4.衛生費		
	施策	1.医療体制の充実			項(名称)	1.保健衛生費		
	施策細分	4-2-1-①安心な医療体制の確保(総合戦略)			目(名称)	1.保健衛生総務費		
重点P								
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市内全域の課題として、小児科、産婦人科、精神科などの専門医が不足しており、住民の通院や既存専門医の診療等に大きな負担が生じている。特に、加津佐町内では、令和5年3月に一般診療所が皆無となり、地域住民の中で医療への不安が急速に高まっている。南島原市の10万人当たりの医師数は125.2人で、全国の47%、長崎県の37%と少なく、また、県南医療圏においても南島原市の医師数は島原市の半分以下である。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 市内の一般診療所で従事する医師の約3割が70歳を超えている。このままでは、近い将来、日常の医療サービスへの影響だけでなく、特定健診・乳幼児健診などの各種健診や、学校医・介護施設嘱託医などの確保も難しい状況となることが懸念される。 そこで、開業を現在考えている人に、本市で開業するようなインセンティブを与えるよう、経費の一部を補助する仕組みが必要と考えている。							
	<b>(3)事業の概要</b> 100,000千円を診療所開設の経費の一部を補助すると決まった際に、すぐに対応が出来るように基金を積み立てておく。							
	<b>(4)期待される効果</b> 補助しようとする金額が多額であるだけに、すぐにこの事業を進めていくことは困難であるため、基金を積み立てておくことで、この事業を進めると決まった際に、直ぐに基金を取り崩すことで対応することができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称			100,000				
	国庫	補助率						
	県費							
	起債							
	特財							
一財				100,000				
年度別取組の概要				基金造成				

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	医療提供体制の充実を図ることは、公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		医療提供体制の充実を図ることは、市民の利益に寄与する。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	B	特に加津佐町民においては、かかりつけ医が皆無となったことで診療所設置の強い要望が出ている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利		民間での診療所設置が一番いいが、行政が介入することで診療所設置が容易となる可能性がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	B	実施する必要性はあると考えるが、事業規模については不明。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		均衡は欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	事業が実施されれば、市民の期待に応えることができる。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		西海市では新規開設と継承の補助事業を行い実績がある。他に最適な方法があるかは不明。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	医療提供体制の充実を図ることは、公平と考える。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		与えていない。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	市内の一般診療所で従事する医師の約3割が70歳を超えている。このままでは、近い将来、日常の医療サービスへの影響だけでなく、特定健診・乳幼児健診などの各種健診や、学校医・介護施設嘱託医などの確保も難しい状況となることが懸念される。				
	課題	本市で診療所を開設するようなインセンティブを与える仕組みを作るに当たっては、医師会へ理解をしてもらう必要がある。			
解決策	特記すべき事項なし。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 B 有効性 B 公平性 A 評価区分	再検討		
備考	<p>今後、診療所開設を現在考えている人に、本市で開設するようなインセンティブを与えるように、経費の一部を補助する仕組みは必要と考えている。そのため、その仕組みが作成されるまでに、基金の積み立てを行いたい。</p> <p>市内における新規開業は、診療所が減少する中で、医療の充実につながるものの、診療所が無い、または今後無くなるであろう地域に対して診療所を開設するような、本市の課題を解決する支援内容ではないと見受けられる。                      予算要求にあたっては、制度の具体的な内容を再度精査のうえ、部局ごとの予算要求基準額を考慮すること。</p>				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12350	予算事業名	保健センター管理事業		担当部局	福祉保健部		
個別事業名	04	北有馬保健センター整備事業			担当課室	健康づくり課		
					担当班	健康保険班		
事業期間	令和 6 年度～令和 9 年度( 4 年間)			実施区域	北有馬町			
総合計画	基本柱	4.健康福祉			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.健康づくりの推進				款(名称)	4.衛生費	
	施策	1.市民の健康増進				項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	4-1-1-④健康増進のための環境整備				目(名称)	2.保健衛生施設費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	市民の健康づくりを推進するための各種健診、がん検診、健康相談、健康教育等の保健事業を行う施設として存在し、管理運営を行っている。 ・北有馬保健センター：平成13年築(建築後22年経過)							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	管理運営を行うため、主に下記のとおり計画している。 ① R6年度：借地の購入 ② R7年度：高圧ケーブル取替修繕 ③ R8年度：空調改修に向けた実施設計書作成業務委託 ④ R9年度：空調設備改修工事							
<b>(3)事業の概要</b>								
事業の概要等については下記のとおり ① R6年度：借地の購入・・・当施設は拠点施設になるため、購入することで今後の財源支出を抑える。 ② R7年度：高圧ケーブル取替修繕・・・電気保安保守業者から取替交換を進められているため。 ③ R8年度：空調改修に向けた実施設計書作成業務委託・・・建築後22年が経過し、取替交換の時期に来ている。 ④ R9年度：空調設備改修工事								
<b>(4)期待される効果</b>								
健康増進のための環境整備を進めることで、保健事業を行う施設を適切に管理運営することができる。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
				31,233	1,126	1,770	24,579	
		財源名称	補助率					
	国庫							
	県費							
	起債							
特財								
一財				31,233	1,126	1,770	24,579	
年度別取組の概要				土地鑑定評価、 土地購入	高圧ケーブル 取替修繕	空調設備改修 設計	空調設備改修	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	健康増進の環境整備を行うことは公益性がある。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		保健事業を行うことは、市民の利益に寄与している。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	昨今の気象状況からして、いざという時に空調が使えないとなると熱中症予防の観点からも危惧される。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		各種健診や健康づくりの利用だけでなく、災害に伴う避難場所として指定を受けている。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	計画的に進めているので、規模は適正である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	十分に効果がある。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		計画的に進めているので、適正である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公平である。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公平である。
	その他の視点				
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響			
厚生労働省の考えも、「治療から予防へ」シフトしている。これからは各種健診や健康づくりをさらに進めることによって病気の早期発見、早期治療、引いては医療費の削減につなげようとするもので、これらを行うための施設である保健センターの管理事業は無くてはならない事業と考えている。					
課題		特記すべき事項なし。			
解決策	特記すべき事項なし。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続		
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討		
備考	保健センター利用の主なものは、市民の健康づくりに向けた各種健診や各種健康づくり教室等がある。現在、健康づくり課において、健康づくりポイント事業も進めており、市民の健康保持、増進へ向け保険者として努力しているところである。また保健センターは、災害に伴う避難場所としても指定を受けている状況であるため、この事業を継続して進めていくことが必要であると考えている。 土地購入においては、購入によるメリットの精査及び、購入単価については十分な検討を行うこととする。				

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12351	予算事業名	健康づくり推進事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	05	健康づくりポイント事業			担当課室	健康づくり課	
					担当班	健康保険班	
事業期間	令和 1 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.健康づくりの推進				款(名称)	4.衛生費
	施策	1.市民の健康増進				項(名称)	1.保健衛生費
	施策細分	4-1-1-①生涯を通じた健康づくり支援(総合戦略)				目(名称)	4.健康増進費
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市における受診率の低迷の脱却、検診率向上により早期発見・早期治療を目指し、市民の健康保持・増進へとつなげ、最終的には医療費抑制を目指すもの。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 20歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加に対して、商品券と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 健診だけでなく、血圧測定や体重測定、歩数測定など各種取り組みをしてもらい、それぞれの達成ごとにポイントを付与し、そのポイントの積み上げが1,000ポイント貯まる毎に、1,000ポイント単位で商品券等と引き換えることができる(最高4,000ポイントまで)。 ○商品券等:クオカード、商品券引換券、MINAコインの中から好きなものを選択						
	<b>(4)期待される効果</b> 市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を行うことができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		2,459	2,459	2,459	5,759	2,459
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財		153	153	153	153	153	
一財		2,306	2,306	2,306	5,606	2,306	
年度別取組の概要							

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	健康増進事業を行うことは公益性がある。									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		保健事業を行うことは、市民の利益に寄与している。									
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	認められる。									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		各種健診や健康づくりは、行政が主導して行う必要がある。									
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	規模は適正である。									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。									
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	十分に効果がある。									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		適正である。									
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公平である。									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公平である。									
	その他の視点		特定健康診査・がん検診の受診率向上を目指し、最終的に一人当たり医療費の抑制を図ることを目的とする。											
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
厚生労働省の考えも、「治療から予防へ」シフトしている。これからは各種健診や健康づくりをさらに進めることによって病気の早期発見、早期治療、引いては医療費の削減につなげようとするもので、これらを行うため、健康づくりポイント事業は、無くてはならない事業と考えている。														
課題		受診率向上につなげるような、ポイント事業の内容(毎年実績を踏まえ、事業内容の見直しを図る)。												
解決策	特記事項なし。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		健診受診率の向上により早期発見・早期治療を目指し、市民の健康保持・増進へつなげ、最終的には医療費抑制を目指すため、特定健診受診率を向上することは保険者として努力が必要である。厚生労働省が進める特定健診受診率60%の目標を達成するためには、この事業を継続して進めていくことが必要である。												
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。												
備考														

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	20500	予算事業名	保健衛生普及事業		担当部局	福祉保健部	
個別事業名	07	健康づくりポイント事業			担当課室	健康づくり課	
					担当班	健康保険班	
事業期間	令和 1 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	4.健康福祉		予算科目	会計区分	2.国民健康保険事業特別会計	
	政策	1.健康づくりの推進			款(名称)	4.保健事業費	
	施策	1.市民の健康増進			項(名称)	1.保健事業費	
	施策細分	4-1-1-①生涯を通じた健康づくり支援(総合戦略)			目(名称)	1.保健衛生普及費	
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市における受診率の低迷の脱却、検診率向上により早期発見・早期治療を目指し、市民の健康保持・増進へとつなげ、最終的には医療費抑制を目指すもの。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 20歳以上の市民を対象に、健康診査・がん検診等の受診や各種健康相談等への参加に対して、商品券と交換できるポイントを付与し、市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 健診だけでなく、血圧測定や体重測定、歩数測定など各種取り組みをしてもらい、それぞれの達成ごとにポイントを付与し、そのポイントの積み上げが1,000ポイント貯まる毎に、1,000ポイント単位で商品券等と引き換えることができる(最高4,000ポイントまで)。 ○商品券等:クオカード、商品券引換券、MINAコインの中から好きなものを選択						
	<b>(4)期待される効果</b> 市民一人ひとりが目標をもつことにより健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を行うことができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		2,511	2,511	2,511	2,511	2,511
	補助率						
	国庫						
	県費	県国保二号繰入金	10/10	2,511	2,511	2,511	2,511
	起債						
	特財一財			0	0	0	0
年度別取組の概要							

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	健康増進事業を行うことは公益性がある。									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		保健事業を行うことは、市民の利益に寄与している。									
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	認められる。									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		各種健診や健康づくりは、行政が主導して行う必要がある。									
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	規模は適正である。									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		欠いていない。									
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	十分に効果がある。									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		適正である。									
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公平である。									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公平である。									
	その他の視点		特定健康診査・がん検診の受診率向上を目指し、最終的に一人当たり医療費の抑制を図ることを目的とする。											
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
厚生労働省の考えも、「治療から予防へ」シフトしている。これからは各種健診や健康づくりをさらに進めることによって病気の早期発見、早期治療、引いては医療費の削減につなげようとするもので、これらを行うため、健康づくりポイント事業は、無くてはならない事業と考えている。														
課題		受診率向上につなげるような、ポイント事業の内容(毎年実績を踏まえ、事業内容の見直しを図る)。												
解決策	特記事項なし。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		健診受診率の向上により早期発見・早期治療を目指し、市民の健康保持・増進へつなげ、最終的には医療費抑制を目指すため、特定健診受診率を向上することは保険者として努力が必要である。厚生労働省が進める特定健診受診率60%の目標を達成するためには、この事業を継続して進めていくことが必要である。												
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		所管課における方向性のとおりとする。												
備考														

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14024	予算事業名	オリーブ推進事業			担当部局	農林水産部
個別事業名	02	オリーブ推進事業				担当課室	農林課
						担当班	農業戦略班
事業期間	令和 27 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済			予 算 科 目	会計区分	1.一般会計
	政 策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費
	施 策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1 農業費
	施策細分	3-1-2-③農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消(総合戦略)				目(名称)	3 農業振興費
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P13 (3-(1)-力)						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	<p>H25に設立された生産者協議会に対し、H28年から市が支援を開始、苗木補助の助成対象者はR4年までで累計85人、助成本数は2,816本にのぼる。                  【目的1】遊休農地の活用・耕作放棄地の予防…(現状)植栽面積15%<small>(市内全域)</small> →一定目的を達成                  【目的2】販売による所得向上…現状、非適地に植栽されている→実がならない→商品にならない→所得向上に繋がらない                  【課題】実がならない。実がなってオイル化しても価格が高く販売面で苦戦し(外国産と比較して高)、目的2の実現が難しい。</p>						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	<p>【対 策】                  ①育てる ②加工する ③売る ④使う                  【必要性】                  これまでの経緯を鑑みると、急激な路線変更は難しい。引き続き市内生産者団体と連携しながら、粘り強く生産者の栽培知識の習得に努めるなど上記対策にチャレンジしていく必要がある。</p>						
<b>(3)事業の概要</b>							
<p>【対象者】オリーブ生産者                  【手法等】                  ①育てる: 栽培指導員による定期的な指導(強化) ・定期的な勉強会の実施(回数増) ・苗木補助(事前指導強化・縮小) ・研修会補助(拡大) ・土壌分析補助(土壌改良を数年単位で実施)                  ②加 工: 果実・葉の加工商品研究(例:塩漬、化粧品、オリーブ冠)…産学官連携による商品開発                  ③売 る: 大手企業連携した販売先の確保。コンテストを活用した高品質路線。マスコミの活用。                  ④使 う: 商工会と連携し市内飲食店へ売り込み。オリーブを活用した料理教室を実施。</p>							
<b>(4)期待される効果</b>							
<p>本事業に取り組むことによって実の収穫量の増加及び所得向上が期待できる。また、総合計画の該当施策「農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消」に関しては苗木補助や植栽地域の広がりから、施策の趣旨に寄与しているものとする。</p>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
	補助率						
	国 庫						
	県 費						
	起 債						
特 財							
一 財			1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
年度別取組の概要			謝礼金、費用弁償、旅費、手数料、補助金	謝礼金、費用弁償、旅費、手数料、補助金	謝礼金、費用弁償、旅費、手数料、補助金	謝礼金、費用弁償、旅費、手数料、補助金	謝礼金、費用弁償、旅費、手数料、補助金

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	B	遊休農地の活用・耕作放棄地の予防及び農業者所得向上のための事業であり公益性が認められる。
		b.一部寄与している		販路開拓が課題ではあるが、オリーブ生産者の利益に寄与している。
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.認められる	A	オリーブ生産者からは本事業の実施が望まれている。
		a.必要性がある		高齢化等により生産者協議会の弱体化が進んでおり、行政のサポートなしでは事業が成り立たない状況。
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	必要最低限の事業規模である。
		a.欠いていない		R5予算額を比較すると、本市は天草市(約2,000千円)の約半分であり、過大ではない。
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり	B	即効薬はない。時間をかけて徐々に改善していく。
		a.最適である		販路開拓は難解な課題であるため、あらゆる角度から試行的な取り組みを行う必要がある。
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	農業者であれば条件を満たすことで取り組むことができる事業である
		a.与えていない		農業者であれば条件を満たすことで取り組むことができる事業である
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 市としてこれまでオリーブ栽培を推進してきた経緯から、急激な路線変更は難しく、オリーブ栽培を収益化できるような形を生産者とともに見つけるまでは、事業廃止は難しい。そのため引き続き生産者団体と連携しながら粘り強く生産者の栽培知識の習得に努めるなど、①育てる②加工する③売る④使うの総合的な取り組みを行っていく必要がある。			
	課題	実がならない。実がなってオイル化しても価格が高く販売面で苦戦し(外国産と比較してコスト高)、生産者の所得向上の実現が難しい。		
	解決策	ブランド化事業やマッチング事業など市の既存事業と連携しながら、①育てる②加工する③売る④使うの取り組みに力を入れていく。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続	
	市長評価	公益性 B 必要性 B 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続	
備考	<p>これまでの取り組みにより栽培面積は増加しており、総合計画に策定している耕作放棄地の発生予防・解消に寄与しているものとする。しかしながら、事業を進めていく中で、生産者の栽培における知識不足による結実不良、商品の販路等課題が浮き彫りとなっており、オリーブ栽培に取り組んだものの収益化に結びついていない状況である。そのため今後も継続した栽培支援が必要であり、特にオリーブは短期的な事業実施では事業目的を達成することが難しいため、長期的な支援が必要である。</p> <p>令和6年度予算要求を可とするが、これまでの事業実績を踏まえ、令和6年度をもって廃止の方向とする。</p>			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14025	予算事業名	農産物ブランド化推進事業		担当部局	農林水産部		
個別事業名	4	ワイン・リキュール特区推進事業			担当課室	農林課		
					担当班	農業戦略班		
事業期間	令和5年度～令和9年度(5年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6.農林水産業費	
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進				項(名称)	1.農業費	
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)				目(名称)	3.農業振興費	
	重点P							
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P13 (3-(1)-ウ)							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>農業が抱える課題のひとつが、生鮮品を市場出荷した場合、農業者の利益が少なく、また価格が安定していないことである。そのため本市では、農業者の所得向上、農業経営の安定化を図るため、農業者自らが、農産物を加工し付加価値をつけて販売を行う6次産業化の推進に取り組んでいる。その取り組みの一環として、令和5年3月31日に国の構造改革特別区域法に基づく果実酒・リキュール特区の認定を受けたところである。</p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>本市農産物を原料としたワイン等の製造を推進することで、新たな南島原ブランドの創出し、農産物の高付加価値化につなげ、農業者の所得向上を目指す。</p>							
個別事業の内容	<b>(3)事業の概要</b>							
	<p>新たにワイン等の製造に取り組む農業者等に対し、機械設備の導入や施設整備にかかる費用について支援を行うことで、新規参入を促進させる。</p> <p>対象経費)ワイン、リキュール製造に必要な施設の改修、建築、機械設備導入にかかる費用 (製造所確保のための区画整備、作業所の整備、機械器具購入、その他市長が必要と認めるもの)</p> <p>補助率) 2/3 補助額上限)200万円</p>							
	<b>(4)期待される効果</b>							
	<p>規格外品など未利用資源の活用による農業者の所得向上 品質の高い農産物を活用した新たな南島原ブランドの創出 製造体験等、新たな観光資源としての活用</p>							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	-	4,000	2,000	2,000	2,000
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財			-	4,000	2,000	2,000	2,000	
年度別取組の概要				補助金	補助金	補助金	補助金	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	基幹産業である農業の振興、農業者の所得向上のための取り組みである
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		新たな南島原ブランド創出や観光資源としての活用により地域経済の活性化が期待できる
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	加工することで、これまで廃棄されていた規格外品等の未利用資材を有効活用することができる
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		農業者にとって、初期投資が大きいことから、一定の支援は必要である
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	農業者にとって、初期投資が大きいことから、新規参入者の確保のためには一定の支援は必要である
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		商工観光課で実施していたどぶろく製造施設整備事業を参考にしている
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	県内初のワイン・リキュール特区認定であり、他の自治にはない新たな特産品として期待できる
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業実施主体である農業者への補助金の交付による支援が最も効果的である
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の農業者であれば条件を満たすことで誰でも取り組むことができる
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内の農業者であれば条件を満たすことで誰でも取り組むことができる
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	国の構造改革特別区域法に基づく特区の認定を受けたところであるが、農業者が事業に取り組むには初期投資が大きく新規参入が見込めなくなる				
	課題	小規模事業者にとっては、初期投資が大きく、新規参入が難しい 製造した果実酒等の販売先の確保			
解決策	初期投資に対する支援 農産物ブランド化推進事業による商品開発、販売支援 商工業者とのマッチングによる販路拡大支援				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討		
備考	<p>本事業については、令和5年3月31日に国の特区認定を受けたところであり、市としても新規参入者の確保のためには、今後、一定期間の支援が必要である。</p> <p>補助金の取り扱いについては、全体的な見直しが必要とされている中で、新規の補助金は慎重に状況を判断する必要がある。 支援対象者の把握を行うとともに、今後の展開を踏まえた支援内容となるよう制度設計をおこなうこと。 そのうえで予算要求を行う場合は、部局ごとの予算要求基準を考慮すること。</p>				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14026	予算事業名	農業新技術活用実証事業			担当部局	農林水産部
個別事業名	3	農業用ドローン農薬散布普及支援事業				担当課室	農林課
						担当班	農業戦略班
事業期間	令和3年度～令和8年度	(6年間)	実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6.農林水産業費
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1.農業費
	施策細分	3-1-2-①経営基盤の強化(総合戦略)				目(名称)	3.農業振興費
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P13,21						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 農業従事者の高齢化や農業後継者の減少などにより、農業の担い手不足している中、農業従事者の確保、育成は、本市農業において喫緊の課題である。その取り組みのひとつとして、スマート農業を推進し、農業者の農作業の効率化や作業負担の軽減のための取り組みを行っているところである。 また、新規参入者確保のためにも、スマート農業の導入のより、「農業はきつい」というイメージを変えて農業を選ばれている産業としていく必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 農業用ドローン活用の普及促進により農作業の効率化や負担軽減につなげ、農業経営の安定化を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 令和3年度から令和5年度までの3年間、水稻を中心としたドローン農薬散布に対し、支援を行った。水稻については、多くの農業者に活用していただき一定の成果を得ることができた。 令和6年度以降は、水稻以外の作物について普及推進を図るため、島原振興局が実施しているドローン農薬散布の実証事業で効果がみられた作物について、費用の一部を負担することで支援を行っていく。 ○実証事業の対象作物 R4年度まで ばれいしょ、にんじん、だいこん、ブロッコリー、スイートコーン R5年度(実施中) 長ネギ、玉ねぎ、みかん						
	<b>(4)期待される効果</b> ・農作業の効率化や負担軽減 ・農業者の働き方改革による新規就農の促進 ・新産業(ドローン農薬散布事業者)の創出						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		1,500	1,000	1,000	1,000	
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財		1,500	1,000	1,000	1,000		
年度別取組の概要			補助金	補助金	補助金	補助金	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	農業の担い手不足という課題に対する取り組みであり、公益性は認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		農業の担い手不足という課題に対する取り組みであり、公益性は認められる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	農業従事者が高齢化している中、効率化や作業負担の軽減のための取り組みにはニーズがある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		これまでなかった新しい取り組みであり、普及、定着するまでは行政の支援は必要である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	農業者にも一定の負担をしていただいております、事業規模等は適正である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		農業者にも一定の負担をしていただいております、事業規模等は適正である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	スマート農業は今後拡大していくことが予想されることから、成果が十分期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		補助金の交付による支援が最も効果的である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内の農業者であれば、一定の条件を満たすことで誰でも取り組むことができる。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内の農業者であれば、一定の条件を満たすことで誰でも取り組むことができる。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業によりスマート農業を活用する契機をつくらなければ、スマート農業を導入する農業者が減少し、本市の基幹産業である農業が衰退する。												
	課題	スマート農業に対する農業者の理解促進 スマート農業の導入、活用に対する費用											
解決策	実証事業等による効果検証及び検証結果の情報発信 補助事業による費用の負担軽減												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		農業の担い手が減少している中、先端技術を活用したスマート農業については、今後拡大していくことが予想されることから、農業が基幹産業である本市において、導入支援などによるスマート農業の普及促進は、継続して取り組んでいく必要がある。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおりとする。 なお、次年度予算要求にあたっては、部局別予算要求基準を考慮すること。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14027	予算事業名	新規作物調査・研究事業		担当部局	農林水産部	
個別事業名	2	農業生産法人等誘致事業			担当課室	農林課	
					担当班	農業戦略班	
事業期間	令和 2 年度～令和 9 年度( 8 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興			款(名称)	6:農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)			項(名称)	1:農業費	
	施策細分	3-1-2-③農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消(総合戦略)			目(名称)	3:農業振興費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P16 (3-(3)-ケ)						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 農業の重要課題となっている、「農家の高齢化」、「後継者の減少」、「耕作放棄地の拡大」の理由としては、長い労働時間かつ身体に負担が大きいなど現場の課題に加え、農業は初期投資が必要でかつ所得が低いなど経営の課題がある。これらの課題を解決する仕組みを作っていかなければ、農業の衰退が加速していく。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 農業生産の組織化により、効率がよい持続的な農業生産に繋がることを目的とする。 現在、本市においては、農業者(個人)が作物を生産のえ、生産団体(JA、生産組合等)に作物を出荷するという構図になっており、農業生産が組織化されていないことにより、生産技術や農地が効率的に継承されない。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市外にある農業生産法人の誘致及び雇用創出 市内事業者等による農業生産法人化及び雇用創出 上記に伴う補助金制度の構築						
	<b>(4)期待される効果</b> 農業の雇用創出及び農地の集積に繋がり、効率がよい持続的な農業生産及び耕作放棄地の防止が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			421	5,421	5,421	5,421	5,421
	財源名称		補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
一財			421	5,421	5,421	5,421	5,421
年度別取組の概要			旅費	旅費、補助金	旅費、補助金	旅費、補助金	旅費、補助金

事業の評価		評価の観点	担当課評価	判定	評価の理由								
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	農業の法人化が進み、持続性が高い農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。									
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		農業の法人化が進み、持続性が高い農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。									
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	初期投資ができずに農業をあきらめる若者は多い。勤務形態の農業環境が整えば、就農者は増える。									
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		農業生産は民間の役割であるが、農業生産を支援して地域経済をけん引するよう導くのは行政の役割である。									
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	雇用創出や農業生産活動など、継続的に得られる経済効果を考慮すると、妥当である。									
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県下では、佐世保市が企業の農業参入の支援制度を構築した。									
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	企業運営による持続性が高い農業に加え、雇用創出及び農地の集積に繋がる。									
	事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		運営主体である農業法人を誘致又は創発するためには、最適な手法である。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	条件が揃えばどのような企業でも使えるような支援制度にするため、公平である。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		条件が揃えばどのような企業でも使えるような支援制度にするため、公平である。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 これまでの仕組みのままでは農業が衰退していくことは、これまでのデータからも明確である。農業生産を組織化のうえ生産技術を共創・効率化していくという仕組みを作っていかなければ、農業を基幹産業である本市は、就業人口・税収と共に激減していく。												
	課題	農業を組織化していくための支援策がない。											
	解決策	初期投資を抑える支援制度と併せ、誘致及び市内企業の農業法人化に向けたサポートの双方で支援を行う。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		農業生産法人の誘致及び市内事業者等による農業生産法人化を支援する補助制度を構築する。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	B	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		農業生産法人の誘致及び市内事業者等による農業生産法人化を支援する補助制度の構築は妨げないが、誘致の見込みがない状況での予算化は認められない。まずは補助制度構築に向けた検討を行い、そのうえで制度内容について財政課と協議を行うこと。このため、補助金の額はゼロベースとする。それ以外の経費については、当初予算編成方針に示される部局ごとの要求基準に基づき、部内で額の調整を行い要求すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14033	予算事業名	未来農業フロンティア推進事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名	1	トレーニングファーム事業				担当課室	農林課	
						担当班	農業戦略班	
事業期間	令和3年度	～	令和9年度	(	7年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	3.産業経済			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6.農林水産業費	
	施策	2.経営基盤の強化(農林業)				項(名称)	1.農業費	
	施策細分	3-1-2-②後継者の確保と人材育成(総合戦略)				目(名称)	3.農業振興費	
重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり							
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P12・16							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市はみかん農業の産地であるものの、生産者の育成及び収益を得られる樹園地の育成・確保に期間を要することから、新規就農者がおらず、後継者も少ないことから、生産者の高齢化が大きな課題となっている。高齢化と共に、樹園地の耕作放棄地が進んでいる反面、近年、みかんの価格が上昇傾向にあり、経営安定が可能な作物として、令和4年度からみかん農業研修を開始した。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> UIターン者や異業種からの参入を農業研修生のターゲットとして、農業生産技術はもとより、マーケティングから経営ノウハウを持った稼げる農業人材を育成することにより、マーケットから注目されるような持続性が高い果樹の産地化を図る。							
	<b>(3)事業の概要</b> みかん生産者の育成に伴うトレーニングファーム(農業研修)の運営及び研修生確保に向けた情報発信活動 令和6年度中に農業法人を設立のうえ、令和7年度から研修樹園地を直営で管理していく計画							
	<b>(4)期待される効果</b> 新規就農者の増加及び樹園地の円滑承継に伴う耕作放棄地の抑制							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	9,440	21,654	14,522	13,522	14,522
	国庫	地方創生推進交付金	1/2	4,375	5,483			
	県費							
	起債							
	特財							
一財			5,065	16,171	14,522	13,522	14,522	
年度別取組の概要			旅費、印刷製本費、委託料、使用料	旅費、委託料、出資金	旅費、印刷製本費、委託料、使用料	旅費、印刷製本費、委託料、使用料	旅費、印刷製本費、委託料、使用料	

事業の評価		評価の観点	担当課評価	判定	評価の理由								
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	農業人材の育成により、稼げる農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。									
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		農業人材の育成により、稼げる農業生産が展開されることは、市全体の利益に繋がる。									
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	異業種から就農したいという希望者は多いが、農業技術の育成する仕組みがなければ就農できない。									
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		農業生産は民間の役割であるが、農業生産を支援して地域経済をけん引するよう導くのは行政の役割である。									
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	育成した人材は農業者として本市に定着する。継続的に得られる効果を考慮すると、妥当である。									
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		県下では、JA主体による農業研修が実施されているが、本市はJA以外の団体があり、他市とは比較できない。									
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	農業生産技術はもとより、マーケティングから経営ノウハウを持った稼げる農業人材を育成する仕組みにしている。									
	事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		効果を最適化するため、生産団体・島原振興局・島原農業高校と共に協議会を設立のうえ、連携して運営している。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	農業研修は、協議会加盟団体の理解を得て、中立な立場で情報公有や協議を行い、公平に運営している。									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		農業研修は、市内全域で実施し、条件が揃えばどのような人でも応募可能である。									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	生産者の高齢化と共にみかん農業の廃業が続き、みかん産地として維持できなくなることと併せて、樹園地の耕作放棄地化が進み、農地として再生できない土地が増える。												
	課題	栽培可能な樹園地の管理及び円滑な承継。											
解決策	農業生産法人を立ち上げ、直営で承継可能な樹園地を確保のうえ、研修生への円滑な承継に繋げる。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	拡充
		本市みかん産地を持続し、人材育成と共に魅力あるブランド産地として発展していくため、本事業の活動は重要である。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		農業生産法人設立にあたっては、運営主体や民間出資の見込み、庁内連携などの検討を要する課題が多々あり、法人設立後の令和7年度以降に法人を維持していくための経営戦略も重要である。これらの懸案事項に関して方向性を示すことが出来れば、次年度予算要求を妨げない。 なお、財源として活用する地方創生推進交付金の事業計画と整合を取る必要がある(計画書に記載が無い事業は補助対象にならない。増額が厳しい。)ことに留意すること。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14033	予算事業名	未来農業フロンティア推進事業			担当部局	農林水産部	
個別事業名	2	産地プロデュース・ブランド化事業				担当課室	農林課	
						担当班	農業戦略班	
事業期間	令和3年度～令和9年度	(7年間)	実施区域	市全域				
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6.農林水産業費	
	施策	4.販路拡大とブランド化の推進				項(名称)	1.農業費	
	施策細分	3-1-4-②ブランド化・6次産業化の推進(総合戦略)				目(名称)	3.農業振興費	
	重点P	①元気な産業と定住促進のまちづくり						
根拠計画	南島原市農業振興基本計画 P12・13							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本市には複数の生産団体があるため、産地で統一したブランドがなく、買手側に対しての有利販売が難しい状況にある。しかしながら、産地を発展していくためには、産地で統一した活動とブランド化に向けた活動が必要であるため、市内4つの生産団体・島原振興局・島原農業高校と共に果樹フロンティア協議会を立ち上げ、令和4年度から、トレーニングファームと共に果樹のブランド化・産地化に向けた活動を実施している。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 本市農業が発展するには、農業者の所得向上に繋がる取り組みが重要である。対策としては、経費削減・規模拡大・出荷単価(販売単価)上昇などが考えられるが、経費削減・規模拡大については、資材高騰・人手不足・賃金上昇が続く昨今の状況では直接的には難しく、出荷単価(販売単価)を上げる対策を講じることが最も効果的である。対外的な取り組みとして、果樹産地としてブランド化し、価格交渉に有利な状況を作り出すことである。							
	<b>(3)事業の概要</b> ・果樹のテストマーケティング(催事、ネット販売) ・果樹産地のPR活動(催事、果樹PR特設サイト、PR動画配信、SNS配信) ・アイデアコンテスト、パイヤー向け視察イベント、マスコットキャラクター制作 など ・苗木導入補助金(令和5年度から) ・果樹産地PR活動補助金(令和7年度から)							
	<b>(4)期待される効果</b> 出荷単価(販売単価)の上昇に伴う農業者の所得向上 所得向上に伴う就農者の増加及び規模拡大							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			5,927	11,277	6,900	6,900	6,900	
	国庫	地方創生推進交付金	1,781	4,173				
	県費							
	起債							
	特財							
一財		4,146	7,104	6,900	6,900	6,900		
年度別取組の概要			旅費、委託料、使用料、苗木補助金	旅費、印刷製本費、委託料、苗木補助金	旅費、苗木補助金、果樹産地PR活動補助金	旅費、苗木補助金、果樹産地PR活動補助金	旅費、苗木補助金、果樹産地PR活動補助金	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか 事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.認められる	A	産地化の活動により、農業者の所得向上に繋がることは、市全体の利益に繋がる。 産地化の活動により、農業者の所得向上に繋がることは、市全体の利益に繋がる。
		a.寄与している		
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか 適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.認められる	A	異業種から就農したいという希望者は多いが、所得が高い農業を育てていかなければ、就農者は増えない。 農業は民間の役割であるが、農業を支援して地域経済をけん引するよう導くのは行政の役割である。
		a.必要性がある		
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか 近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.必然性がある	A	ブランドが確立して継続的に得られる効果を考慮すると、妥当である。 県下では、JA主体の産地はほとんどであるが、本市はJA以外の団体があり、他市とは比較できない。
		a.欠いていない		
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か 事業執行の方法が最適な手法であるか	a.発揮予定	A	果樹は、商品・産地PR活動共にマーケット関係者からのニーズが高く、活動の効果が期待できる。 効果を最適化するため、生産団体・島原振興局・島原農業高校と共に協議会を設立のうえ、連携して運営している。
		a.最適である		
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか 同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.公平である	A	協議会加盟団体の理解を得て、中立な立場で情報公有や協議を行い、公平に運営している。 テストマーケティングやPR活動について、ひとつの団体や商品に偏らないよう、中立な立場で運営している。
		a.与えていない		
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 所得が高い農業者を育成する仕組みがなければ、新規就農者や規模拡大などの積極的な農業者が減り、本市の基幹産業である農業が衰退する。			
	課題	産地一体として継続してPR活動を実施する仕組みの構築。		
	解決策	対外的に認められる産地ブランドを確立するため、農林水産省が所管している「地理的表示(GI)保護制度」の登録などを旨とする。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	拡充 本市みかん産地を持続し、人材育成と共に魅力あるブランド産地として発展していくため、本事業の活動は重要である。	
	市長評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討 地方創生推進交付金は令和6年度で終了となることから、令和7年度以降の財源を含めた事業の方向性について再度検討を要する。なおプロモーション関連は複数の部署において取り組んでいることから、各プロモーションの統合も視野に入れた調整も必要である。 上記を踏まえて次年度予算を要求する場合は、更なる事業費の精査を行うこととし、財源として活用する地方創生推進交付金の事業計画と整合を取る必要があることに留意すること。	
備考				

整理番号	52
------	----

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	14202	予算事業名	農業生産基盤整備事業		担当部局	農林水産部		
個別事業名	8	長崎県農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 (ハード)			担当課室	農村整備課		
					担当班	農村整備班		
事業期間	令和 6 年度	～令和 未定 年度	( - 年間)		実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	3.産業経済			会計区分 目(名称)	1.一般会計		
	政策	1.農林業の振興				款(名称)	6 農林水産業費	
	施策	1.生産基盤の整備(農林業)				項(名称)	1 農業費	
	施策細分	3-1-1-①生産基盤の整備(総合戦略)				目(名称)	6 農村整備費	
重点P								
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 土地改良事業において造成された農業水利施設については、事業実施から相当の年数が経過し老朽化が進んでいることから補修・更新の時期を迎えている。 そこで、今後の施設の維持管理コストの縮減を図るため、施設の機能診断調査や有効な対策検討を行い、長寿命化のための計画的な補修・更新を行うための機能保全計画を策定している。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 営農に支障が出ないよう、施設の維持管理コストの縮減を図りながら施設を健全に維持、運営するためには、策定された機能保全計画に基づき、施設の補修・更新を実施する必要がある。							
	<b>(3)事業の概要</b> 管理主体が事業を実施。(国→県→市→管理主体による間接補助) 【事業主体】市、土地改良区 ※農業水利施設等の管理者 【事業要件】基幹水利施設ストックマネジメント事業： 国営・県営事業造成施設(末端支配面積が田100ha以上、畑20ha以上) 農業水路等長寿命化長寿命化・防災減災事業： 事業費200万円以上でかつ受益者2戸以上、工期3年以内、受益面積5ha以上 【負担率】国 50(55)%、県 15(15)%、市 17.5(15)%、地元 17.5(15)% ※ ( ) は中山間地域の場合							
	<b>(4)期待される効果</b> 施設の維持管理コストの縮減と適正な維持管理ができることで受益農業者の営農の健全化が図られる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称			40,250	4,250	72,250	7,750	
	補助率							
	国庫							
	県費			35,000	3,500	59,500	7,000	
	起債							
特財								
一財			5,250	750	12,750	750		
年度別取組の概要			島原深江(揚水機場) 清谷(揚水機場)	飯野(揚水機場、FP)測量設計	飯野(揚水機場、FP) 有馬干拓(揚水機場、FP)	島原深江(揚水機場)		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	国庫補助事業で実施するもので公益性がある。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		受益者の市内農家である。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	事業実施については土地改良区と協議しておりニーズがある。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		管理主体が事業実施となり間接補助事業により実施するもので役割分担はできている。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業実施については、機能保全計画に基づくものであり事業規模及び必然性は適正である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		補助率等は他市と同様である。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	事業目的に沿った事業効果が期待できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業実施については、機能保全計画に基づくものであり最適な手法である。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	国庫補助事業で実施するもので公平性がある。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全域の水利施設とその受益者を対象とするものである。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 土地改良事業において造成された農業水利施設については、事業実施から相当の年数が経過し老朽化が進んでいることから補修・更新を実施しない場合は、故障等の発生が予想され健全な営農に支障をきたす可能性がある。												
	課題	①島原深江土地改良区については、南島原市と島原市にまたがっていることから補助金事務の取扱い等を調整する必要がある。 ②事業を実施するためには相当な費用を要するため地元負担等が可能かの問題がある。											
	解決策	①島原市と協議を行い調整する。 ②事業の実施に向けた積立金等の資金計画を土地改良区と協議する。											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		南島原市の農業経営の健全化を図るためには必要な事業である。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業		担当部局	建設部	
個別事業名	8	雨水対策事業(深江地区)			担当課室	建設課	
					担当班	維持防災班	
事業期間	平成 30 年度~令和 6 年度( 7 年間)	実施区域	深江町				
総合計画	基本柱	6.安全安心			会計区分 目(名称)	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり				8 土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進				2 道路橋りょう費	
	施策細分	6-1-1-⑥浸水被害解消の推進				2 道路維持費	
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 深江町馬場地区の内水については、上流部からの排水を市道海岸通り諏訪線に布設された側溝で受け、普通河川馬場川へ合流させ海へ放流しているが、近年のゲリラ豪雨や集中豪雨時には短時間に河川へ流れ込み急速に増水することから、普通河川馬場川や道路側溝等からオーバーフローし、周辺の市道等の冠水及び家屋への浸水被害が生じているため、大雨時の排水が課題となっている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 旧島原鉄道敷に排水構造物を新設するとともに既設側溝の改修等を行うことにより、市道及び周辺の冠水対策を図るものである。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市道敷や旧島鉄敷地を有効利用し、深江地区の排水計画を行い、水害に強い生活基盤の整備を行う。 浸水対策排水路整備工事 L=540m						
	<b>(4)期待される効果</b> 市道海岸通り諏訪線及び周辺の集中豪雨時における家屋への浸水を防止し、市民の安全安心な生活が確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		財源名称		40,000			
	国庫						
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業		40,000			
	特財一財						
年度別取組の概要				浸水対策工事 40,000千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	深江地区の浸水対策を実施し、市民の生命、財産を守ることを目的としており、公益性が認められている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		深江地区の浸水対策を実施し、市民の生命、財産を守ることを目的としており、市民の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		深江地区の浸水対策であり、事業実施について、行政以外では考えられない。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		浸水対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	整備工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		深江地区の浸水対策であり、それ以外の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	深江地区の浸水対策であり、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		深江地区の浸水対策であり、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	県との協議の結果、深江川の市道兼用護岸に排水路を設置する計画を立てていたが、設置できないとの回答を得たため、見直しが必要である。											
解決策	県道雲仙深江線の歩道に排水路を設置できないか検討をしている。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		一部計画を見直す必要があるものの、市民生活の安心安全な生活を確保するためには必要な施策であり有効な事業と考える。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。 深江川へ至る排水計画は、河川管理者である長崎県と慎重に協議を進めることとする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業		担当部局	建設部	
個別事業名	12	市道小迫久保線外1線緊急自然災害防止対策事業			担当課室	建設課	
					担当班	維持防災班	
事業期間	令和5年度	～令和7年度	(3年間)		実施区域	2町以上	
総合計画	基本柱	6.安全安心			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.災害に強いまちづくり				款(名称)	8.土木費
	施策	1.防災・減災対策の推進				項(名称)	2.道路橋りょう費
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進				目(名称)	2.道路維持費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市道小迫久保線及び市道尾崎川原線の橋りょうが令和3年の豪雨で被災し、市道の通行止めが発生している。当該市道は、生活道路であり、地元自治会においては、無くてはならない道路であり、現況復旧を強く要望されている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 市道橋りょうを復旧することにより、いままでと同様に市民の安全安心な生活が確保できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市民の安心安全な生活の確保を目的に緊急自然災害防止対策事業にて市道橋りょうを復旧する。 令和5年度 測量設計業務(2橋) 令和6年度 市道小迫久保線(久保潜水橋)整備工事 L=19m 令和7年度 市道尾崎川原線(亀淵潜水橋)整備工事 L=30m						
	<b>(4)期待される効果</b> 市道橋りょうの復旧により、市民の安全安心な生活が確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		40,000	20,000	30,000		
	国庫	補助率					
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業	40,000	20,000	30,000		
	特財						
一財							
年度別取組の概要			測量設計 40,000千円	整備工事 20,000千円	整備工事 30,000千円		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道が通行止めとあっており、安心安全な生活環境が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、近隣と比べても、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の橋りょう整備事業であり、その他の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、市道の利用ができなく、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	2級河川有家川に架かる橋りょうの復旧であるため、河川管理者である長崎県と河川占用協議が必要である。また、亀淵潜水橋下流右岸側が以前から大雨時に浸水被害があっているため、その対策が必要である。											
解決策	河川管理者である長崎県と協議しながら、事業の進捗を図る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		地域の生活道路であり、地域になくってはならない道路であるため、事業実施をすることにより、安心安全な生活環境を図る。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		緊急自然災害防止対策事業債、またはその他の財源の活用が可能であることが着実と確認できれば、令和5年度補正予算(12月)での予算要求を可とする。なお、その際は財源に応じた予算事業での要求とする。但し、河川管理者である長崎県と慎重に協議を進め事業を行うこととする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	20000	市道維持管理事業	担当部局	建設部			
個別事業名	13	市道加津佐岩下線緊急自然災害防止対策事業		担当課室	建設課			
				担当班	維持防災班			
事業期間	令和5年度～令和6年度(2年間)			実施区域	加津佐町			
総合計画	基本柱	6.安全安心		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.災害に強いまちづくり			款(名称)	8.土木費		
	施策	1.防災・減災対策の推進			項(名称)	2.道路橋りょう費		
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進			目(名称)	2.道路維持費		
重点P								
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市道加津佐岩下線の隣接法面が令和3年の豪雨で崩壊し、市道への土砂の流入被害が発生している。今後、大雨等により災害が発生した場合、市道及び家屋への土砂流入等の災害が懸念される。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 大雨時に法面部からの市道及び隣接家屋への土砂流入等の災害が懸念されるため、法面崩壊防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活が確保できる。							
	<b>(3)事業の概要</b> 市道隣接法面部の崩壊による土砂流入等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施する。 令和5年度 測量設計業務 令和6年度 整備工事(土留擁壁工L=30m、H=1.5m)							
	<b>(4)期待される効果</b> 市道加津佐岩下線及び周辺の集中豪雨時における家屋への土砂流入等の災害を防止し、市民の安全安心な生活が確保できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	5,000	10,000			
	国庫							
	県費							
	起債	緊急自然災害防止対策事業		5,000	10,000			
	特財							
年度別取組の概要			測量設計 5,000千円	整備工事 10,000千円				

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面对策であり、安心安全な生活環境が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	市道隣接法面は私有地であるため、当該用地の市への名義変更が必要となる。											
解決策	地権者へ用地の名義変更の同意をとり、寄附をしていただく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		地権者の寄附同意、及び緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが着実であることが確認できれば、令和5年度補正予算(12月)での予算要求を可能とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業		担当部局	建設部	
個別事業名	14	市道真米唐人町線緊急自然災害防止対策事業			担当課室	建設課	
					担当班	維持防災班	
事業期間	令和5年度～令和6年度(2年間)			実施区域	口之津町		
総合計画	基本柱	6.安全安心		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進			目(名称)	2.道路維持費	
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市道真米唐人町線の隣接法面が令和3年の豪雨で崩壊し、市道への土砂の流入被害が発生している。また、市道路肩積法面が孕んでいる。当該箇所は、住宅地であるため、今後、大雨等により災害が発生した場合、市道及び家屋への土砂流入等の災害が懸念される。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 大雨時に法面部からの市道及び隣接家屋への土砂流入等の災害が懸念されるため、法面崩壊防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活が確保できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市道隣接法面部及び市道路肩部の崩壊による土砂流入等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施する。 令和5年度 測量設計業務 令和6年度 整備工事(コンクリートブロック積工A=270m <sup>2</sup> 、交通安全施設工L=7m)						
	<b>(4)期待される効果</b> 市道真米唐人町線及び周辺の集中豪雨時における家屋への土砂流入等の災害を防止し、市民の安全安心な生活が確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		12,000	25,000			
	国庫						
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業	12,000	25,000			
	特財						
一財							
年度別取組の概要			測量設計 12,000千円	整備工事 25,000千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面对策であり、安心安全な生活環境が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	市道隣接法面は私有地であるため、当該用地の市への名義変更が必要となる。											
解決策	地権者へ用地の名義変更の同意をとり、寄附をしていただく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		地権者の寄附同意、及び緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが着実であることが確認できれば、令和5年度補正予算(12月)での予算要求を可能とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15020	予算事業名	市道維持管理事業		担当部局	建設部	
個別事業名	15	市道飯野川原線緊急自然災害防止対策事業			担当課室	建設課	
					担当班	維持防災班	
事業期間	令和5年度～令和6年度(2年間)			実施区域	布津町		
総合計画	基本柱	6.安全安心			会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進			目(名称)	2.道路維持費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 市道飯野川原線の隣接法面が平成30年の大雨で崩壊し、市道への土砂の流入被害が発生している。また、当該箇所は、公民館が隣接し、通学路でもあるため、今後、大雨等により災害が発生した場合、市道及び家屋への土砂流入等の災害が懸念される。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 大雨時に法面部からの市道及び隣接家屋への土砂流入等の災害が懸念されるため、法面崩壊防止対策を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活が確保できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 市道隣接法面部の崩壊による土砂流入等の災害から人命や財産を守ることを目的に緊急自然災害防止対策を実施する。 令和5年度 測量設計業務 令和6年度 整備工事(吹付法枠工A=150m2)						
	<b>(4)期待される効果</b> 市道飯野川原線及び周辺の集中豪雨時における家屋への土砂流入等の災害を防止し、市民の安全安心な生活が確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		10,000	15,000			
	国庫						
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業	10,000	15,000			
	特財						
一財							
年度別取組の概要			測量設計 10,000千円	整備工事 15,000千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道の法面对策であり、安心安全な生活環境が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者が利用するため、市民の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		市道は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要性がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		市道の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市道の法面工事であり、法面崩壊対策以外の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	不特定多数の道路通行者が利用するため、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		不特定多数の道路通行者が利用するため、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象法面の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	市道隣接法面は私有地であるため、当該用地の市への名義変更が必要となる。											
解決策	地権者へ用地の名義変更の同意をとり、寄附をしていただく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		地権者の寄附同意、及び緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが着実であることが確認できれば、令和5年度補正予算(12月)での予算要求を可能とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	106	市道北ヶ峰1号線、2号線、3号線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	加津佐町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、広域農道より北ヶ峰自治会へ通じる連絡道路であり、空池原圃場整備区域を結ぶ産業道路でもあるが、現況幅員が狭小であるため、一般車両はもとより緊急車両、運搬車両等の通行にも支障をきたしている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 現在、空池原地区圃場整備区域より、北ヶ峰地区までは拡幅改良が完了しており、その改良区間より広域農道までの区間の改良を行うことにより、産業ルートとしての役割の強化も合わせて得られる可能性があり、そのルートを選定する、概略設計を行い、早期の産業ルートの確立を確立できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 概略設計業務一式 L=1200m						
	<b>(4)期待される効果</b> 拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割の強化という効果が見込まれる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		財源名称	補助率		4,000		
	国庫						
	県費						
	起債						
	特財						
	一財				4,000		
年度別取組の概要				概略設計(交差点含む) L=1,200m			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の道路幅員では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。 不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。 市道管理者による、道路拡張が基本である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡・産業道路として必要な規模である。 連絡・産業道路として改良する道路としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を欠いていない。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。 道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。 公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 拡幅改良することにより、緊急時の安全性や日常生活の利便性の向上及び産業ルートとしての役割を、果たせる道路として位置づけ、新たな道路網としての構築が図れない。												
	課題	自治会内の道路に近接する家屋を回避した。ルート線形案が検討できるのか											
	解決策	概略設計による、各管理者との協議											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	本路線は、地元からの改良要望路線であると同時に安全性の確保や利便性の向上を考慮した場合、改良・拡幅が不可欠な路線であると考えられる。よって、早期の着工に向けて概略設計を実施し用地取得に向けた地元協議を行い、今後の実施計画を検討したい。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討	
	部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。												
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	107	市道中金十谷線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	口之津町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P						
根拠計画							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、国道389号より小利自治会を通り2級市道余慶場夏吉へ通じ、加津佐町と口之津町をつなぐ連絡道路であり、本路線に近接して介護施設も存在しているが現況道路幅員が狭小であり、一般車両はもとより緊急車両等の通行にも支障をきたしている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 道路改良事業により、道路幅員を拡張し、狭小幅員を解消し、緊急車両の通行はもとより、加津佐町と口之津町、国道389号を連結する新たな道路網とする。						
	<b>(3)事業の概要</b> 測量設計業務一式 L=350m 道路改良工事 改良 L=350m(W=5.0m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 立木・工作物補償等 一式						
	<b>(4)期待される効果</b> 道路通行の安全性の向上や、通行者や住民の安心安全を確保し、さらには、他市道との連携により、国道389号や、県道山口南有馬線への迂回ルートとしても活用でき、道路の利便性の向上も見込まれる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			34,000	129,000		
	国庫	補助率					
	起債	合併特例債	95%	32,300	122,000		
	特財						
	一財			1,700	7,000		
年度別取組の概要				測量設計業務 L350m 補償費積算 一式	用地補償一式 道路改良工事 L=350m		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道幅員は狭小であり、車両の離合に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良するとうろとしては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業により、国道389号と県道山口南有馬線、加津佐町と口之津町の良好な道路網を確立したいが、できない状況となり、また現状の課題となっている道路狭小による車両通行の支障並びに緊急車両の通行不可の解消ができず、通行者の安全な通行を確保できない。												
	課題	道路財源の確保											
解決策	合併特例債の活用												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		道路通行の、安全性の確保や利便性の向上を考慮した場合、改良・拡幅が不可欠な路線であると考えられる。よって、早期の着工に向けて実設計を実施し用地取得に向けた地元協議を行いたい。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。 事業実施にあたっては、合併特例事業債の活用期限が令和7年度までであることに留意すること。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって令和7年度予算をもって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	110	市道高砂谷東田原線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、指定避難場所への避難路として利用されているが、幅員が2m程度と狭小で、緊急車両の進入もままならない状況でありまた、避難者が車両で進入した場合の離合、高齢者や障害者の乗り降りも容易にはできない状態である。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 迅速に避難でき緊急車両が通行可能な避難路へ機能強化をおこない、避難路としての安全性の向上を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 測量設計業務一式 L=140m 道路改良工事 改良 L=140m(W=6.0m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 立木・補償等 一式						
	<b>(4)期待される効果</b> 緊急避難の迅速化、並びに避難に伴う二次被害を防止し、更には緊急車両による、搬送を容易に、避難者が安全に安心して通行できる道路になる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			13,000	33,400		
	国庫	補助率					
	起債	緊急防災・減災事業債	100%	13,000	33,400		
	特財						
	一財			0	0		
年度別取組の概要				測量設計業務 L=140m	用地補償一式 道路改良工事 L=140m		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道幅員が狭小であり、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	避難道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	避難道路として必要な規模である。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		避難道路として改良する道路としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	避難道路としての不便さや緊急車両の通行ができないなどの改善を図るものであり、事業を実施しなかった場合、避難場所の利便性や安全性を確保できなくなる。				
	課題	実施ができない場合、避難路としての機能が果たせない可能性が高い。 小規模案件のため、測量設計単価が割高になる。 (避難所となっている堂崎小学校の体育館へつながる道路である)。			
解決策	小規模の事業を合算し測量設計業務を委託する。 緊急防災・減災事業債による財源の検討。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
備考	<p>所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。 事業実施の際は、緊急防災・減災事業債の活用期限が令和7年度までであることに留意すること。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって令和7年度予算をもって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。</p>				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	111	市道雲仙線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	加津佐町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	本路線は、南島原市布津町の観光拠点「こんびら公園」を、市道南島原自転車道線ならびに市道海岸通り諏訪線連携して国道251号線と結ぶアクセス道路であり地元JAと国道251号を横断し広域農道とも接道可能な産業道路としても利用される重要な産業道路でもあるが、舗装面の劣化等が見受けられ、車両並びに歩行者、自転車の通行に危険が生じている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	舗装改修工事を行うことにより、観光ルート更には通学ルートの安全性も確保され、地域住民の生活道路及び防災道路としても利便性の向上を図ることもできる。						
<b>(3)事業の概要</b>							
道路改良工事(舗装工) L=290m W=5.6~11.6m							
<b>(4)期待される効果</b>							
実施することにより国道251号、広域農道を有効に活用でき、観光ルート、農業産業ルート、通学路の安全性が向上し更には、南島原市自転車道路線へのアクセスも向上させることが期待させる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			25,000			
	国庫	地方創生道整備交付金	補助率 50%	11,000			
	県費						
	起債	過疎債	100%	14,000			
	特財				0		
年度別取組の概要				改良工事(舗装) L=290m			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道舗装面の劣化が進んでおり、安全な通行が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期の工事が必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、舗装工事が基本である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	連絡道路として必要な規模である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路としての舗装工としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路改修を行うことが最適と考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	安全な観光ルート、通学ルートも確保、地域住民の生活道路及び防災道路として機能の向上が図れず、農業協基盤の強化、自転車歩行者専用道路との連携も図れない。												
	課題	農業基盤強化、観光ルートの安全確保、自転車歩行者専用道路からのアクセスの増加に対応し、通行者の安全を図れない。 道整備交付金での認可済											
解決策	道整備交付金での財源確保												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		農業基盤強化、観光ルートの安全確保、自転車歩行者専用道路からのアクセスの増加に対応し、通行者の安全を図る。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		計画に基づく地方創生道整備交付金事業であることから、所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	112	市道幕懸線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	南有馬町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、1級市道小利白木野線から南有馬町幕掛自治会内を通り1級市道西中谷線へ連結し、上原(イオン財団植樹地)へ連絡道路であり、大池溜池の災害時避難路としても重要な役割をはたす路線であるが、現況幅員が狭小でありまた、路肩石積の劣化により、一般車両はもとより緊急車両等の通行にも支障をきたしている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 1級市道小利白木野線と1級市道西中谷線を結ぶ連絡道路としての役割の強化、迅速に避難でき緊急車両が通行可能な避難路へ機能強化をおこない、避難路としての安全性の向上を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 測量設計業務一式 L=140m 道路改良工事 改良 L=140m(W=6.0m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 立木・補償等 一式						
	<b>(4)期待される効果</b> 上原地区と一級市道の連携を図り新たな道路網としての役割を果たし、緊急時の迂回路、避難路としての機能の充実が期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			13,000	46,000		
	国庫						
	県費						
	起債	緊急防災・減災事業債	100%	13,000	46,000		
	特財						
一財				0	0		
年度別取組の概要				測量設計業務 L=140m	用地補償一式 道路改良工事 L=140m		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道幅員は狭小であり、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良するとうろとしては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、避難路、迂回路としての機能の確保もできない。現状道路の路肩石積の崩壊の危険性により緊急車両の通行ができないなど、安全性を確保できなくなる。												
	課題	小規模案件のため、測量設計単価が割高になる。 溜池の近隣にあり、災害等による堤体の崩壊による道路通行の確保											
解決策	小規模の事業を合算し測量設計業務を委託する。 緊急防災・減災事業債による財源の検討。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	本路線は、1級市道間をつなぐ連絡道路であるが、起点部は急勾配であり、路肩石積の劣化が見られ、車両通行に支障をきたしている状況であり、また災害時の迂回ルートとしても活用できる路線であり。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
	所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。 事業実施の際は、緊急防災・減災事業債の活用期限が令和7年度までであることに留意すること。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって令和7年度予算をもって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。												
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	113	市道下浜田線、中須川西線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
重点P							
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、二級河川有家川の河口付近に位置し、標高が低く高潮・浸水危険箇所、有家川洪水浸水想定区域になっており、豪雨や台風の等による浸水被害が想定され、平坦な地形のため、浸水した場合も排水速度が遅く浸水状態が長期になる恐れもある。本路線は避難経路としても利用されているが、幅員は2m程度と狭小で交差点部では晴天時でも、車両の脱輪などのトラブルが発生している状況となっており、気象状況に応じては、徒歩での移動も危険を伴う状況でもあり、緊急車両の通行にも支障をきたしている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 道路の拡幅、排水施設の整備を行い、迅速に避難でき、迅速な排水ができるよう道路機能の強化を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 測量設計業務一式 L=250m 道路改良工事 改良 L=250m(W=5.0m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 補償等 一式						
	<b>(4)期待される効果</b> 緊急避難の迅速化、並びに避難に伴う二次被害を防止し、更には緊急車両による、搬送を容易に、避難者が安全に安心して通行できる道路になる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			17,000	78,000		
	国庫						
	県費						
	起債	緊急防災・減災事業債	100%	17,000	78,000		
	特財						
一財				0	0		
年度別取組の概要				測量設計業務 L=250m	用地補償一式 道路改良工事 L=250m		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市道幅員が狭小であり、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	避難道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	避難道路として必要な規模である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		避難道路として改良する道路としては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	避難道路としての不便さや緊急車両の通行ができないなどの改善を図るものであり、事業を実施しなかった場合、避難場所の利便性や安全性を確保できなくなる。												
	課題	実施ができない場合、避難路としての機能が果たせない可能性が高い。 小規模案件のため、測量設計単価が割高になる。											
解決策	小規模の事業を合算し測量設計業務を委託する。 緊急防災・減災事業債による財源の検討。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	本路線は、高潮・浸水危険箇所ならびに有家川洪水浸水想定区域になっており、豪雨や台風の等により浸水被害が発生しやすい箇所であるため、道路幅員の狭小を改善し、避難時の危険を軽減し安全に走行できる道路環境へ整備する。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規	
所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。 事業実施の際は、緊急防災・減災事業債の活用期限が令和7年度までであることに留意すること。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって令和7年度予算をもって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。													
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	市道後登龍七俣線道路改良事業				担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	加津佐町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	1.交通環境の充実				款(名称)	8.土木費
	施策	1.道路網の整備				項(名称)	2.道路橋りょう費
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)				目(名称)	3.道路新設改良費
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、加津佐町後登龍地区と口之津町金十谷地区を結び、県道山口南有馬線より、加津佐町と口之津町をつなぎ、国道389号へ連絡する道路である。しかしながら、拡幅改良を実施しているが、県道タッチ付近は、現況道路幅員が狭小であり、一般車両はもとより緊急車両等の通行にも支障をきたしている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 道路改良事業により、道路幅員を拡張し、狭小幅員を解消し、緊急車両の通行はもとより、加津佐町と口之津町、県道山口南有馬線と国道389号を連結する新たな道路網とする。						
	<b>(3)事業の概要</b> 測量設計業務一式 L=120m 道路改良工事 改良 L=280m(W=6.5m) (土工、擁壁工、排水工、舗装工、各一式) 用地買収 一式 立木・工作物補償等 一式						
	<b>(4)期待される効果</b> 道路通行の安全性の向上や、通行者や住民の安心安全を確保し、さらには、他市道との連携により、国道389号や、県道山口南有馬線への迂回ルートとしても活用でき、道路の利便性の向上も見込まれる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			20,000	94,000		
	国庫	補助率					
	起債	合併特例債	95%	18,900	89,100		
	特財						
	一財			1,100	4,900		
	年度別取組の概要			測量設計業務 L=200m	用地補償一式 道路改良工事 L=280m		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道幅員は狭小であり、車両の離合に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市道管理者による、道路拡張が基本である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		連絡道路として改良するとうろとしては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である		道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本事業により、国道389号と県道山口南有馬線、加津佐町と口之津町の良好な道路網を確立したいが、できない状況となり、また現状の課題となっている道路狭小による車両通行の支障並びにつ緊急車両の通行不可の解消ができず、通行者の安全な通行を確保できない。												
	課題	道路財源の確保											
解決策	合併特例債の活用												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		道路通行の、安全性の確保や利便性の向上を考慮した場合、改良・拡幅が不可欠な路線であると考えられる。よって、早期の着工に向けて実設計を実施し用地取得に向けた地元協議を行いたい。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。 事業実施にあたっては、合併特例事業債の活用期限が令和7年度までであることに留意すること。 なお、整備予定区間の全てが整備されることでその整備効果が発揮されることから、用地関係の課題によって令和7年度予算をもって完成しないことが明らかになった場合、速やかに本事業は中止することとする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15030	予算事業名	市道改良事業		担当部局	建設部	
個別事業名	115	市道町原線道路改良事業			担当課室	建設課	
					担当班	建設改良班	
事業期間	令和 6 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	加津佐町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 本路線は、小中学校を沿線に持ち、県道加津佐停車場線、国道389号と広域農道を連結する主要な幹線道路であり、また、降雨により度々国道251号の規制が行われ、迂回路として通行車両が増加しており、通行者の安全な通行の確保が現道の規格では、足りない状況となっている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 現在、広域農道付近より、500m程度道路の規格を上げた、改良を行っているが、全線同規格での改良を実施し、広域農道と国道251号、389号の連結させる道路網を確立させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能を向上させ、通行者の利便性、並びに安全性を向上させる。事業の実施時に先駆け、本道路のルート案並びに、関係地用地の把握をおこなうため、概略設計を実施し、事業のスムーズな進捗を図る。						
	<b>(3)事業の概要</b> 概略設計業務一式 L=1100m						
	<b>(4)期待される効果</b> 広域農道と国道251号、389号の連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待できる。また、本概略設計に実施により、事業の重要性を地権者に講じ、用地協力を仰ぐことにより、事業のスムーズな進捗も期待できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			16,000			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
一財				16,000			
年度別取組の概要				概略設計(交差点含む) L=1,100m			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	現在の市道規格では、車両通行に支障をきたしており、安全な通行が確保できていない。 不特定多数の道路通行者の利益の寄与につながっている。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している										
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	道路としての利便性と安全確保の向上のため、早期拡幅改良工事が必要である。 市道管理者による、道路拡張が基本である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある										
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	他地区との連絡道路として必要な規模である。 連絡道路として改良するとうろとしては、近隣と比べても、必要最低限であり、均衡を書いていない。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	目的に合致した効果は、必ず発揮される。 道路改良事業にて、適切な道路拡張を行うことが最適と考える。								
		事業執行の方法が最適手法であるか	a.最適である										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公道における事業のため、不特定多数の人が利用するため公平性が確保できている。 公道であるため、特定地区、対象者に恩恵を与えるための事業ではない。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 道路沿線に、小中学校もあり、国道迂回路としては、通学時等に、接触事故の懸念もあり、連絡道路としての機能が果たせず、道路網の利便性に欠け、迂回路としての機能の確保もできない。												
	課題	沿線に小中学校、河川があり、近隣地との用地バランスの考慮した、線形の確立。											
	解決策	概略設計による、各管理者との協議											
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
備考	広域農道と国道251号、389号の連結させ、降雨時の迂回路、幹線道路としての機能の充実が期待でき道路網としては、必要なルートとして、道路規格を上げた改良が必要であるので、概略設計による、各関係管理者との協議が必要と考えている。 部局ごとの予算要求基準の範囲内において、部内で調整後、要求することは妨げない。												

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15032	予算事業名	自転車歩行者専用道路整備事業		担当部局	建設部		
個別事業名	01	自転車歩行者専用道路整備事業(整備工事)			担当課室	建設課		
	02	自転車歩行者専用道路整備事業(その他付帯)			担当班	自転車道整備班		
事業期間	令和 2 年度～令和 9 年度( 8 年間)				実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	7.基盤整備			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実				款(名称)	8.土木費	
	施策	1.道路網の整備				項(名称)	2.道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)				目(名称)	3.道路新設改良費	
	重点P	③便利な地域のための礎づくり						
根拠計画	南島原市自転車活用推進計画							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 南島原市自転車ネットワーク計画に基づき、島鉄跡地を自転車歩行者専用道路として整備することによって、市民の生活を支える生活路線として安心安全な自転車走行環境を構築する。 また、島原半島一周ルートに向けて、市民や来訪者が市の魅力を自転車で巡りゆっくり楽しんで貰うため、施設等の受入れ環境を構築を図る							
	<b>(3)事業の概要</b> ・案内看板 N=22箇所 ・舗装工事(矢羽等の路面標示含む) N= 7箇所 (加津佐駅、東大屋駅、原城駅、西有家駅、堂崎駅、布津駅、深江駅)							
	<b>(4)期待される効果</b> 受入れ環境整備により、市民や来訪者が市の魅力を知ってもらい発信してもらうことで、更なる活性化が図られるものである。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		補助率	1,033,226	667,215	71,576	36,620	36,620
	国庫	社会資本整備総合交付金	0.627	300,960	375,600			
	"	地方創生道整備交付金	0.5	110,000				
	"	観光振興事業補助金	0.5			15,000	15,000	15,000
	県費							
	起債			606,191	274,821	15,000	15,000	15,000
	特財							
一財			16,075	16,794	41,576	6,620	6,620	
年度別取組の概要			道路改良工事費	道路改良工事費	旧駅舎改修工事費	旧駅舎改修工事費	旧駅舎改修工事費	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A 令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。	
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A 令和2年度より、自転車歩行者専用道路として整備を進めており、安心・安全に通行できる道路空間の確保。災害時の避難路として利用が可能である。	
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A 平成29年度末に市の所有となった島鉄跡地は、自転車歩行者専用道路へ整備する方向性以外に、具体的でかつ現実的な全線一体的利用方法が無く、適正である。	
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A 現時点では、整備工事に着手し令和6年度完成に向けて事業を推進しており、自転車利用者や歩行者の環境整備により、効果は発揮されると考えてる。	
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A 事業実施にあつては、歩行者、自転車利用者が安心・安全に通行できる道路とし整備しており、公平性が確保されている。	
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		
	その他の視点				
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 本事業を廃止すると、自転車歩行者専用道路整備の事業効果が生かされない。また、南島原市自転車活用推進計画の事業評価が出来なくなる。これまで検討し策定した推進計画は議会へも説明をおこなっており、新たな労力が必要となる。			
課題		①新たに国庫補助事業を申請するにあたり、採択状況が不透明である。			
解決策		①島原半島一周ルートの指定も含めて実施するため、県とも協議しながら事業の採択に向けて取組む。			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続 自転車歩行者専用道路整備においては、令和6年度完成に向けて事業を進めており、受け入れ環境の整備を継続して進めることで、事業効果が生まれ活性化が図られる。		
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続 所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可能とする。		
備考					

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15100	予算事業名	河川維持管理事業		担当部局	建設部	
個別事業名	7	普通河川権田川緊急自然災害防止対策事業			担当課室	建設課	
					担当班	維持防災班	
事業期間	令和5年度～令和6年度	(2年間)	実施区域	加津佐町			
総合計画	基本柱	6.安全安心		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.災害に強いまちづくり			款(名称)	8.土木費	
	施策	1.防災・減災対策の推進			項(名称)	3.河川費	
	施策細分	6-1-1-④危険個所対策の推進			目(名称)	1.河川総務費	
	重点P						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 普通河川権田川の護岸が崩壊し、土砂等が河川内に堆積している。今後、大雨等により災害が発生した場合、隣接土地への浸水被害等が懸念される。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 大雨時に隣接土地への浸水被害が懸念されるため、護岸の整備及び浚渫を実施することにより、人命や財産を守り、市民の安全安心な生活が確保できる。						
	<b>(3)事業の概要</b> 護岸整備及び浚渫を実施する。 令和5年度 測量設計業務 令和6年度 整備工事(コンクリートブロック積工A=112m <sup>2</sup> )						
	<b>(4)期待される効果</b> 周辺の集中豪雨時における隣接土地への浸水被害等の災害を防止し、市民の安全安心な生活が確保できる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		10,000	10,000			
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債	緊急自然災害防止対策事業	10,000	10,000			
特財							
一財							
年度別取組の概要			測量設計 10,000千円	整備工事 10,000千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	公共土木施設である普通河川の護岸整備であることから、公共性が認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		公共土木施設である普通河川護岸整備であることから、市民の利益に寄与している。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民の人命及び財産を守り、市民が安心安全な生活をするうえで必要である。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		普通河川は管理者である市が管理すべきであるため、実施する必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	地元からの要望があり、事業規模は適正であり、実施する必然性はある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		普通河川の緊急自然災害防止対策事業であり、県及び他市町でも実施しており、均衡を欠いていない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	対策工事を実施することで、課題が解消され、事業効果が発揮される。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		普通河川の護岸整備であり、それ以外の手法は考えられない。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	公共土木施設である普通河川の護岸整備であることから、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		公共土木施設である普通河川の護岸整備であることから、特権的な恩恵は与えていない。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	近年の異常気象による緊急自然災害防止対策のために実施する事業であり、事業を実施しなかった場合は、事業対象護岸の崩壊が進み、市民の安心安全な生活に支障をきたす。												
	課題	普通河川の管理用道路がないため、工事用道路を確保する必要がある。											
解決策	地元及び隣接地権者に事業の趣旨等を説明し、工事用道路の確保について理解を得る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		本事業は、市民の安心安全を確保するうえで必要な事業である。また、予算については緊急自然災害防止対策事業債での実施を考えている。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	補正新規
		緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であることが着実であることが確認できれば、令和5年度補正予算(12月)での予算要求を可能とする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	15010	予算事業名	道路橋りょう総務費		担当部局	建設部	
個別事業名	6	道路橋梁総務費			担当課室	都市計画課	
					担当班	都市計画班	
事業期間	令和 6 年度～令和 7 年度( 2 年間)			実施区域	西有家町		
総合計画	基本柱	7.基盤整備			会計区分	1.一般会計	
	政策	1.交通環境の充実			款(名称)	8 土木費	
	施策	1.道路網の整備			項(名称)	2 道路橋りょう費	
	施策細分	7-1-1-①市内道路の整備(総合戦略)			目(名称)	1 道路橋りょう総務費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	新規策定予定						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	昭和50年 須川港外港が計画され着工。昭和53年背後地を西有家町施行での埋立が計画され、同時に宮原地区の土を埋立に使用するよう同地区地権者より要望される。昭和56年1月より同地区を土取場として指定し埋立開始。土地については換地による配分を行い集団和解方式にて問題を解決することで現在に至る。現状は、換地後の確定測量を実施する準備を土地家屋調査士が行っている。なお、測量は令和6年度第2四半期には完了見込みである。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	宮原地区については、基金による積立金残高が1,034千円あり、この宮原道路整備基金は条例により用途が制限され、道路を整備するための経費に充てるためと規定されている。また、この基金は、宮原地区から運び出した土の代金であり、本来は地元収入である。以上のことを鑑み、地区内の道路整備部分に対する測量等の経費として充てるため補助金として交付する。なお、市道宮原線(仮称)の用地は市へ無償提供予定であり、側溝布設及び舗装工事については、市で工事を発注する。						
<b>(3)事業の概要</b>							
道路舗装工事 幹線道路L≒166m W=6.0(8.0)m 支線道路L≒228mW=3.0(4.0)m 確定測量補助金 地区面積A=18,602m <sup>2</sup> 地区内道路面積A=3,657m <sup>2</sup>							
<b>(4)期待される効果</b>							
市道宮原線(仮称)が市道として供用ができるようになる。同市道を整備により、地元交通の利便性が向上する。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		財源名称		1,034	27,000		
		補助率					
	国庫						
	県費						
	起債						
特財	宮原道路整備基金繰入金		1,033				
一財			0	1	27,000	0	0
年度別取組の概要				補助金	舗装工事		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	宮原地区の集団和解により必要となる市道の整備を行う。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		新規道路を整備するため、市民の利益に寄与できる。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市民ニーズはあり、早期開通を望む声がある。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		公共工事に伴う跡地問題であり、道路整備に関し行政が実施する必要がある。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は、地区面積は確定しており、事業を実施する必要がある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣において類似の事業はない。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	新設市道が開通すること、集団和解による登記が完了すること
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		基金の使途は、条例のとおりであり、最適な手法である。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	地区内受益者はもとより地域住民が利用する市道となるため、公平性は確保されている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		地域住民が利用する市道となるため、特権的な恩恵を特定の地域や対象者に与えるものではない。
その他の視点		-			
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	今回、集団和解方式による問題解決ができなければ、今後和解協議ができる時期が来るか不明。また、集団和解方式による登記が完了しない限り、地元化市道宮原道路(仮称)が供用開始できない状態となる。				
	課題	集団和解が成立しない限り登記が完了しないため、事業を実施することは不可能。また、補助金の交付については、要綱を新たに作成する必要がある。			
解決策	集団和解に向けた協議の早期完了を目標とし、地区関係者との連携強化を図る。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	縮小		
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討		
備考	令和7年度供用開始を目指し、早期着工を実現させるため、集団和解による登記に対する補助金交付要綱を策定し、円滑な業務遂行を図る。 土地家屋調査士との協議、集団和解成立の見込みの状況を注視し、条件が整えば、令和6年度予算要求を可とする。 今後予定されている舗装工事の財源について、検討を行うこと。				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12408	予算事業名	廃棄物対策施設等整備事業		担当部局	環境水道部(衛生局)		
個別事業名	1	南有馬クリーンセンター解体事業(地域計画)			担当課室	環境課		
					担当班	環境班		
事業期間	令和 6 年度～令和 10 年度( 5 年間)			実施区域	南有馬町			
総合計画	基本柱	1.自然環境		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.自然環境との共生			款(名称)	4 衛生費		
	施策	2.環境負荷の少ないまちづくりの実現			項(名称)	1 保健衛生費		
	施策細分	1-1-2-②地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進(総合戦略)			目(名称)	6 環境衛生費		
	重点P							
根拠計画	循環型社会形成推進地域計画							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>可燃ごみの広域処理を実現するため、令和8年度から本市の可燃ごみは全て県央県南広域環境組合で焼却することになっている。</p> <p>本市のゴミを集約・圧縮して県央県南広域環境組合へ運搬するための南部リレーセンターが組合により建設され、令和8年度4月から供用開始されるが、リレーセンターの稼働後1年以内に解体工事に着手することを条件に現在稼働中の本市の焼却施設解体工事が循環型社会形成推進交付金事業の対象となる。</p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>既存ごみ焼却施設の解体に向け、令和6年度に循環型社会形成推進地域計画を策定し、令和7年度以降の解体事業の準備を進める。</p>							
<b>(3)事業の概要</b>								
<p>用途廃止後の南有馬クリーンセンターを解体する工事に向け、循環型社会形成推進地域計画策定などの準備を進める</p>								
<b>(4)期待される効果</b>								
<p>交付金を利用して施設の解体を行うため、一般財源の持ち出しが減る。</p> <p>文化庁などからの指摘事項(原城跡からの眺望)の改善につながる。</p> <p>アスベストの飛散防止ができる。</p>								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			0	6,431				
	財源名称							
	国庫							
	県費							
	起債							
	特財							
一財		0	6,431					
年度別取組の概要			循環型社会形成推進地域計画策定業務委託費用(一般財源)					

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	解体しない場合、老朽化してコンクリート片が落下するなどの危険が伴う建物となる。リレーセンターの敷地として一般車も通行するため早急に解体が必要と思われる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		解体することで景観についても、アスベスト飛散の心配についても、危険建造物としても市民が安全に利用することができる。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない	C	多額の予算を投じて解体するのかという意見もあるかもしれないが、煙突や炉には少なからずダイオキシンが固着していると思われるので、そのまま放置すべきではないと考える。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		公共施設の解体のため行政が実施する必要がある								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	環境省が廃焼却炉の円滑な解体の促進についての通達あり								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		交付金事業へ取り組むタイミングを逸して、解体ができずにそのまま放置された施設が多く見られる。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	解体することで、リレーセンター利用者の安全な通行ができ、ダイオキシン等の飛散も防止できる。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		機を逸してしまえば、交付金を利用できなくなり、多くの一般財源が必要となる。そのまま残すなら、壁面等の老朽化による落下などを防ぐため、管理が必要。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	入札により公平性を確保する								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		入札により同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えないようにする								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	交付金を活用して解体するため、現在稼働中の焼却施設を最短で解体するスケジュールで考えているが、この機会を逸すると、交付金を活用するには、解体後の跡地にリサイクルマテリアル施設を建設するしかない。これ以外では、全て一般財源で対応することとなる。もしくは、廃炉となった施設をそのまま残すこととなる。												
	課題	煙突には、ダイオキシンが含まれることが想定される。同様の規模の施設の解体には10億を超える費用がかかることから、これを全て一般財源で対応するのは無理だと思われるので、循環型社会形成推進交付金を活用するのが良いと思われる。交付金を活用して解体するか、原城跡からの眺望を考慮せず、そのまま残してしまうか判断が必要。											
解決策	既存焼却施設を解体する場合、南部リレーセンターの供用開始後、1年以内に解体工事に着手するか、それ以後に解体し、リサイクルマテリアル施設を建設するかをしなければならない。または、解体せずにそのまま放置するか判断が必要。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		既存焼却施設の解体に係る財源を確保し、景観への配慮や敷地の有効活用を図ることができるため、またコミュニティプラントの長寿命化に係る財源の確保及び浄化槽設置事業に関する財源を確保するために地域計画を策定したい。 なお、循環型社会形成推進交付金事業に取り組むにあたって、地域計画策定を環境課で、焼却炉解体事業を衛生業務課で、コミュニティプラントと浄化槽事業を上下水道課で分担して実施したい。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12414	予算事業名	地球温暖化対策事業		担当部局	環境水道部(衛生局)		
個別事業名	3	環境計画策定事業			担当課室	環境課		
					担当班	環境班		
事業期間	令和 4 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	1.自然環境			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	4.衛生費	
	施策	2.環境負荷の少ないまちづくりの実現				項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	1-1-2-③再生可能エネルギーの導入、活用促進(総合戦略)				目(名称)	6.環境衛生費	
	重点P	②住み続けたいくなる環境づくり						
根拠計画	南島原市脱炭素全体計画							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 2050年脱炭素社会実現に向けて、公共施設への再エネ導入と公共施設のZEB化など自治体が率先して取り組むべき事業が示されている。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 2030年には、設置可能な公共施設の50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指すとされているが、公共施設の耐用年数等を考慮しながら、効率的な導入が必要。ZEB化については、照明や空調設備などの更新に起債を利用するためにZEBの第三者認証を取得するもの。							
	<b>(3)事業の概要</b> ポテンシャル調査については、令和5年度に机上で60施設の順位付けをした上で、10～15施設の現地調査を実施する予定。令和6年度以降については、順次10～15施設の現地調査を実施し、導入の計画を策定するもの。  ZEB化調査については、更新時期を迎えている空調設備や照明設備などについて、起債を利用するために第三者認証を受けるもの。							
	<b>(4)期待される効果</b> 2050年脱炭素に向けた、自治体としての責務を果たすことができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			9,639	14,966	14,966	14,966	6,991	
	国庫	補助率						
	県費	起債	5,981					
	特財	一財						
			3,658	14,966	14,966	14,966	6,991	
年度別取組の概要			ポテンシャル調査 ZEB化調査	ポテンシャル調査 ZEB化調査	ポテンシャル調査 ZEB化調査	ポテンシャル調査 ZEB化調査	ZEB化調査	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	国が示すガイドラインに基づく								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		2050年脱炭素社会実現へ寄与する								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	国が示すガイドラインに基づく								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		自治体が率先して取り組むべき部分である								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	自治体が率先して取り組むべき部分である								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		国が示すガイドラインに基づく								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	効果を最大限に発揮させるために実施する事業								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		それ以外の手法はない								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	入札によって公平性を確保していく								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		入札によるので、同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えない								
	その他の視点												
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響											
ゼロカーボンシティ宣言や脱炭素全体計画で示した2050年脱炭素社会に向けた自治体としての取組が実現できず、国が示すガイドラインなどに沿うことができなくなる。													
課題		事業を実施する上で、国庫補助金を活用できるよう申請を続けていく。											
解決策	国庫補助の要望を行う												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		2050年脱炭素に向けて、行政機関として率先して取り組みを推進すべき事案と考える。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求を可とする。 なお、要求にあたっては、脱炭素債の活用を見込む事業の把握と精査を行うとともに、それに応じた調査を行うこととする。また、調査業務は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用を前提とする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12415	予算事業名	環境負荷低減化推進事業		担当部局	環境水道部(衛生局)		
個別事業名	1	環境浄化地域づくり推進事業			担当課室	環境課		
					担当班	環境班		
事業期間	平成 19 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	7.基盤整備			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.生活環境の充実				款(名称)	4.衛生費	
	施策	4.生活排水の処理				項(名称)	1.保健衛生費	
	施策細分	7-2-4-①適正な排水処理				目(名称)	6.環境衛生費	
	重点P							
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 水質汚濁防止法に基づく「有明海流域生活排水対策重点地域」の指定を受け、有明海の水質の保全を図る。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 生活排水の浄化を目的とする。							
	<b>(3)事業の概要</b> 業者へ委託し、EM菌を培養し、その培養液を各支所で配布する。家庭から出る排水が流入する河川、湖沼、側溝などの浄化に役立ててもらう。							
	<b>(4)期待される効果</b> 水質浄化、臭いの除去							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			0	970	970	970	970	
		財源名称	補助率					
	国庫							
	県費							
	起債							
特財								
一財			0	970	970	970	970	
年度別取組の概要			EM菌培養液の精製と配布・講習会を委託	EM菌培養液の精製と配布・講習会を委託	EM菌培養液の精製と配布・講習会を委託	EM菌培養液の精製と配布・講習会を委託	EM菌培養液の精製と配布・講習会を委託	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある	B 使用簿を確認すると、水質浄化の目的ではなく、家庭菜園の肥料として利用されることが多く見受けられた 広く市民の利益に寄与していると信じてたい
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している	
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	B 広く市民に利用されているかは疑問が残る 公益性を考慮すると行政が実施する方が好ましい
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利	
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A 必要最低限まで縮小している 他市の状況を把握していない
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない	
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A 側溝からの悪臭の苦情に対しては、一定の効果が見られたため、適正に活用されれば効果は発揮される 市内に1事業者しか対応できるところがない
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である	
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	D 特命随意契約のため 特命随意契約のため
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	c.与えている可能性がある	
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 令和5年度に事業を廃止したが、利用者からの再開要望が多く寄せられている。			
	課題	・市内に1事業者しか対応できるところがない。 ・家庭菜園の肥料として利用される頻度が高い。		
	解決策	日常生活に影響する事柄であるため、需要があるまでは事業を実施する。		
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 B 妥当性 A 有効性 A 公平性 D 評価区分	継続 令和4年度をもって廃止したが、再開要望が寄せられ、EM菌配布事業を再開している。	
	市長評価	公益性 C 必要性 C 妥当性 B 有効性 A 公平性 C 評価区分	再検討 現在の事業は生活排水の浄化を目的としており、家庭菜園の肥料等の利用頻度が多いのであれば、事業の目的・趣旨に反するため事業実施の必要性が疑わしい。 しかしながら、水質改善のみならず土壌改良にも効果が認められることも伺えることから、環境保全という大きな目的を達成するための事業として、事業内容を再検討することとする。	
備考				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12610	予算事業名	ごみ処理施設等整備事業費		担当部局	環境水道部(衛生局)		
個別事業名	6	南有馬クリーンセンター解体			担当課室	衛生業務課		
					担当班	衛生総務班		
事業期間	令和 6 年度～令和 10 年度( 5 年間)			実施区域	南有馬町			
総合計画	基本柱	1.自然環境			会計区分	1.一般会計		
	政策	1.自然環境との共生				款(名称)	4 衛生費	
	施策	2.環境負荷の少ないまちづくりの実現				項(名称)	2 清掃費	
	施策細分	1-1-2-②地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進(総合戦略)				目(名称)	2 塵芥処理費	
	重点P							
根拠計画	循環型社会形成推進地域計画							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	可燃ごみの広域処理を実現するため、令和8年度から本市の可燃ごみは全て県央県南広域環境組合で焼却することになっている。本市のゴミを集約・圧縮して県央県南広域環境組合へ運搬するための南部リレーセンターが組合により建設され、令和8年度4月から供用開始されるが、リレーセンターの稼働後1年以内に解体工事に着手することを条件に現在稼働中の本市の焼却施設解体工事が循環型社会形成推進交付金事業の対象となる。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	令和6年度に循環型社会形成推進地域計画を策定→県へ提出→環境省からの承認 令和7年度に解体設計業務を委託 令和8年度末から焼却施設解体工事に着手→令和10年度中の事業完了を予定							
個別事業の内容	<b>(3)事業の概要</b>							
	用途廃止後の南有馬クリーンセンターの解体 R7～R8年度 2か年事業として、実施設計等発注支援業務 R8～R10 3か年事業として、解体工事及び工事に伴う施工監理業務							
	<b>(4)期待される効果</b>							
	交付金を利用して施設の解体を行うため、一般財源の持ち出しが減る。 文化庁などからの指摘事項(原城跡からの眺望)の改善につながる。 ダイオキシン類等の飛散防止ができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称	補助率			25,000	412,000	311,000	
	国庫	循環型社会形成推進交付金	1/3		8,058	137,333	101,000	
	起債	一般廃棄物処理事業債・財対債	補助残の90%		14,500	247,200	181,800	
	特財				2,442	27,467	28,200	
	一財							
年度別取組の概要				循環型社会形成推進地域計画策定業務委託費用(一般財源):環境課	発注支援(実施設計)	・発注支援 ・施工管理 ・解体工事着手	・施工管理 ・解体工事(R10も同額程度)	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	解体しない場合、老朽化してコンクリート片が落下するなどの危険が伴う建物となる。リレーセンターの敷地として一般車も通行するため早急に解体が必要と思われる。									
	事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		解体することで景観についても、アスベスト飛散の心配についても、危険建造物としても市民が安全に利用することができる。									
必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない	C	多額の予算を投じて解体するのかという意見もあるかもしれないが、煙突や炉には少なからずダイオキシンが固着していると思われるので、そのまま放置すべきではないと考える。									
	適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		公共施設の解体のため行政が実施する必要がある									
妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	環境省が廃焼却炉の円滑な解体の促進についての通達あり									
	近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		交付金事業へ取り組むタイミングを逸して、解体ができずにそのまま放置された施設が多く見られる。									
有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	解体することで、リレーセンター利用者の安全な通行ができ、ダイオキシン等の飛散も防止できる。									
	事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		機を逸してしまえば、交付金を利用できなくなり、多くの一般財源が必要となる。そのまま残すなら、壁面等の老朽化による落下などを防ぐため、管理が必要。									
公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	入札により公平性を確保する									
	同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		入札により同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えないようにする									
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	交付金を活用して解体するため、現在稼働中の焼却施設を最短で解体するスケジュールで考えているが、この機会を逸すると、交付金を活用するには、解体後の跡地にリサイクルマテリアル施設を建設するしかない。これ以外では、全て一般財源で対応することとなる。もしくは、廃炉となった施設をそのまま残すこととなる。												
	課題	煙突には、ダイオキシンが含まれることが想定される。同様の規模の施設の解体には10億を超える費用がかかることから、これを全て一般財源で対応するのは無理だと思われるので、循環型社会形成推進交付金を活用するのが良いと思われる。交付金を活用して解体するか、原城跡からの眺望を考慮せず、そのまま残してしまうか判断が必要。											
解決策	既存焼却施設を解体する場合、南部リレーセンターの供用開始後、1年以内に解体工事に着手するか、それ以後に解体し、リサイクルマテリアル施設を建設するかをしなければならない。または、解体せずにそのまま放置するか判断が必要。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		施設を放置するのではなく、交付金等の財源があるうちに適切に解体を行いたい。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	新規
		令和7年度の解体工事に向けた準備を環境課と連携を図り、実施することとする。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	12621	予算事業名	深江衛生センター費		担当部局	環境水道部(衛生局)		
個別事業名	4	深江し尿中継施設の新設及び深江衛生センター解体			担当課室	衛生業務課		
					担当班	衛生総務班		
事業期間	令和 6 年度～令和 10 年度( 5 年間)			実施区域	深江町			
総合計画	基本柱	1.自然環境		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.循環型地域社会の形成			款(名称)	4.衛生費		
	施策	—			項(名称)	2.清掃費		
	施策細分	—			目(名称)	3.し尿処理費		
	重点P							
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>現在、中継局として使用している深江衛生センター(旧し尿処理施設)は、し尿処理施設をそのまま使用している為、一部機械を操作し職員が常駐する必要がある。また、施設自体も老朽化が著しい為、中継施設を新たに新設(現在の槽を改造するか検討の必要あり)し、無人化する。それと同時に現在の深江衛生センターの施設の解体を行う。</p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>し尿処理施設をそのまま利用している為、各槽が小さく常時ポンプでの移送作業が必要であり、職員が常駐する必要がある。                  各槽の深さが5mと深く一人での引抜が困難である為、2人体制での作業になっている。                  建物が古く劣化も著しい。                  新たに中継槽として大型槽や投入口を設置し、遠隔操作で設備管理を行い無人化を図る。</p>							
<b>(3)事業の概要</b>								
令和5年度 中継施設及び解体方法の検討 令和6年度 計画策定・設計 令和7年度 解体工事に着手								
<b>(4)期待される効果</b>								
解体及び、大型槽を設置することにより無人化を図れ、効率的かつ経済的である。								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称			25,000	110,000	170,000	250,000	
	国庫	補助率						
	県費							
	起債							
	特財							
一財			25,000	110,000	170,000	250,000		
年度別取組の概要			整備計画 実施設計	・大型槽新設 または、改修 投入口設置 ・施工監理業務	・深江衛生センター解体 ・施工監理業務	・深江衛生センター解体 ・施工監理業務		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	不用な施設であり早急な解体が必要である。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		無人化することにより、人件費や維持管理費が抑制される。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	公共施設の適正化の観点からも不要な施設の廃止する。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市の施設であり行政が行う必要がある。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	大型槽にすることにより、維持管理が行いやすくなる。また、不用な施設は解体する必要がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない										
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	C	大型槽を新規で設置するのか、現状の槽を改修するのかを検討する必要がある。 槽の大きさや、構造等新規か改修かを検討する為に、先延ばしする事も検討する必要がある。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり										
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない										
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	各槽がそれぞれ小さい為、常に移送ポンプで移送をかける必要があり、機器類の劣化に伴い機器の更新や槽の防食が必要経費として必要となる。また、職員が常駐する必要があり人件費も必要となる。昨今の物価上昇に伴い、事業が遅くなればなるほど、事業費が高騰する恐れがある。施設が老朽化してくると、外壁、天井などの崩落等の危険性がでてくる恐れがある。												
	課題	今後、中継槽を整備するうえでの検討事項 ①現在の槽を改修し中継槽とする場合……深すぎて作業が行えないので半分程度埋めて浅くしてしまうと容量が不足してしまうので、槽の追加新設の必要がある。 ②完全に新設で中継槽を設置する場合……工事経費が高くなる。											
解決策	現在の槽を改修した場合と完全に新設した場合の金額の差を把握し、投入口、引抜用の建屋や脱臭設備等についても必要性の検討を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	C	公平性	A	評価区分	新規
		現在の槽を活用し中継施設を施工するのか、新規で施工するのか若しくはしばらく現状維持なのか検討を行う。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	C	妥当性	C	有効性	C	公平性	A	評価区分	保留
		現時点において早急に取り組まなければならない事業とは言えないと判断する。しかしながら、現状のまま放置することもできないため、現施設周辺の市有地の状況等も考慮しながら、効率的な中継施設のあり方を検討することとする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17020	予算事業名	地域とともにある学校づくり推進事業	担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名	1	コミュニティ・スクール推進事業		担当課室	学校教育課		
				担当班	学校教育班		
事業期間	令和3年度～令和9年度	(7年間)		実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり	予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	1.教育の充実		款(名称)	10.教育費		
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進		項(名称)	1.教育総務費		
	施策細分	5-1-2-③地域に根ざした教育の推進(総合戦略)		目(名称)	2.事務局費		
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された組織であり、「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」として、市町教育委員会は設置するように努めなければならないとされている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民との連携・協働体制を構築し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。そしてそれらの協力・支援活動が適切に行われるためには、その活動を担う地域住民等が、校長が持つ学校運営のビジョンや、運営の状況、児童生徒が抱える課題等を的確に把握することが必要となる。学校は、社会に開かれた教育課程を実現し、地域とともにある学校づくりをすること、地域は、学校を核にした地域づくりをすることが求められている。そこで、学校教育課と生涯学習課が互いに協力し、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を学校教育課が所管し、地域学校協働活動を生涯学習課が所管しながら、「地域とともにある学校づくり推進事業」を推進していく。本市では、各小中学校にすでに学校支援会議を設置しているが、活動や支援体制の一本化を図ると同時に地域の持つ力を学校教育に最大限に生かして子どもたちの力をさらに伸ばすことを目的として、コミュニティ・スクールを設置する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 本市の学校運営協議会は、中学校区に1つ設置していく。これまでに、南有馬地区(南有馬小学校、南有馬中学校)、口之津地区(口之津小学校、口之津中学校)に学校運営協議会を設置している。今後毎年度、新たに学校運営協議会の設置を希望する1地区を募集し、準備検討委員会を立ち上げ、翌年度学校運営協議会を設置していく。最終的に8地区すべての中学校区に学校運営協議会を設置する。						
	<b>(4)期待される効果</b> (1)組織的・継続的な体制の構築ができる。 (2)役割分担をもって連携・協働による取組ができる。 (3)学校が掲げる目標・ビジョンを共有できる。 (4)風通しの良い学校運営が図られる。 (5)地域総がかりで育成ができる。 (6)学校を中心とした活動ネットワークが広がる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		309	309	309	309	309
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			309	309	309	309	309
年度別取組の概要			学校運営協議会委員報酬	学校運営協議会委員報酬	学校運営協議会委員報酬	学校運営協議会委員報酬	学校運営協議会委員報酬

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定された組織であること								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本市すべての小中学校に設置するため								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地域における教育力の向上に資するため								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		適切な伴走支援の必要性								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	中学校区を単位と設置するため小中連携の充実が期待できる								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の導入率とほぼ同水準								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	地域と連携した様々な事業が展開されている								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		学校運営協議会準備検討委員会を設置し、周到に準備を進めている								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内全ての小中学校に設置予定								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全ての小中学校に設置予定								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	すでに学校運営協議会を設置している中学校区との公平性が担保できない。												
	課題	8地区全てに学校運営協議会を設置した場合、教育委員会の伴走支援の対応が煩雑になってくる。											
解決策	担当者を課内で割り振る。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
	これまでに、南有馬地区(南有馬小学校、南有馬中学校)、口之津地区(口之津小学校、口之津中学校)に学校運営協議会を設置した。次年度は布津地区(布津小学校、飯野小学校、布津中学校)の学校運営協議会設置に向け、準備検討委員会を立ち上げた。併せて、最終的に8地区すべての中学校区に学校運営協議会を設置する予定であるため、次年度も希望地区を募ることとしている。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課における方向性のとおりとする。												
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17150	予算事業名	小学校教育振興費		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	6	プログラミング教材導入事業	担当課室	学校教育課			
			担当班	学校教育班			
事業期間	令和 6 年度～令和 9 年度( 4 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実			款(名称)	10.教育費	
	施策	3.教育環境の整備			項(名称)	2.小学校費	
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)			目(名称)	2.教育振興費	
重点P	該当しない						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 2020年度(令和2年度)小学校学習指導要領の完全実施に伴い、小学校におけるプログラミング教育が必修化された。しかしながら、授業実践例や教材等の整備は十分ではなく、現場には戸惑いがある。そこで、プログラミング教育を実施するために必要な環境を整備する必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> プログラミング教育の教材として人型ロボット「ペッパー」を導入することで、プログラミング教育の実践例の蓄積及び充実を図ることができる。また、Wi-Fiルータを導入することで、教室以外での活用が可能となる。						
	<b>(3)事業の概要</b> プログラミング教育の教材として人型ロボット「ペッパー」を5台導入し、1か月ごとに市立学校を巡回配置することで児童及び教職員が授業等に活用する。Wi-Fiルータは全校2台(分校は各1台)配付し、Wi-Fiが届かない場所(体育館などの教室以外の学習場所)において、プログラミング学習ができるようにする。						
	<b>(4)期待される効果</b> 人型ロボット「ペッパー」は、児童にとっては親しみやすい教材であり、プログラミング教育に抵抗なく取り組むことができる。また、タブレット上でもデモ画面でプログラミングをすることができる。Wi-Fiルータは、使用場所を選ばないため、これまで学習できなかった場所においても学習に取り組むことができ、授業の選択肢を広げることができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		1,652	1,652	1,652	1,652	1,652
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財	ふるさと応援寄附基金繰入金	400					
一財		1,252	1,652	1,652	1,652	1,652	
年度別取組の概要		教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	プログラミング教育の必修化に伴う、教材や通信環境の整備が必要であるため。 市立学校の全ての児童及び教職員が活用することができるため。									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している											
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	情報技術の進歩は著しく、社会環境の変化に合わせた教育を実施する必要があるため。 市立学校に係る事業のため、行政が担う必要がある。									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある											
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	各学校で工夫した活用が見られるが、事業規模の拡大ができることさらに充実した教育ができる。 プログラミング教育の充実には、本教材は欠かせないものである。									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない											
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	各学校で工夫した活用が見られ、実践例の共有も図られつつある。 プログラミング教材も日々進歩しており、ベッターに代わる教材の検討も今後必要。									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり											
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	全ての市立学校を巡回させるため、教育機会の均衡は保たれている。 学年に応じた活用が可能のため、特権的な恩恵を与えることはない。									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない											
	その他の視点													
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
2020年度(令和2年度)小学校学習指導要領の完全実施に伴う小学校におけるプログラミング教育が始まり、人型ロボット「ベッター」を活用した授業実践が行われると考える。その上で本プログラムと共働して取り組むことで、児童及び教職員が意欲的かつ主体的に実施していけると考える。														
課題		2020年度(令和2年度)小学校学習指導要領において、小学校におけるプログラミング教育が初めて必修化されたので、指導方法等について教職員に戸惑いがある。												
解決策	人型ロボット「ベッター」を活用した実践例の共有や教職員向け研修を充実させていく。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続	
		児童に「小学校段階における論理的思考や創造性、問題解決能力」の育成を図るため、人型ロボット「ベッター」を導入していく。今後、更に本市のICT教育の推進・充実及びグローバルな人材を図っていくためには、人型ロボット「ベッター」等のICT教育機器の整備が必要である。												
市長評価	市長評価	公益性	B	必要性	A	妥当性	A	有効性	B	公平性	A	評価区分	継続	
		所管課における方向性のとおりとする。												
備考														

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17250	予算事業名	中学校教育振興費		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	6	プログラミング教材導入事業			担当課室	学校教育課	
					担当班	学校教育班	
事業期間	令和 6 年度～令和 9 年度	( 4 年間)		実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり			会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実			款(名称)	10:教育費	
	施策	3.教育環境の整備			項(名称)	3:中学校費	
	施策細分	5-1-3-②学校施設の充実(総合戦略)			目(名称)	2:教育振興費	
重点P	該当しない						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	2021年度(令和3年度)中学校学習指導要領の完全実施に伴い、技術・家庭科の技術分野での学習が引き続き必修となっている。これまでもプログラミング教育は行われてきたが、「デジタル作品の設計・制作」が「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」に変更され、より発展的な学習が要求されている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	プログラミング教育の教材として人型ロボット「ペッパー」を導入することで、プログラミング教育の実践例の蓄積及び充実を図ることができる。また、Wi-Fiルータを導入することで、教室以外での活用が可能となる。						
<b>(3)事業の概要</b>							
プログラミング教育の教材として人型ロボット「ペッパー」を5台導入し、1か月ごとに市立学校を巡回配置することで生徒及び教職員が授業等に活用する。Wi-Fiルータは全校2台(分校は各1台)配付し、Wi-Fiが届かない場所(体育館などの教室以外の学習場所)において、プログラミング学習ができるようにする。							
<b>(4)期待される効果</b>							
人型ロボット「ペッパー」は、生徒が小学生のときにも活用しており、より発展的なプログラミング教育を実施することができる。また、タブレット上でもデモ画面でプログラミングをすることができる。Wi-Fiルータは、使用場所を選ばないため、これまで学習できなかった場所においても学習に取り組むことができ、授業の選択肢を広げることができる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			582	582	582	582	582
	財源名称		補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財	ふるさと応援寄附基金繰入金		100				
一財			482				
年度別取組の概要			教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料	教材リース料及び教材用モバイルルータ利用料

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	プログラミング教育の必修化に伴う、教材や通信環境の整備が必要であるため。 市立学校の全ての生徒及び教職員が活用することができるため。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	情報技術の進歩は著しく、社会環境の変化に合わせた教育を実施する必要があるため。 市立学校に係る事業のため、行政が担う必要がある。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	各学校で工夫した活用が見られるが、事業規模の拡大ができることさらに充実した教育ができる。 プログラミング教育の充実には、本教材は欠かせないものである。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	B	各学校で工夫した活用が見られ、実践例の共有も図られつつある。 プログラミング教材も日々進歩しており、ベッパ―に代わる教材の検討も今後必要。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	全ての市立学校を巡回させるため、教育機会の均衡は保たれている。 学年に応じた活用が可能のため、特権的な恩恵を与えることはない。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響 2021年度(令和3年度)中学校学習指導要領の完全実施に伴い、より発展的なプログラミング教育の教材として人型ロボット「ベッパ―」を活用した授業実践が行われると考える。その上で本プログラムと共働して取り組むことで、生徒及び教職員が意欲的かつ主体的に実施していけると考える。				
	課題	情報技術の進歩に伴い、プログラミング教育の教材開発も進んでいる。人型ロボット「ベッパ―」に代わるよりよい教材について検討していく必要がある。			
	解決策	人型ロボット「ベッパ―」を活用した実践例の共有や教職員向け研修を充実させていくとともに、技術科の教職員を中心とした現場の意見を聞いていく。			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続		
	市長評価	公益性 B 必要性 A 妥当性 A 有効性 B 公平性 A 評価区分	継続		
備考	生徒に「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決能力」や「計測・制御のプログラミングによる問題解決能力」の育成を図るため、人型ロボット「ベッパ―」を導入していく。今後、更に本市のICT教育の推進・充実及びグローバルな人材を図っていくためには、人型ロボット「ベッパ―」やそれに代わるICT教育機器等の整備が必要である。 所管課における方向性のとおりとする。				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17020	予算事業名	地域とともにある学校づくり推進事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名	2	地域学校協働活動事業			担当課室	生涯学習課		
					担当班	社会教育班		
事業期間	令和 3 年度～令和 10 年度( 8 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	5.人づくり		予算科目	会計区分	1.一般会計		
	政策	2.生涯学習のまちづくり			款(名称)	10:教育費		
	施策	2.青少年の健全育成			項(名称)	1:教育総務費		
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)			目(名称)	2:事務局費		
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>							
	<p>地域学校協働活動とは、保護者、PTA、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。 現在は、南有馬地区、口之津地区の2地区に導入している。最終的に8町全地区に導入を行う予定。</p>							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>							
	<p>学校教育課が推進する、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校「コミュニティ・スクール」を、より円滑かつ効果的なものにするために、地域学校協働活動が必要である。</p>							
<b>(3)事業の概要</b>								
<p>学校教育課が推進する、学校運営協議会は、中学校区に1つ設置していく。それに伴い地域学校協働本部も、同じように設置を行っていく。現在、南有馬地区(南有馬小学校、南有馬中学校)、口之津地区(口之津小学校、口之津中学校)に設置しており、1年度ごとに1地区ずつ募集し、準備検討委員会を立ち上げ、翌年度地域学校協働本部を設置していく。最終的に全地区の設置を行う。</p>								
<b>(4)期待される効果</b>								
<p>子どもたちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子ども、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待される。</p>								
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称		2,245	3,348	4,317	5,286	6,255	
	国庫	補助率						
	県費							
	起債							
	特財							
一財		2,245	3,348	4,317	5,286	6,255		
年度別取組の概要			一般事務員報酬、その他需用費	一般事務員報酬、その他需用費	一般事務員報酬、その他需用費	一般事務員報酬、その他需用費	一般事務員報酬、その他需用費	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	国において、コミュニティ・スクール設置が推進されており、また社会教育法第5条第2項に普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする示されているため								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本市全ての小中学校に設置するため								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地域における教育力の向上に資するため								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか	a.必要性がある		適切な伴走支援が必要								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	中学校区を単位として設置するため地域連携の充実が期待できる								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の導入率とほぼ同水準								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	地域と連携した様々な事業が展開されている								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		学校運営協議会準備検討委員会を設置し、周到に準備を進めている								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内全ての小中学校に設置予定								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全ての小中学校に設置予定								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	コミュニティ・スクールは国が推進している事業であり、長崎県においても独自施策である学校支援会議をコミュニティ・スクールへ移行する指導を行っている。「社会に開かれた教育課程」の実現を目標としており、今まで以上に学校と地域とが連携・協働した学校運営が必要であり、地域も学校とともに活動していかなければならない。学校を拠点とした安全・安心な活動を通じ、子どもたちの居場所作りや地域間交流には欠かせない事業である。また、コミュニティ・スクール導入が学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金算定の要件とされるため事業を廃止した場合、補助金がカットされる可能性もある。												
	課題	全地区において一斉にコミュニティ・スクールを導入するのは難しい。											
解決策	校長会をはじめ、保護者、地域住民に対して学校支援会議とコミュニティ・スクールの違いや必要性の説明を行っていき、周到に準備を行いながら、毎年度1地区ずつ導入を行っていく。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
	来年度は新たに1地区地域学校協働本部を設立する計画を行っている。 また、現在設置している地区については研修会を実施し、地域学校協働活動について理解と促進を深めていく。												
市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
	所管課における方向性のとおりとする。 ただし、事業費については再度精査し、部局別の予算要求基準を考慮した額を次年度予算として要求すること。												
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17403	予算事業名	放課後子ども教室推進事業		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	7	通学合宿モデル事業			担当課室	生涯学習課	
					担当班	社会教育班	
事業期間	平成 24 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	2.生涯学習のまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	2.青少年の健全育成				項(名称)	4.社会教育費
	施策細分	5-2-2-①青少年の健全育成(総合戦略)				目(名称)	1.社会教育総務費
重点P	該当しない						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 通学合宿とは、子どもたちが親元を離れ、異年齢集団で地域の公民館等に寝泊まりしながら、学校に通う取り組みである。昨今の子どもたちや地域社会の憂慮される問題に対応して教育効果が着実に認識されつつあることから実施している。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 物質的な豊かさの中で、親に依存して暮らす子どもたちに共同生活の機会を与え、日常生活体験を自分たちの力で行うことによって、子どもたちの社会性・自主性や人とともに生きていく力を育むことを目的としている。						
	<b>(3)事業の概要</b> 本市の通学合宿事業は市内小学生(高学年)を対象としている。新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、令和元年度の実施を最後に以降事業を中止としている。コロナウイルス感染症の5類への引き下げに伴い、事業の実施に向けて学校と協議を行い事業再開に向けて進めていく。						
	<b>(4)期待される効果</b> (1)子どものたくましく豊かな心を育てる(責任感・協調性・他人を思いやる力・規範意識・我慢する力) (2)家庭教育を見直す機会とする 1週間程度の子離れ体験の中で、わが子を見つめなおし、しつけや子どもへのかかわり方を話し合う機会とする (3)地域の子どもを地域で育てる気運を高める PTA・ボランティア団体、地域の方等が協働することにより、地域教育のネットワークの拡大を図り、地域の子どもは地域で育む気運を高める。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
	国庫	補助率					
	県費	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金	147	147	147	147	147
	起債						
	特財一財		949	949	949	949	949
年度別取組の概要			謝礼金	謝礼金	謝礼金	謝礼金	謝礼金

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	国において、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成することと示されているため。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		本市すべての小学校で実施予定。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	地域における子どもたちの社会性・自主性の向上に資するため。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		適切な伴走支援が必要。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	小学生(高学年)を対象としているため、小学生段階における「日常生活における実践力」や「基本的な生活習慣の定着」を期待することができる。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		近隣市の実施状況とほぼ同水準。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	地域における子どもたちの社会性・自主性の向上が発揮。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		実施校と協議を行い、周到に準備を進めている。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	市内全ての小学校で実施予定。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全ての小学校で実施予定。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	社会性・自主性や人と共に生きていく力を育む機会の減少。												
	課題	コロナ禍で変わった生活様式に合わせた合宿を実施する。											
解決策	課内または学校と協議を行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		次年度は学校関係者と事業の実施について協議し、コロナ禍で変化した新たな生活様式に合わせた通学合宿を実施する。 加えて新規地区を1地区実施する計画を行っている。											
次年度に向けた方向性	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		所管課における方向性のとおりとする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17407	予算事業名	芸術・文化振興事業		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	2	国民文化祭開催事業			担当課室	生涯学習課	
					担当班	社会教育班	
事業期間	令和4年度～令和7年度(4年間)				実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり			款(名称)	10.教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興			項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	2-2-1-①文化・芸術への鑑賞・創造・参加機会の充実			目(名称)	1.社会教育総務費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 令和7年度に長崎県で国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催が決定。(初開催) 「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」は地域の特色ある文化芸術活動をさらに活発化させ、本市ならではの文化・観光・産業の魅力を全国に発信するとともに、観光振興やまちづくりにつながる市独自の大会運営を図っていく必要がある。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 国民文化祭の開催を通じて、本市の特色ある文化芸術活動をさらに活発化させ、本市ならではの文化を全国に発信するとともに、世界遺産や島原半島ジオパークなど観光振興やまちづくりに寄与することを目的とする。						
	<b>(3)事業の概要</b> 【名称】第40回国民文化祭 第25回全国障害者芸術・文化祭 【会期】令和7年9月～11月の間で50日間程度 ・実行委員会の設立 ・文化事業の全国大会の誘致検討 ・市独自プログラムの検討 ・国民文化祭のPR(観光、世界遺産、ジオパーク関連のPR含む)						
	<b>(4)期待される効果</b> 各町の文化協会の発表の場の確保、及び活発な活動につながり会員の増加も期待できることから、令和7年度開催に向けて取り組む必要がある。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			2,666	3,174	5,091		
	国庫	財源名称	補助率				
	県費	長崎県ブラッシュアップ事業補助金	1/2	1,330	1,330	2,545	
	起債						
	特財						
一財			1,336	1,844	2,546		
年度別取組の概要			報酬207千円 印刷製本費528千円 運送料660千円	旅費962千円 報酬207千円 印刷製本費528千円 運送料660千円	謝礼金1,500千円 旅費454千円 報酬207千円 印刷製本費1,000千円		

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由										
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	文化事業の全国大会であるため									
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		県外来訪者の増加による経済効果等が期待できるため									
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	市文化協会の協力のほか、各種団体と連携して事業を実施するため									
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		市の実行委員会を立ち上げ、市町村ごとの実施となるため									
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	本市の特色を生かした事業を実施するため									
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		長崎県全体の事業であるため									
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	県外来訪者の増加による経済効果等が期待できるため									
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		長崎県を主体として実行委員会形式で実施するため									
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	広く市民が参加できるため									
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内全域の事業である									
	その他の視点													
	事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
令和7年度開催される国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を活かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造的に活用し、本市の一層の芸術文化の振興に寄与するものである。														
課題		多くの団体や市民に参加してもらうには、ニーズに合った事業内容の検討が必要。												
解決策	本市の実行委員会を令和5年度に立ち上げを予定しているため、事業内容の検討については実行委員会を通じて事業の検討を行う。													
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		本市においては、市町独自のプログラムとしてアートビレッジ・シラキノ事業を前面に打ち出して運営を行っていくほか、各町の文化協会の発表の場の確保にもつながり活発な活動につながり会員の増加も期待できることから、令和7年度開催に向けて取り組む必要がある。												
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	A	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続	
		所管課における方向性のとおりとす。												
備考														

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17410	予算事業名	セミナーヨ版画展開催事業		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	1	セミナーヨ版画展			担当課室	生涯学習課	
					担当班	社会教育班	
事業期間	令和5年度	～	令和未定年度	( - 年間)	実施区域	市全域	
総合計画	基本柱	2.郷土文化		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり			款(名称)	10.教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興			項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	2-2-1-③市民文化・芸術活動の推進(総合戦略)			目(名称)	1.社会教育総務費	
重点P	該当しない						
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 歴史的な文化遺産を本市の誇りとし、先人の国際性豊かな向学心や情熱を21世紀の人づくり・まちおこしに活かすため、全国から応募作品を集めた「セミナーヨ現代版画展」を開催する。併せて、地域の優れた文化、芸術を広く国内外へアピールし、歴史的な文化遺産や芸術資産を活用した事業を展開する。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 16世紀のセミナーヨで日本人の手によって日本で最初に制作された銅版画「セビリアの聖母」と「聖家族」、これらの歴史的な文化遺産を市の誇りとし、先人の国際性と向学心を鑑として、全国規模の版画公募展を開催することにより、「歴史と文化のあふれるまちづくり」を目指す。						
	<b>(3)事業の概要</b> 一般の部を全国公募として開催し、全国的な版画公募展として全国各地より多くの出品や参加をいただいている。版画展の開催を通して、本市の魅力や歴史などを更に全国に発信できるよう、市内各団体と連携しながら展覧会の充実を図る。 H30応募実績:15,869点(小学生14,308点,中学生1,277点,一般264点,グループ20点) H31(R1)応募実績:16,977点(小学生15,738点,中学生936点,一般275点,グループ28点) R3 応募実績:9,362点(小学生8,080点,中学生936点,一般317点,グループ29点) R4 応募実績:9,088点(小学生8,304点,中学生572点,一般177点,グループ35点)						
	<b>(4)期待される効果</b> 本展の作品募集は、県内はもとより九州、全国からの応募があり、本展審査員による受賞作品の総評を交えた表彰式及び懇談会等を実施することで、歴史文化を通じた交流を深めており、版画展を開催することにより、歴史的な文化遺産を本市の誇りとし、先人の国際性豊かな向学心や情熱を21世紀の人づくり・まちおこしに活かすことができる。						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	国庫	補助率					
	県費						
	起債	過疎ソフト	3,500	7,000	7,000	7,000	7,000
	特財	一財	3,500	0	0	0	0
年度別取組の概要			第22回展を実施	第23回展を実施	第24回展を実施	第25回展を実施	第26回展を実施

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本市の歴史文化遺産を活用した芸術文化振興を実施している。
		a.寄与している		受賞作品の展覧会や巡回展を市内外で開催している。
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	毎年市内の全小中学校から応募がっており、版画展開催事業が認知されている。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要性があるか		a.必要性がある
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	「歴史と文化のあふれるまちづくり」の一環として実施している。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか		a.欠いていない
	有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	大賞・準大賞作品は本市に所蔵しており、所管施設で展示等を行い、関連講座等も実施している。
		事業執行の方法が最適な手法であるか		a.最適である
	公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	小・中・一般・グループと4部門に分けて公募し、部門ごとに審査を行っているため。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか		a.与えていない
その他の視点				
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響			
	平成23年度から一般の部門を全国公募として開催し、現在では全国有数の版画公募展として広く認識されている。他の自治体にはない本市の特徴を十分に活かした事業であり、効率的かつ有効に本市の魅力や歴史などを全国に発信することができる事業である。世界遺産も含めた本市の情報発信及び地域振興並びにまちづくりを推進するうえで重要な役割を担う事業であることから、事業を実施しなかった場合、効率的かつ有効な全国に広く情報発信する事業がなくなってしまう。			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの観点から、関係部局との更なる連携や業務分担が必要である。</li> <li>・本市で所蔵している大賞および準大賞作品の展示場所の確保が必要である。</li> </ul>		
解決策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰式での交流イベントなど企画振興部等と連携し開催する。</li> <li>・作品の展示場所については、教育委員会所管施設のほか、旅行者の目に触れるよう、市内宿泊施設のロビーへの展示協力を依頼する。</li> </ul>			
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続	
	市長評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	継続	
備考	<p>所管課における方向性のとおりとする。 ただし、過疎債ソフト事業の充当額は、総額が決まっており、施設除却をはじめ多くの事業に充当する予定であるため、本事業のみを満額としない。</p>			

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17456	予算事業名	アートビレッジ・シラキノ事業		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	12	天正遣欧少年使節4少年銅像設置事業			担当課室	生涯学習課	
					担当班	社会教育班	
事業期間	令和 6 年度～令和 6 年度( 1 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	2.郷土文化		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	2.文化・芸術のまちづくり			款(名称)	10.教育費	
	施策	1.文化・芸術の振興			項(名称)	4.社会教育費	
	施策細分	2-2-1-③市民文化・芸術活動の推進(総合戦略)			目(名称)	2.社会教育施設費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 天正遣欧少年使節が学んだセミナリヨやコレジヨが置かれた土地に4少年の功績を顕彰し銅像を設置する。 (議会質問あり)						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 天正遣欧少年使節4少年の功績を顕彰することを目的に銅像を建立する。						
	<b>(3)事業の概要</b> 本市は長崎平和記念像を手掛けた日本を代表する彫刻家北村西望の生誕の地であり、歴史的遺産や地域の特性を活かした彫刻分野と天正遣欧少年使節4少年の功績を顕彰し銅像を設置する。						
	<b>(4)期待される効果</b> 天正遣欧少年使節の銅像設置については、天正遣欧少年使節の歴史的な意義や背景を学ぶ貴重なものであり、世界遺産である原城跡とあわせて、本市をPRする						
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	財源名称			35,000			
	国庫	補助率					
	県費						
	起債						
	特財						
	一財			35,000			
年度別取組の概要				委託料5,000千円 工事費30,000千円			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	歴史的背景があり公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		観光等による交流人口の増加が見込まれる
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	A	歴史的な功績を行った4少年を形として残すことは必要である。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	a.必要性がある		設置主体としては行政主導が適正であると考え
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	派遣された4少年のみの銅像を設置する。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		他市町でも類似の事業は実施されている。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	観覧者数増を図るため他部署と連携し広報紙、マップ等へのPRを図る
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		市内に銅像設置可能な業者がないため最適な手法であると考え。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	史談会等歴史研究団体と連携し制作を検討する
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		市内外の銅像制作が可能な者の中から選別する。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	天正遣欧少年使節の銅像設置については、天正遣欧少年使節の歴史的な意義や背景を学ぶ貴重なものであり、世界遺産である原城跡とあわせて、本市をPRし交流人口の増加等、絶好の機会であると思われる。				
	課題	製作に必要な天正遣欧少年使節団の資料が極めて少なく、服装を含めた容姿や大きさ、また製作者の選定などの課題がある			
解決策	市内の史談会や県外の美術館に所蔵されている文献を調査する。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 A 必要性 A 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	新規		
	市長評価	公益性 B 必要性 D 妥当性 A 有効性 A 公平性 A 評価区分	再検討		
備考	天正遣欧少年使節の銅像設置については、天正遣欧少年使節の歴史的な意義や背景を学ぶ貴重なものであり、世界遺産である原城跡のほか日野江城跡、セミナリヨ、コレジヨなど関連資産と関連した名所となる可能性が高い。また、銅像設置には歴史的な意義や背景を学ぶ教育的な部分も含まれており、小中学生の授業の一環としての教材にもなりうると考える。 現時点では要望や請願があるわけではなく、銅像設置を何人が望んでいるか等の市民ニーズすら不明であり、作成から設置までの全経費を自治体が負担して早急に取り組まなければならない理由はない。市民ニーズや社会的な賛同の状況を測る意味も含め、ふるさと納税の活用によるガバメントクラウドファンディングによる資金募集について検討すること。				

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17600	予算事業名	保健体育総務費		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	3	がんばんば体操講習会			担当課室	生涯学習課	
					担当班	スポーツ振興班	
事業期間	平成 25 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり		予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり			款(名称)	10.教育費	
	施策	1.生涯スポーツの推進			項(名称)	5.保健体育費	
	施策細分	5-3-1-①生涯を通じたスポーツの推進			目(名称)	1.保健体育総務費	
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	長崎県が県民の健康・体力づくりと平成26年に開催された長崎がんばんば国体の機運醸成を目的に平成19年度に県民体操「がんばんば体操」として創作され、平成26年度国体開催以降も県民体操として普及・推進が行われている。本市においては平成25年度から予算化して、市内インストラクターへの謝金として支出している。過去5年間の支出状況は、R3年度1人1回分、H31年度3人4回分、H30年度2人1回を支出している(R2,R4実績なし)。その他、普及の一環で「がんばんば体操DVD」の貸出を行っている。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	年々インストラクター派遣の要望、講習の機会は減少している。しかしながら、長崎県は県民体操の普及・推進を進めているため、市内においても地区体育祭の準備体操や学校からの派遣依頼があれば、インストラクターを派遣する必要がある。						
<b>(3)事業の概要</b>							
長崎県で県民体操として、普及・推進されているため、本市においても各種スポーツイベント等でがんばんば体操を実施することで市民の健康・体力づくりを図る。							
<b>(4)期待される効果</b>							
県民(市民)の健康・体力づくりの増進。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			12	8	8	8	8
		財源名称	補助率				
	国庫						
	県費						
	起債						
特財							
一財			12	8	8	8	8
年度別取組の概要				支出状況や需要を踏まえて減額			

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由	
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	B	県全体の取り組みのため公益性は認められる。
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		これまで一部の市民にしか寄与できていない。
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	c.賛否あり／把握していない	E	年々要望などは減少している。
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	c.民間で実施可能		例えばスポーツ推進員などにインストラクターの役割を担ってもらうなど方法はあるが、普及できていない。
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	C	県全体の取り組みのため実施する必要性は少なからずある。
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	b.一部調整の余地がある		他の自治体でも取り組み状況には差があり、全体的にも減退している状況。
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	c.効果が薄い	D	県全体としても普及できておらず、減退傾向にある。
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		市民の自主的な取り組みの方向に改善の余地はある。
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	B	講習会などの要望があれば、インストラクターを派遣を行っている。
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	b.懸念がある		講習会等の要望は減少しており、一部の地区や対象者に留まっているのが現状である。
その他の視点					
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響				
	県民体操として県全体で推進されている事業の一環であり、今後も継続的に実施される。本市においても講習会等の要望があれば、インストラクター派遣などその機会を提供する必要があるが、それができなくなる。				
	課題	本市では地区体育祭などの準備運動として、インストラクターの指導のもとにがんばらんば体操が実施しているが、市民が自主的にがんばらんば体操を実施できるほど普及していない状況。			
解決策	本市では「がんばらんば体操DVD」の貸出を行っており、また、県のホームページを参考にするなど自主的な活動を促し、普及定着を図る。				
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性 B 必要性 E 妥当性 C 有効性 D 公平性 B 評価区分	縮小		
	過去5年間の状況からR6年度から縮小する。				
市長評価	公益性 C 必要性 E 妥当性 C 有効性 D 公平性 B 評価区分	縮小			
	所管課における方向性のとおり、令和6年度予算要求は縮小を前提に可とする。但し、実績等を踏まえ、廃止を踏まえた今後の事業実施の必要性を十分に検討することとする。				
備考					

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17604	予算事業名	市民綱引き大会開催事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名	1	市民綱引き大会開催事業			担当課室	生涯学習課		
					担当班	スポーツ振興班		
事業期間	平成 18 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域			
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計	
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費	
	施策	2.スポーツ力の強化				項(名称)	5.保健体育費	
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施				目(名称)	1.保健体育総務費	
	重点P	該当しない						
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 平成18年度第1回大会から平成31年度第14回大会に至るまで、実行委員会を中心に実施してきた南島原市綱引き大会だが、ここ3年間は新型コロナウイルスの影響を受け、開催を中止している。また、年々出場チームが減少していることや、優勝するチームが毎回固定化されている等の現状を受け、実行委員会で競技種目の見直しを検討している。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> 一部の市民だけでなく、多くの市民が、そのニーズに応じて、スポーツに親しめる機会を提供し、市民の体力増進やニュースポーツ、シニアスポーツ等の普及・推進を目的に、綱引き大会に代わる競技種目のスポーツイベント大会を実施する必要がある。							
	<b>(3)事業の概要</b> 全市民を対象とした、新たな競技種目のスポーツイベント大会を実施することで、市民の体力増進とスポーツ交流人口の拡大を図る。							
	<b>(4)期待される効果</b> 市民の親睦や融和、地域連帯感の醸成、体力の保持・増進							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			475	475	475	475	475	
		財源名称	補助率					
	国庫							
	県費							
	起債							
特財								
一財			475	475	475	475	475	
年度別取組の概要			綱引大会開催補助金	綱引大会開催補助金	綱引大会開催補助金	綱引大会開催補助金	綱引大会開催補助金	

		評価の観点	担当課評価	判定	評価の理由								
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	b.一部課題がある	C	競技を特定しており、公益性に課題がある。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	b.一部寄与している		参加チームが市内全域からでもなく、特定の参加者で偏りがある。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	b.一部世代にのみ認められる	C	特定の地域や市民のみ認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利		事業の目的等を考えたら、行政が主導して行う方が有利である。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	b.一部余地がある	B	事業執行の方法など検討している。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		本市独自の事業であり、比較できない。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	b.一部改善の余地あり	C	事業執行の方法など検討している。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	b.一部改善の余地あり		事業執行の方法など検討している。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	b.一部改善の余地あり	C	開催場所や特定種目でもあり、公益性は改善の余地あり。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	b.懸念がある		特定の地域での開催や参加者にも偏りがある傾向。								
		その他の視点											
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	多くの市民がスポーツに親しめる機会や健康づくりや体力増進の機会、また本来の事業の目的である市民の親睦や融和、地域連帯感の醸成や体力の保持・増進の機会が失われる。												
	課題	新たな競技種目での大会となるため、実行委員会の運営が課題。											
解決策	南島原市綱引き大会でのノウハウを生かしながら、新たな大会が開催できるよう、実行委員会に助言・働きかけを行う。												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	B	有効性	C	公平性	C	評価区分	継続
		現在事業内容の見直しを検討されており、今年度に事業内容を改めて実施予定。											
市長評価	市長評価	公益性	C	必要性	C	妥当性	B	有効性	C	公平性	C	評価区分	再検討
		事業内容の見直しについて詳細な内容を検討すること。											
備考													

## 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17605	予算事業名	原城マラソン大会開催事業		担当部局	教育委員会事務局	
個別事業名	1	南島原市原城マラソン大会開催事業			担当課室	生涯学習課	
					担当班	スポーツ振興班	
事業期間	平成 18 年度～令和 未定 年度( - 年間)			実施区域	市全域		
総合計画	基本柱	5.人づくり			予算科目	会計区分	1.一般会計
	政策	3.生涯スポーツのまちづくり				款(名称)	10.教育費
	施策	2.スポーツ力の強化				項(名称)	5.保健体育費
	施策細分	5-3-2-①スポーツイベントの実施				目(名称)	1.保健体育総務費
	重点P	該当しない					
根拠計画	-						
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b>						
	平成3年度から南有馬町で開催されてきた本大会は、令和4年度で30回開催されている(R2,3は新型コロナウイルス感染症の影響で延期)。世界文化遺産「原城跡」の顕彰と健康づくり・競技力の向上を目的に市内外から約2,000人の参加者があり、本市の地域活性化に大きく寄与している。						
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b>						
	歴史とロマンを秘めた「島原天草一揆」最後の主戦場、世界文化遺産「原城跡」を顕彰するとともに、健康づくりと競技力の向上を図るため、南島原市の美しい自然を満喫しながら走るマラソン大会を実施し、参加者と市民相互のコミュニケーションの場を提供し、地域の活性化に寄与するもの。						
<b>(3)事業の概要</b>							
世界文化遺産「原城跡」の顕彰とスポーツによる地域活性化を目的に開催するマラソン大会。地元特産品の販売や素麺の試食会などを実施し、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、島原半島ジオパークなどのブースを設けてPR活動なども実施している。							
<b>(4)期待される効果</b>							
地域活性化							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	財源名称						
	補助率						
	国庫						
	県費						
	起債						
特財		5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	
一財		300	300	300	300	300	
年度別取組の概要			計測業務委託、音響・テナント賃借ほか	計測業務委託、音響・テナント賃借ほか	計測業務委託、音響・テナント賃借ほか	計測業務委託、音響・テナント賃借ほか	計測業務委託、音響・テナント賃借ほか

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由									
事業の評価	公益性	事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	市内はもとより、市外・県外から多くの参加者があり、公益性は認められる。								
		事業の効果が広く市民の利益に寄与しているか	a.寄与している		地域活性化や観光、宿泊など、広く市民の利益に寄与するものとする。								
	必要性	現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	B	観光面や地域活性化の観点からも市民ニーズが認められる。								
		適切な官民の役割分担の観点から、行政が実施する必要があるか	b.行政が実施する方が有利		本事業は、実行委員会で大会運営を実施しているが、完全に民間運営は事業の性質上厳しい。								
	妥当性	事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	事業規模は、参加者を一定数制限しており、本市を代表するスポーツイベントとして実施する必要がある。								
		近隣市の類似の事業等と比較し、均衡を欠いていないか	a.欠いていない		事業の性質上、近隣しとの比較は難しいが、均衡を欠いているものではないと考える。								
	有効性	事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	世界遺産「原城跡」の顕彰と健康づくり、地域活性化の目的に期待される効果が発揮されている。								
		事業執行の方法が最適な手法であるか	a.最適である		事業執行の方法は最適であると考えている。								
	公平性	事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	A	スタッフや協力団体、参加事業所は市内全域におよんでおり、公平性は確保されている。								
		同一地域、同一対象者に特権的な恩恵を与えていないか	a.与えていない		多くの市民が全域から参加するものであり、出店なども市内各所の事業所が参加している。								
その他の視点													
事業実施に関する影響・課題等	事業を実施しなかった場合の影響												
	本市を代表する歴史あるスポーツイベントとして、これまでも地域の活性化や観光、世界文化遺産「原城跡」の顕彰等に寄与しており、今後も継続して本大会を実施していく必要があると考える。												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化や観光にこれまで以上につなげるため、大会運営の充実・効率化を図る必要がある。</li> <li>・大会参加者等の交通事故が発生しないように交通事故防止に努める必要がある。</li> </ul>											
解決策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで以上に各種団体と連携、大会PRや大会自体の活性化を図り、観光や地域活性化につなげる必要がある。</li> <li>・大会参加者を一定数で制限して、警察等と連携、大会スタッフ充実など交通安全の徹底に努める。</li> </ul>												
次年度に向けた方向性	実施機関評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	継続
		30回記念大会で補助金増額となったが、今後は物価高騰の影響が懸念されるため、引き続き同額で要求するもの。											
市長評価	市長評価	公益性	A	必要性	B	妥当性	A	有効性	A	公平性	A	評価区分	再検討
		歴史ある大会で事業の継続については認めるものの、全体事業費における補助金の割合を比較した場合に、適切な補助率なのかを再度検討すること。また物価高騰における対応も、参加料の見直し等とあわせて検討を行うこととする。											
備考													

# 新規事業等評価調書

★新規補助金も本様式で提出

予算事業番号	17651	予算事業名	B&G海洋スポーツ振興事業		担当部局	教育委員会事務局		
個別事業名	7	先進的海洋センター整備事業			担当課室	生涯学習課		
					担当班	スポーツ振興班		
事業期間	令和4年度～令和未定年度( - 年間)			実施区域	加津佐町			
総合計画	基本柱	5.人づくり			予 算 科 目	会計区分	1.一般会計	
	政策	1.教育の充実				款(名称)	10:教育費	
	施策	2.「人間力」を育む教育の推進				項(名称)	5:保健体育費	
	施策細分	5-1-2-③地域に根ざした教育の推進(総合戦略)				目(名称)	2:体育施設費	
重点P								
根拠計画	-							
個別事業の内容	<b>(1)事業・制度の背景(現状と課題)</b> 令和4年2月にB&G財団が「先進的海洋センター整備事業」(上限額10億円100%助成、一部対象外経費あり)の募集がなされ、本市も参加表明して、同年7月に申請提出、一次審査を通過して、二次審査で不採択となる。※最終的にいずれの自治体も採択に至らず。本年も同様に募集がなされ、3月参加表明、現在申請書作成を行っている(10/3日提出期限)。							
	<b>(2)事業の目的(課題解決に向けた対策、事業の必要性)</b> B&G財団「先進的海洋センター整備事業」の目的は、①新規事業の開発及び実践が可能な艇庫機能を有する先進的海洋センターの整備。②海離れを分析し海興しの手法と計画の実践及び検証を行い、他の自治体への周知。③人材育成のプログラム開発とそのノウハウを全国の海洋センターへ波及。以上の3つ。 本事業に採択されれば全国唯一の先進的海洋センターとして、全国から研修などの受入れを行うなど、様々な形で地域活性化につながる事業となりうる。							
	<b>(3)事業の概要</b> B&G財団が全国のB&G海洋センターを対象に公募している全国唯一の先進的海洋センターを整備する目的の事業。B&G財団の上限額10億円100%助成で、一部対象外となる経費(解体費等)もある。先進的海洋センターを整備して、少子高齢化や人口減少、環境問題などの社会問題や海離れによる海洋人材の減少などを分析して、その手法と計画の実践及び検証を行い、全国の海洋センターへ周知すること。また、人材を育成して全国に波及させることが事業内容となる。審査は第三次審査まで、12月下旬に採択自治体が決定。事業スケジュールは、令和6年に協議開始、令和6年度中に基本・実施設計、令和7年度から施設建設、令和9年から運用開始。							
	<b>(4)期待される効果</b> 本事業の人材育成の部分で「生きるための学力と人間力の向上」について先進的に研究する機会を設定し、人間力の向上に取り組み、本市の将来を担う意欲ある人材を育成を実施する。また、全国唯一の海洋センターとして、全国からの人材や研修などの受入れを行うことで、様々な形で地域活性化や人口減少対策、観光面にも効果が期待できる。							
年度別の計画額の概要	財源内訳 (千円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	財源名称		74,372	808,150	84,424	64,565	14,705	
	国庫							
	県費							
	起債	公共施設適正化管理推進事業 90%		30,700				
	特財	B&G財団先進的海洋センター整備事業	70,000	773,961	70,000	50,000		
一財		4,372	3,489	14,424	14,565	14,705		
年度別取組の概要			申請書コンサル・設計業務委託料、基本設計・実施設計	解体撤去・整備事業一式	ソフト事業、備品購入、人件費	ソフト事業、人件費	人件費	

評価の観点		担当課評価	判定	評価の理由
事業の 評価	公益性 事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか	a.認められる	A	本市の地域活性化や観光客の増加、人口減少対策などに期待できるため公益性は認められる。 地域活性化や観光、人口減少など、広く市民の利益に寄与するものとする。
		a.寄与している		
	必要性 現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか	a.認められる	B	本市の地域活性化や観光客の増加、人口減少対策などに期待できるため、市民のニーズが認められる。 本事業は、施設は公共施設であることが要件であるが、運営は指定管理など一部民間運営を検討している。
		b.行政が実施する方が有利		
	妥当性 事業規模は適正であり、実施する必然性があるか	a.必然性がある	A	本事業は、B&G財団の100%助成事業(一部対象外あり)であり、事業規模は適正で実施する必要性はある。 本市の申請企画内容として、雲仙市・島原市や天草市と連携して本事業の一部を実施する計画である。
		a.欠いていない		
有効性 事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮される予定か	a.発揮予定	A	成果をあげ、期待する効果が発揮されるように運営体制等を現在協議検討している。 事業執行の方法を運営面や施設管理など最適な方法を現在協議検討している。	
	a.最適である			
公平性 事業実施にあたって公平性が確保されているか	a.公平である	B	事業の効果や成果が、市内全域に及ぶように多方面から施策を検討している。 整備地区が加津佐町前浜のB&G艇庫周辺であるため、特権的にならないように多方面から施策を検討している。	
	b.懸念がある			
その他の視点				
事業 実施に 関する 影響・ 課題等	事業を実施しなかった場合の影響 本事業は、B&G財団の上限額10億円100%助成事業(一部対象外経費あり)であり、採択された場合は全国唯一の「先進的海洋センター」となるため、本市にとって地域活性化や人口減少対策、観光客の増加など様々な形で大きな効果が期待できる。			
	課題	採択された場合、助成対象外の経費(既存施設の解体費、土地の造成、維持管理費等)があり、センター整備の段階で市が一定額負担する必要がある。また、施設は公共施設として運営する必要があるため、今後施設の維持管理経費や修繕費など市が負担する必要がある。		
	解決策	助成対象外の経費に活用できる補助金等調べて、可能な限り活用する。		
次年度 に向けた 方向性	実施機 関評価	公益性 A 必要性 B 妥当性 A 有効性 A 公平性 B 評価区分	継続	
	市長評 価	公益性 A 必要性 B 妥当性 A 有効性 A 公平性 B 評価区分	再検討	
備考	本事業の申請後は、審査は第三次審査まで行われ、12月下旬に採択自治体が決定する。 事業スケジュールは、令和6年に協議開始、令和6年度中に基本・実施設計、令和7年度から施設建設、令和9年から運用開始となる予定。 今年度中の採択にむけた取組については継続することとするが、採択後の補助金の受入方法、市の役割、人員配置や助成対象期間後のランニングコスト等について、再度検討を行うこと。			